

第6次 訓子府町 総合計画 (平成29年度～平成38年度)

～「ちょっといいね!」がたくさんあるまち くんねっぷ～」



はじめに

本町は、昨年、明治 30 年に高知県の北光社移民団の内 13 戸の方々が開拓の鍬を打ち下ろしてから 120 年を迎え、新たな未来に向けて第一歩を踏み出し、4 月には子育て対策の一環として、幼保連携型の認定こども園「わくわく園」を開設したところです。

近年、町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会の到来など大きく変化しており、今後ますます多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

開拓 120 年、地方自治法制定 70 年の節目の年に、国が課していた第 5 次までの総合計画策定とは異なり、初めて町が自主的に平成 29 年度から 10 年間の将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる「第 6 次訓子府町総合計画」を策定いたしました。

新しい計画では、過去から受け継いできた大切なもの、今ある貴重なものを守り、そしてこれから創る新しいものを育て、未来へつないでいくため、『『ちょっといいね!』がたくさんあるまち くねっぶ』をまちの将来像としました。

また、この将来像の実現を図るため、7 つの基本目標を設定し、特に重点的に取り組むべき施策については、「重点プロジェクト」として位置付け、各種施策に取り組んでいくとともに、住民一人一人が「住んでいて良かった」と思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、町民アンケート調査や車座トーク、まちづくりトークなどを通して貴重なご意見をいただきました住民の皆様、総合計画策定審議会、町議会、関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

訓子府町長 菊池一春



認定こども園「わくわく園」



訓子府町民憲章（昭和 45 年 8 月 1 日制定）

美しい緑の野山につつまれ、常呂川の清い流れにそって、発展してきた訓子府町には、いまでも先人のたくましい開拓精神が生きています。

わたしたちは、いつまでも郷土を愛し、大きく伸びる訓子府の町民であることに誇りをもって、この憲章を定めます。

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。



【町章】

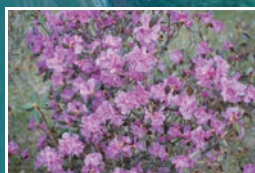
外回りの「北」は北海道と北見地方をあらわし、中央の「訓」は、町名頭文字。

5個の円を組み合わせ、相互協力をあらわす。

(昭和26年11月1日 町制施行時に制定)



【町木】
オンコ



【町花】
エゾムラサキツツジ

第6次訓子府町総合計画 目次

I 総論

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の役割	2
3. 計画の構成と期間	3
第2章 計画の背景	
1. 位置と地勢	4
2. 気 象	4
3. 町の沿革	4
4. 人 口	5
5. 産業構造	6

II 基本構想

第1章 めざす将来の姿	
1. まちの将来像	8
2. 基本目標	9
3. まちづくりの将来指標	10
第2章 まちづくり施策の大綱	
1. 施策の大綱	12

III 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの考え方	22
2. 重点プロジェクトの構成	22
3. 重点プロジェクトの内容	23

IV 基本計画

基本計画項目一覧	28
----------	----

第1章 安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり

第1節 子育て支援	34
第2節 認定こども園	36

第2章 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり

第1節 農業	40
第2節 林業	44
第3節 鉱工業・企業立地	46
第4節 商業	47
第5節 観光	48
第6節 雇用・労働	49

第3章 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり

第1節	地域福祉	52
第2節	高齢者福祉	54
第3節	障がい者福祉	56
第4節	保健・公衆衛生	58
第5節	医療	60
第6節	介護保険	62

第4章 きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり

第1節	学校教育	64
第2節	社会教育	67
第3節	文化芸術	69
第4節	図書館	71
第5節	社会体育	72

第5章 みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり

第1節	土地利用	76
第2節	道路	77
第3節	交通環境	78
第4節	河川	79
第5節	情報通信	80
第6節	エネルギー対策	81
第7節	景観	82
第8節	定住促進	83
第9節	公園・緑化	85
第10節	水道	86
第11節	自然保護	87
第12節	ごみ処理	88
第13節	環境衛生	90
第14節	葬斎場・墓地	92

第6章 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり

第1節	防災	94
第2節	消防・救急	96
第3節	交通安全	98
第4節	防犯	99
第5節	消費生活	100

第7章 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり

第1節	まちづくり活動	102
第2節	コミュニティ	104
第3節	男女共同参画	105
第4節	地域間交流	106
第5節	行政	107
第6節	財政	109

資料編

策定経過	112
諮問	114
答申	114
議決	115
条例	116
名簿	118
アンケート結果	120

I 総論

I
総
論

II
基
本
構
想

III
重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

IV
基
本
計
画

第1章
子
ど
も

第2章
産
業

第3章
健
康

第4章
教
育

第5章
基
盤

第6章
安
全
・
安
心

第7章
み
ん
な
の
力
で

資
料
編

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

訓子府町では、昭和47年度を始期とする「第1次訓子府町総合計画」を策定して以来、その時代ごとの潮流や課題を踏まえ、新しい総合計画を5次にわたって策定してきました。

平成19年度から平成28年度までを計画期間とする「第5次訓子府町総合計画」では、「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち ～子どもの歓声がひびくまちづくり～」をまちの将来像として、福祉や教育の充実をはじめ、産業基盤や生活環境の整備など各種施策の成果向上に取り組んできました。

この間、少子高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会の到来、グローバル化の急速な進展、長引く経済の低迷など町を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

また、平成23年5月に地方自治法が改正され、市町村に課されていた基本構想の法的な策定義務がなくなりました。この法改正は、地方分権改革推進計画に基づいて行われ、基本構想、基本計画などから構成される総合計画について、地方の自由度と責任の拡大を図る観点から見直されたものです。そのため、総合計画の位置付けや役割についても、各自治体において独自に判断することとなりました。

こうした時代の変化に適切に対処し、地域の持続的発展と住民福祉の向上を図るためには、長期的な視点に立ち、目指すべき方向性を住民と共有しながら、総合的・計画的かつ戦略的にまちづくりを進めていく必要があります。

そのようなことから、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる「第6次訓子府町総合計画」を策定することとしました。

2. 計画の役割

総合計画は、まちの将来像やそれを実現するための施策を明らかとし、次のような役割を担います。

(1) まちづくりの指針

住民と行政が共に考え、共に行動するまちづくりを推進する上での、共有すべき指針としての役割を果たします。

(2) 行政運営の指針

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針としての役割を果たし、町の最上位計画として位置付けられるものとなり、訓子府町のすべての行政分野における計画の指針ともなります。

(3) 関係機関に向けた指針

国や北海道などの関係機関に向けて、本町のまちづくりの方向性を示す指針としての役割を果たします。

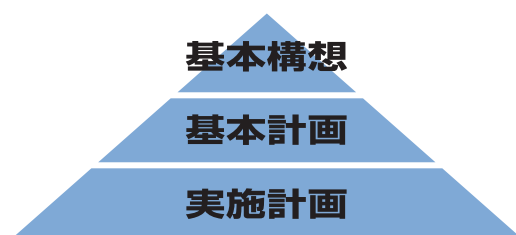


3. 計画の構成と期間

この総合計画の名称は、「第6次訓子府町総合計画」とします。

第6次訓子府町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」の3層で構成します。

《計画の構成概念図》



(1) 基本構想

基本構想は、まちの将来像およびそれを達成するための施策の大綱を示すものです。計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を踏まえた町政の基本的な計画であり、施策の基本的な方向および体系を示すものです。計画期間は、基本構想と同様に平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための事業計画であり、各年度の予算編成の指針となる計画です。計画期間は3年間とし、毎年度見直しを行います。

●重点プロジェクト

基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向け、特に重点的・分野横断的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとして位置付けます。計画期間は、前期および後期の各5年間とします。

《計画の期間》

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
基本構想（10年）										
基本計画（10年）										
重点プロジェクト（5年×2）	前期					後期				
実施計画 （3年ローリング）										



第2章 計画の背景

1. 位置と地勢

訓子府町は、北海道の東部、オホーツク管内の南西内陸部に位置し、東と北に北見市、西に置戸町、南に津別町・十勝管内陸別町と1市3町に隣接しています。また、圏域の中核都市である北見市の中心部まで、車で20分程度で行くことができます。

町域は東西12km、南北16kmのつぼのような形状をなし、その面積は190.95km²で、管内では最も小さな町となります。

町の中央を東流する常呂川と北部を東流する訓子府川の流域には肥沃な大地が広がり、その2つの河川を挟むように3つの段丘が形成されており、標高は市街地で136m、山地の耕地では300mに及ぶところがあります。

2. 気象

訓子府町は内陸に位置しているため、盆地特有の内陸性気候で寒暖の差が大きく、最低気温が零下20度以下、最高気温が30度以上となります。平均気温は6度から7度、年間降水量は比較的少なく、日照率は比較的高くなっています。

3. 町の沿革

訓子府町の名は、アイヌ語の「クンネプ」から転訛したもので「黒いところ、やち川にして水黒し」の意味から由来しています。

明治2年、蝦夷地という呼び名から北海道となった際に、この地方は北見国常呂郡となり、明治30年に北光社移民団の内13戸がオロムシ（現在の大谷地区）に入地したのが訓子府町の始まりです。

明治44年に国鉄網走本線が開通し、訓子府駅が開業されると辺境の地であった訓子府もにわかに活況を呈し始め、新しい農村への大きな躍進の時代を迎えることになりました。

大正4年、野付牛村に1級町村制が施行され、今の訓子府は置戸村の一部として分村独立し、さらに大正9年、置戸村から独立して訓子府村となり、開拓者の入地から23年を経て年来の宿願が達成されました。その後、昭和26年11月に町制が施行され、訓子府町となりました。

現在、北光社移民団がこの地の開拓の鋤を入れてから120年の歳月が経ったところです。

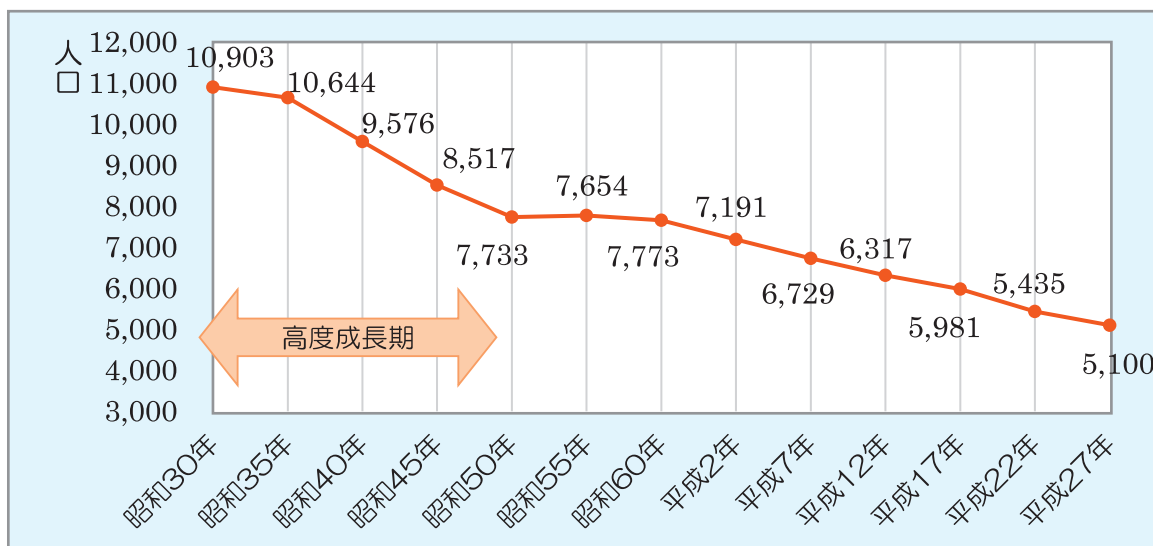


4. 人口

(1) 総人口

本町の人口は、昭和30年の10,903人をピークに高度成長期に急激に減少し、昭和50年までの20年間で3,170人減少しました。その後、昭和60年までの安定期を経て、再び減少が始まり、平成27年までの30年間で2,673人減少し、5,100人となっています。

〈人口の推移〉

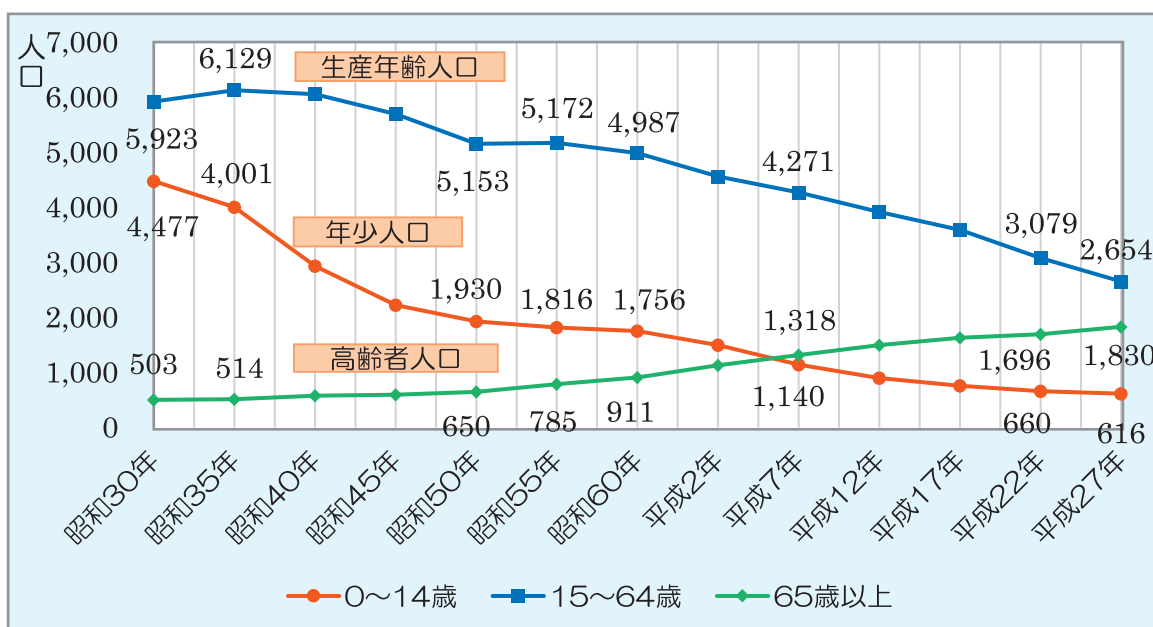


(※国勢調査)

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口は、生産年齢人口が総人口と同様に半減し、年少人口、高齢者人口は平成6年に逆転し、高齢化率が30%を超える超高齢社会となっています。

〈年齢3区分別人口推移〉



(※国勢調査)

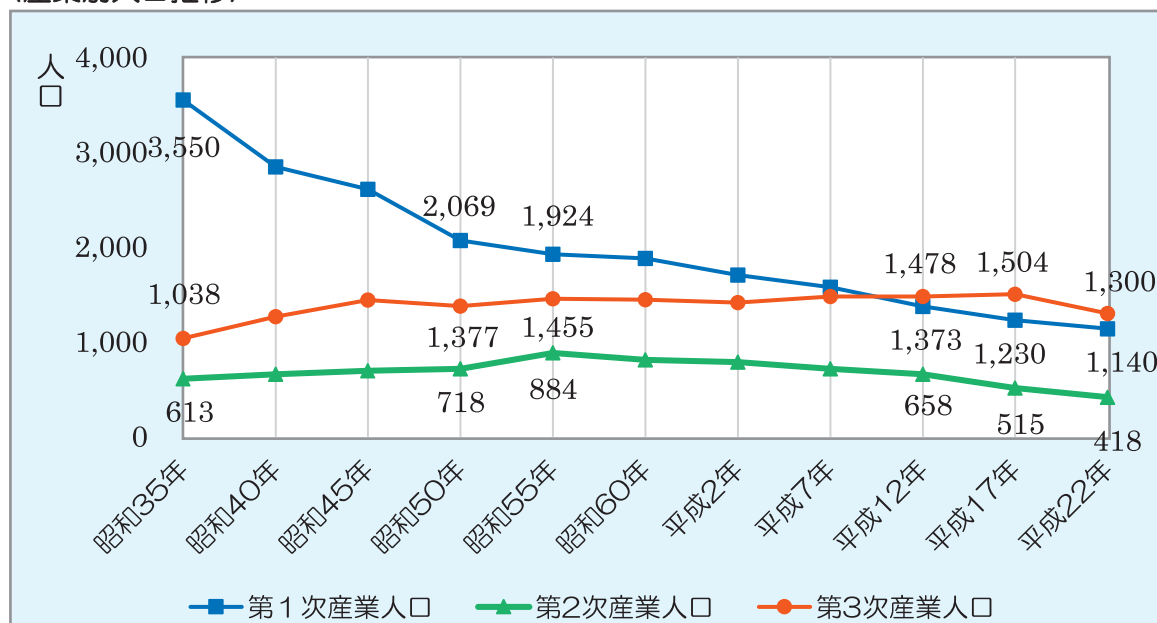


5. 産業構造

(1) 産業別人口の推移

第1次産業人口の減少が顕著で農業従事者人口の減少が大きな要因となっていますが、製造業、建設業などの第2次産業人口の減少も30年前と比較して半減していることや、サービス業を中心とした第3次産業人口の減少も近年大きくなっていることなどから、全産業人口が減少に向かっていると考えられます。

〈産業別人口推移〉



(※国勢調査)



I	総論
II	基本構想
III	重点プロジェクト
IV	基本計画
第1章	子ども
第2章	産業
第3章	健康
第4章	教育
第5章	基盤
第6章	安全・安心
第7章	みんなの力で
	資料編

II 基本構想

第1章 めざす将来の姿

1. まちの将来像

「うるおい・やすらぎ・活力に満ちた町をめざして」から20年、
「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち」から10年、
少子高齢化や人口減少社会の本格的な到来など、
私たちを取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。
“くんねっぷ”が今後も持続可能な地域社会を維持していくためには、
これまでの取り組みをさらに一歩進め、
まちの主役である住民一人一人が自立し、
お互いに少しずつ支え合い、助け合う中で、
それぞれが必要としていることに向き合いながら、
「ちょっといいね！」と思えるようなことを
たくさんつくっていこうという思いが大切です。
そんな積み重ねを“たくさんの笑顔”につなげていくことを目指して、

「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くんねっぷ

をまちの将来像とします。



2. 基本目標

将来像の実現に向けて、7つの基本目標を設定します。

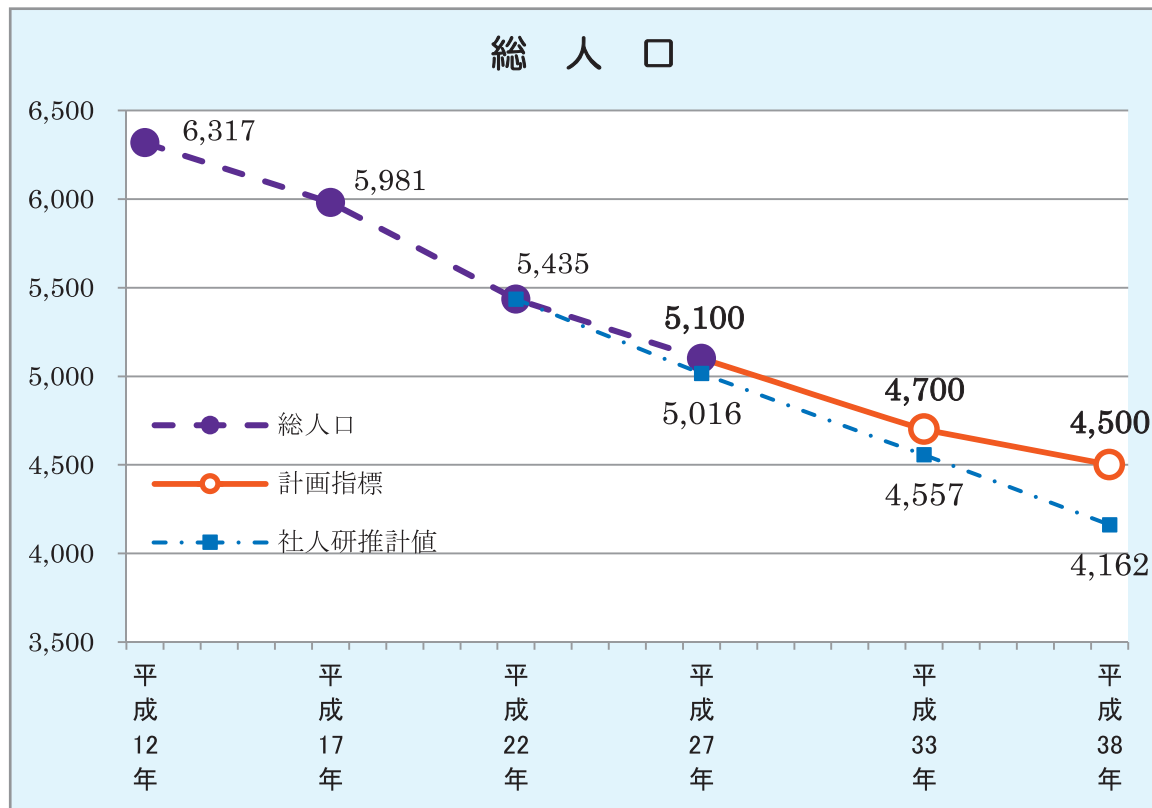
- 1 安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり
- 2 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり
- 3 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり
- 4 きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり
- 5 みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり
- 6 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり
- 7 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり



3. まちづくりの将来指標

(1) 人口

本計画は人口減少の中にあっても、力強い産業の発展を軸に教育を中心とした子育て支援施策、住み続けることができる環境施策などの各種施策を推し進めながら人口減少を抑制することを目指し、計画最終年度における目標人口を4,500人に設定します。



※社人研推計値は国立社会保障人口問題研究所による平成17年、平成22年の国勢調査を基準とした推計値

※平成12年から平成27年までは国勢調査人口

※計画指標の平成33年、38年人口は、人口準移動数を平成32年に▲10人、平成37年に0人としてコーホート要因法による推計値

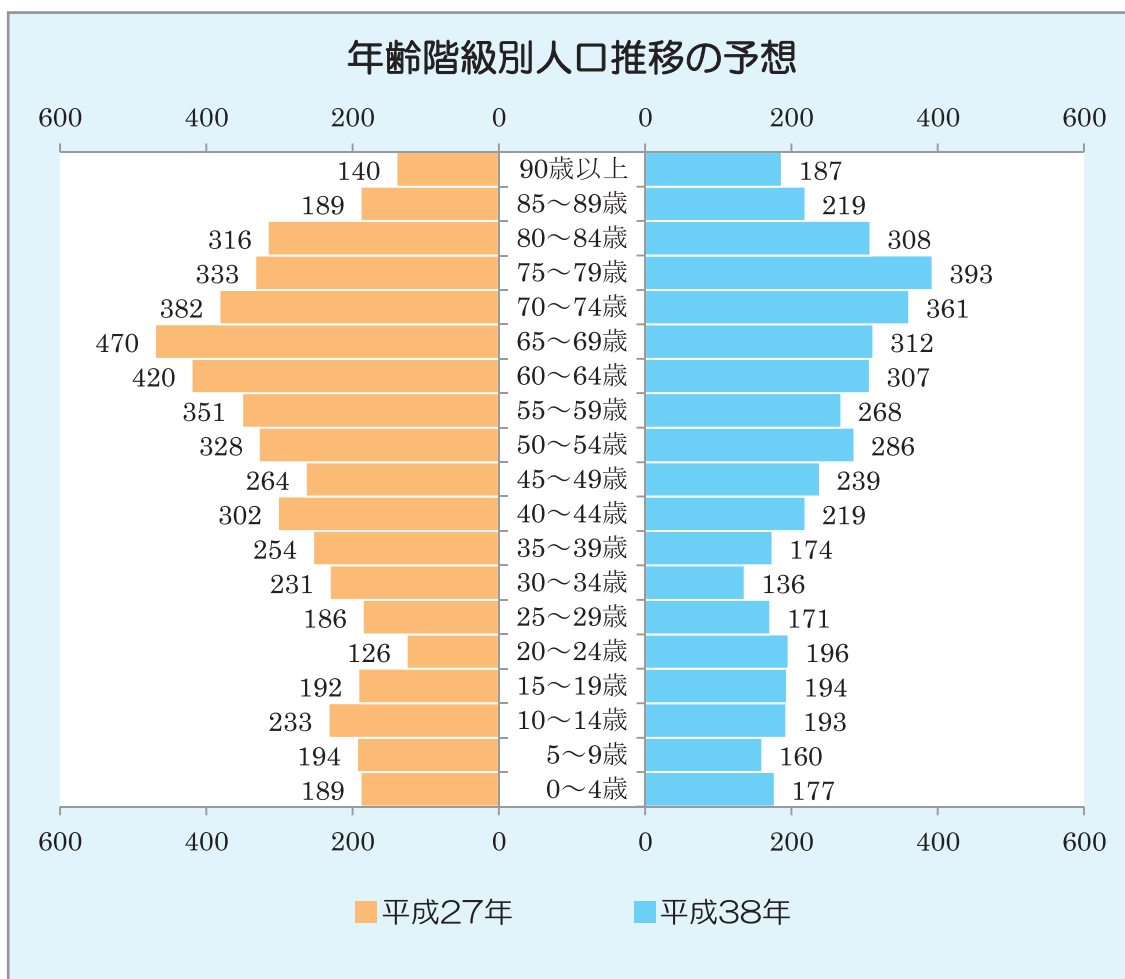
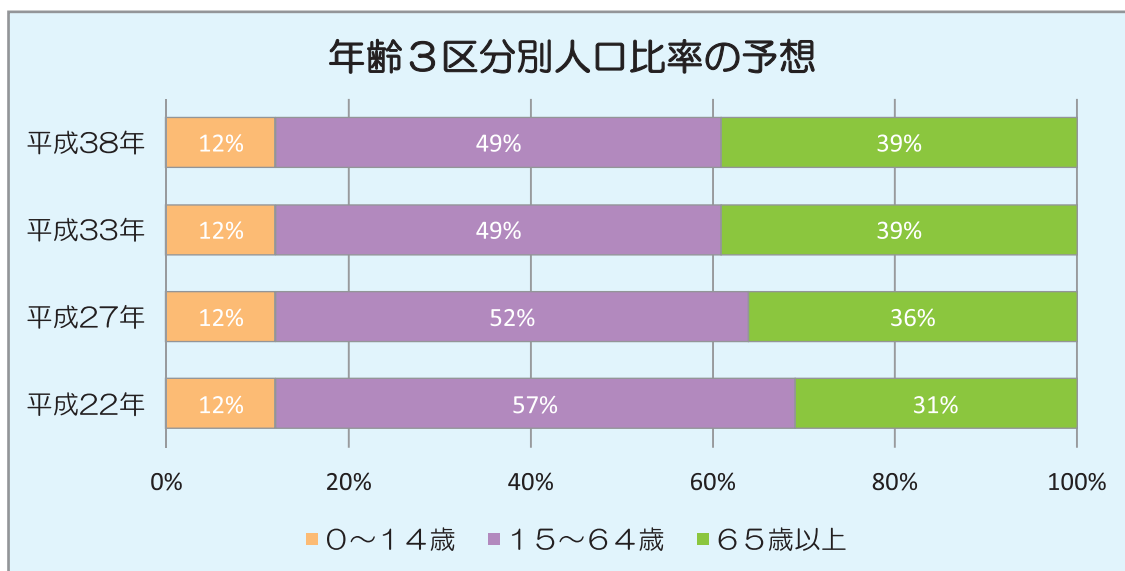
(2) 年齢区分別人口構成

本町の人口構成は、少子高齢化の進行により逆三角形形状に近づき、65歳以上の老年人口は平成32年をピークに微減に転じる人口減少の第2段階に入ります。

また、構成人口の多い団塊の世代が計画最終年には後期高齢者となることが予想されています。

	国勢調査実績値		目標値	
	平成22年	平成27年	平成33年	平成38年
総人口	5,435	5,100	4,700	4,500
0～14歳	660	616	550	530
15～64歳	3,079	2,654	2,290	2,190
65歳以上	1,696	1,830	1,860	1,780



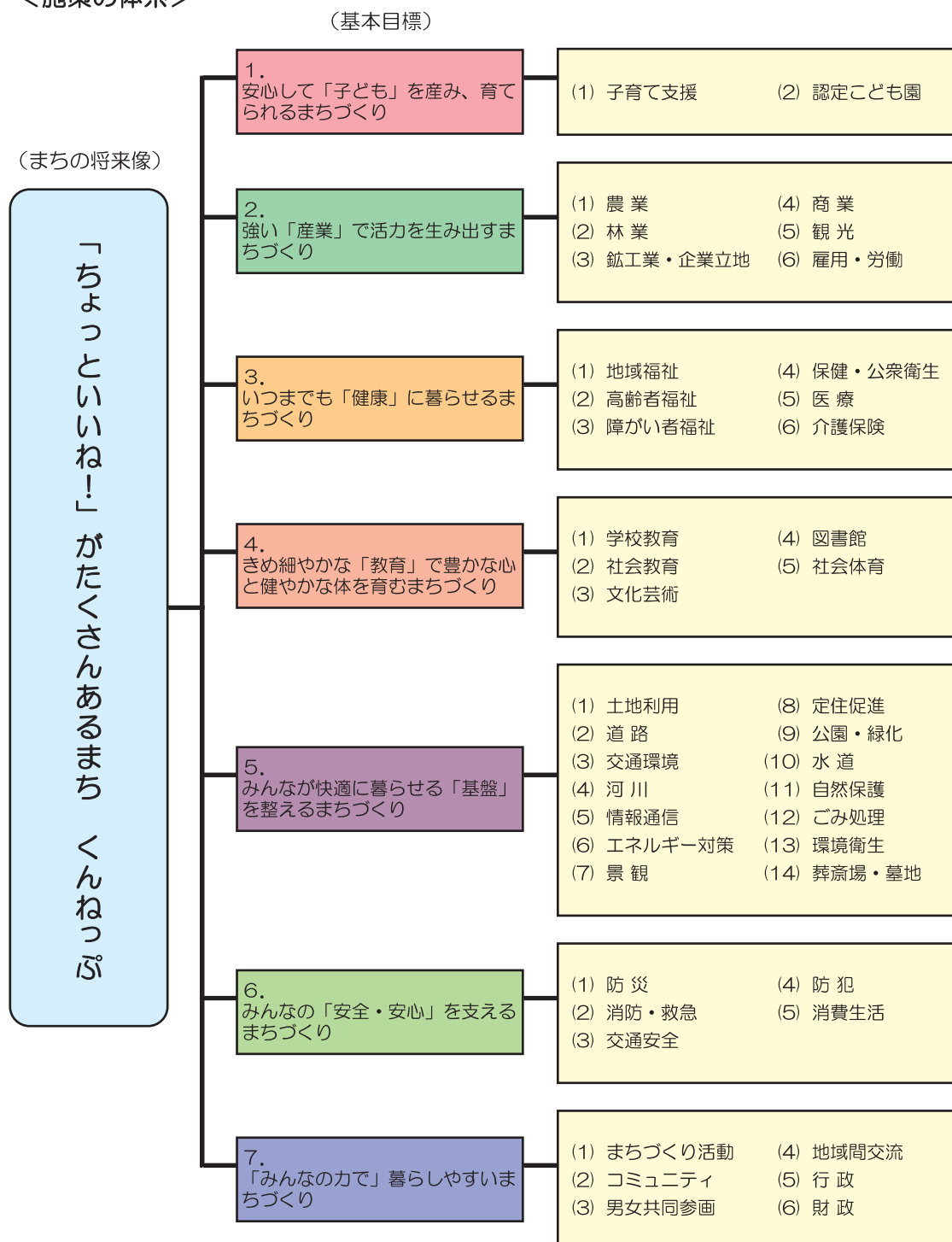


第2章 まちづくり施策の大綱

1. 施策の大綱

将来像の実現に向けて設定した7つの基本目標に対応して、施策の大綱を次のとおり体系化し、総合的かつ計画的に推進します。

<施策の体系>



基本目標 1 安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり**(1) 子育て支援**

安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めるため、子育て世帯への経済的支援など、さまざまな施策を展開するほか、子育て支援センター・児童センター機能の充実を図ります。

(2) 認定こども園

希望するすべての子どもが入園できる体制を築くとともに、0歳から5歳までの一貫した教育・保育を展開することにより、子どもたちの健やかな発達と成長を促進します。

基本目標 2 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり**(1) 農業**

農業を持続的に発展させていくため、地域の担い手を確保するとともに、さらなる農産物の生産性や品質の向上を目指し、経営の近代化と効率化や魅力ある農業の確立を図ります。

(2) 林業

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林経営計画に基づいた優良森林の育成に努めるほか、SGEC 森林認証の規定に基づき、環境に配慮した町有林の育成を図ります。

(3) 鉱工業・企業立地

地域の産業振興や雇用拡大に向けて、継続した企業誘致を推進するとともに、既存企業の発展のための支援や情報交換、連携強化などによる存置対策を推進します。

(4) 商業

空き店舗の活用に努めるなど、商店街の活性化と小規模企業振興に取り組むとともに、担い手の育成支援や大型小売店舗と既存商店街の連携を推進するなど、地域商業全体の活性化を図ります。

(5) 観光

観光客などの交流人口を拡大させ、地域に活力をもたらすため、町全体の回遊性を高める取り組みを推進するとともに、地域資源をブランド化し、町の魅力を発信する取り組みを推進します。

(6) 雇用・労働

地元企業への就業を促進するための支援を行うなど、就業機会の拡充に努めるとともに、就業に関する相談や情報提供のための体制を充実させるほか、住宅を確保するなど勤労者福祉の充実を図ります。



基本目標3 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり

(1) 地域福祉

地域に住む誰もが生き生きとした生活を送ることを目指し、地域活動やボランティア活動などを促進し、関係機関などと連携しながら、住民と一体となって地域福祉の充実を図ります。

(2) 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、高齢者世帯の生活支援など、各種支援サービスの充実に努めるほか、豊かな経験と知識を生かすことができる仕組みをつくり、社会活動への参加を促進します。

(3) 障がい者福祉

障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるため、障がい者施設と連携するなど、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい児支援の充実や社会参加の促進を図ります。

(4) 保健・公衆衛生

健康で毎日を過ごすことができる地域社会を目指し、健康増進計画を推進し、健康づくりの取り組みを強化するとともに、各種健診や予防接種などにより、すべての住民が健康であり続けるための支援を充実させます。

(5) 医療

住民が安心して身近な地域で医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図り、包括的な医療を推進するとともに、医療保険制度の適正な運用に努め、健康維持と医療費の抑制を図ります。

(6) 介護保険

高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り自立した生活を営むことができるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を推進し、介護保険サービスの充実を図るとともに、健康づくりと介護予防事業を推進するなど、社会全体で介護を支えていく体制の充実を図ります。



基本目標 4 きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり**(1) 学校教育**

子どもたちが「確かな学力」と「豊かな心」を持ち、共に支え合いながら、ふるさとに誇りをもって育つよう、学校・家庭・地域との連携や学校間の連携のもと、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進するほか、地元高校への支援対策の充実を図ります。

(2) 社会教育

住民の年齢に合った幅広い学習機会の充実を図り、生涯学習の普及や啓発を行うことにより、住民一人一人の自主的な学習活動を支援するとともに、生涯学習や地域活動を支える人材の養成や活動拠点となる施設の充実を図ります。

(3) 文化芸術

住民の創作活動や学習成果を発表する機会や文化芸術に触れる機会の充実を図るなど、文化芸術活動を行うための環境を整備するとともに、文化財などを活用しながら郷土学習の充実を図ります。

(4) 図書館

乳幼児から高齢者まで生涯にわたり読書を楽しめるよう、時代のニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、今後の施設整備にあたっては、「新しい図書館」における機能の充実に対応できる施設を目指します。

(5) 社会体育

誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会を提供し、それぞれの目的に応じたスポーツ活動への参加を促進するとともに、施設の整備充実にあたっては、競技スポーツはもとより健康づくりや体力づくりに対応できる施設となるように努め、運営の充実を図ります。



基本目標 5 みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり

(1) 土地利用

自然環境の保全と調和、快適な生活環境の確保、地域産業の振興など土地の利用形態に配慮しながら、計画的な土地利用を推進するとともに、公共用地の適正な管理を推進し、遊休地の有効活用に努めます。

(2) 道路

道路・橋りょうの適正な維持管理に努め、必要な整備を推進するとともに、北海道横断自動車道や道道の整備促進について、関係機関への要請を継続します。

(3) 交通環境

唯一の公共交通機関である路線バスの永続的運行を確保するため、民間バス事業者への支援を継続するとともに、移動手段を持たない高齢者や障がいのある人などを引き続き支援します。

(4) 河川

北海道が管理する河川の整備促進については、早期実施に向けた要請を継続するとともに、町管理の河川については、計画的な整備と維持管理を推進しながら、汚染防止対策にも努めます。

(5) 情報通信

情報化社会の進展に対応できるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域間格差の是正に努めるとともに、携帯電話不感地帯の解消に向けた取り組みを推進します。

(6) エネルギー対策

地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギーの活用を推進し、取り組みを行う家庭や事業者などに対する支援を継続するとともに、LED照明の導入などにより省エネルギーを推進します。

(7) 景観

本町の素晴らしい景観を地域資源として住民みんなの共有財産であることを認識し、その保全と形成に取り組むとともに、景勝地をPRすることにより町の魅力発信を推進します。

(8) 定住促進

移住や定住の促進のため、良好な居住環境を確保し、子育て支援や雇用対策など、さまざまな支援策の充実を図るとともに、空き家バンク制度を活用しながら空き家の利活用を促進します。

(9) 公園・緑化

うるおいのあるまちづくりを目指し、緑や自然環境に対する住民意識の高揚に努め、地域緑化の推進や公園の充実を図るとともに、町花・町木の普及啓発を図ります。



(10) 水道

安全な水道水を永続的に提供するため、適切な水質管理に努め、施設の長寿命化を図るとともに、災害に備えた体制の整備や水道事業の経営基盤強化を図ります。

(11) 自然保護

本町の恵まれた自然環境と住民が触れ合う機会を確保するとともに、次世代へ継承するため、自然保護活動を推進するとともに、広報紙などを活用し、自然保護思想の普及に努めます。

(12) ごみ処理

限りある資源を大切に、環境にやさしい清潔なまちづくりを進めるため、ごみの減量化・再資源化を促進するとともに、廃棄物の不法投棄の防止や廃棄物処理施設の適正管理を推進します。

(13) 環境衛生

良好な生活環境を確保するため、協働による地域の環境美化活動や公害対策を推進するとともに、し尿処理体制を充実させるほか、今後も引き続き合併処理浄化槽の設置などにより水洗化の普及促進に努めます。

(14) 葬斎場・墓地

葬斎場については、設備の維持管理を徹底し、施設利用者の利便性の向上に努めます。また、墓地については、適正な管理に努めるとともに、時代のニーズに合わせて運営の充実を図ります。



基本目標 6 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり

（１）防災

住民の自主的な防災活動を支援し、地域防災力の向上に努めるとともに、災害用備蓄品の計画的な整備を推進するなど、防災体制の充実を図ります。

（２）消防・救急

住民の生命と財産を守るため、組織力の向上や消防団員の確保・育成などにより体制を強化するとともに、施設や車両、消防資機材の整備を推進し、消防・救急体制の充実を図ります。

（３）交通安全

家庭・地域・学校・職場などと連携し、交通安全運動など交通安全意識高揚の啓発活動を推進するとともに、安全・安心な交通環境の実現を図るため、交通安全施設の整備を推進します。

（４）防犯

住民の安全な生活を確保するため、関係機関や団体と連携し、防犯知識の習得や意識の高揚を図るとともに、防犯対策として街灯を整備するなど、防犯設備の整備に努めます。

（５）消費生活

消費者である住民が安全で安心な生活を送るため、学校教育などと連携した消費者教育の推進や情報提供の充実を図るとともに、消費生活相談の充実に努めます。



基本目標7 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり**(1) まちづくり活動**

住民のまちづくりへの参加を促進するため、まちづくりに関する会議や地域担当職員の配置などさまざまな参加機会を設けるとともに、住民の主体的なまちづくり活動への支援を継続して推進します。

(2) コミュニティ

地域におけるコミュニティ活動を支援し、住民の自治意識の醸成を図るとともに、地域活動の拠点となる施設や設備などの整備や地域の団体活動を支援します。

(3) 男女共同参画

男女共同参画社会を実現するため、意識の醸成や学習機会の充実を図るとともに、男女が共に働きやすい環境づくりのため、広報・啓発活動を推進します。

(4) 地域間交流

他地域との交流は、郷土の特性の再認識や地域の個性の確立にもつながるため、姉妹町をはじめとした自治体間の交流や全国各地にいる本町出身者との交流のほか、さまざまな交流活動を推進します。

(5) 行政

効率的で効果的な行政運営を行うため、組織体制の見直しや事務事業の効率化をさらに推進するとともに、新たな民間活力の導入や広域的な取り組みについても検討を進めます。

(6) 財政

町税や補助金などの財源確保や地方債の適正管理、経常経費の抑制、基金の有効活用に努めるとともに、限られた財源を効果的かつ計画的に配分し、財政運営の健全化を図ります。



Ⅲ 重点プロジェクト

I
総
論

II
基
本
構
想

Ⅲ
重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

IV
基
本
計
画

第1章
子
ど
も

第2章
産
業

第3章
健
康

第4章
教
育

第5章
基
盤

第6章
安
全・安
心

第7章
み
ん
な
の
力
で

資
料
編

1. 重点プロジェクトの考え方

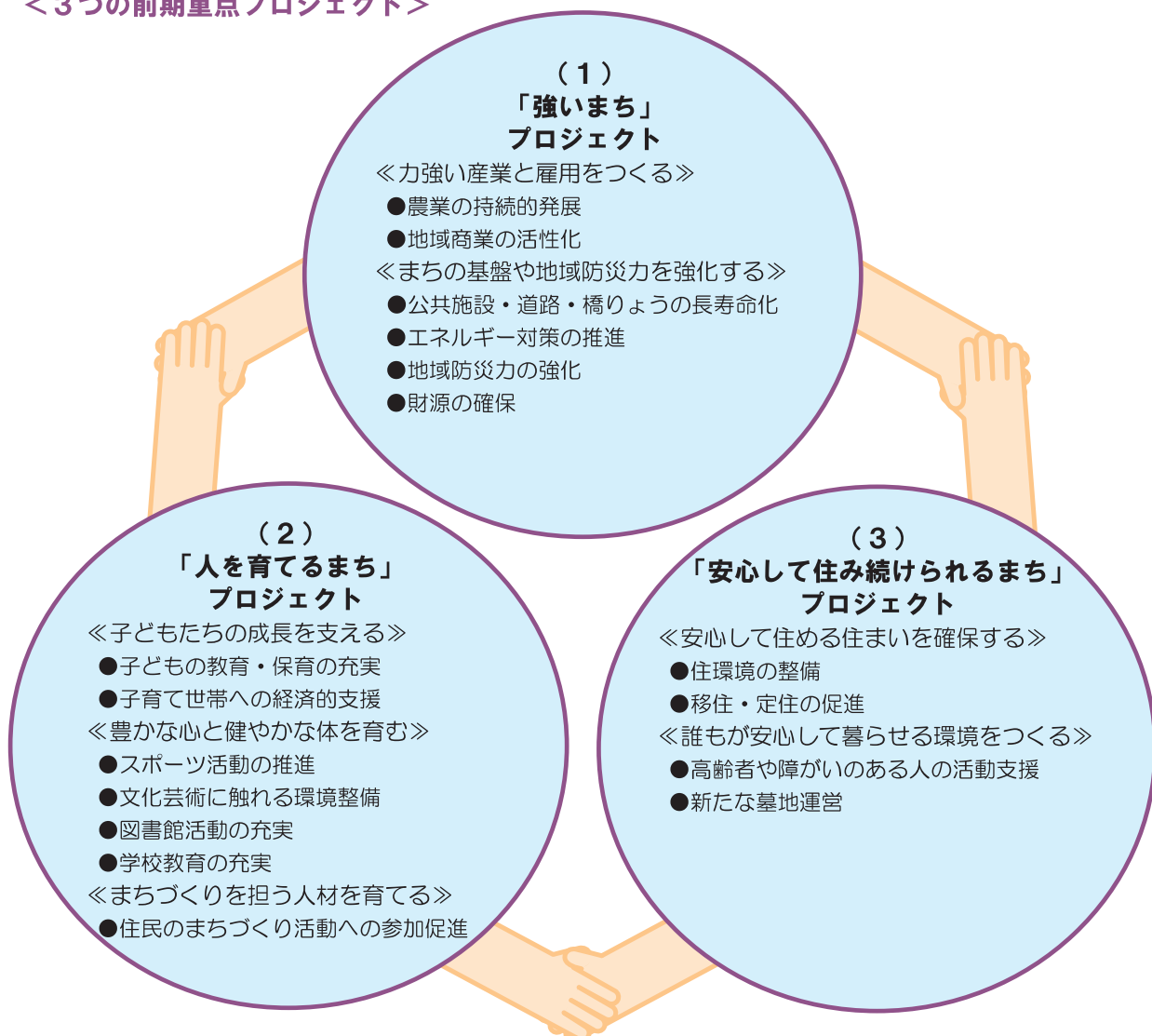
訓子府町基本構想では、まちの将来像を『「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くねっぶ』と定め、その実現に向け、7つの基本目標を設定しています。基本計画では、その基本目標に沿った44項目からなる分野別計画を策定しています。

分野別計画の中で、前期5年間（平成29年度～平成33年度）で特に重点的・分野横断的に取り組むべき施策について、「前期重点プロジェクト」として位置付け、基幹産業である農業の持続的発展をはじめとした産業の活性化、社会資本整備や地域防災力の強化、子育て支援、教育活動の活性化を推進し、住まいなど誰もが安心して暮らせる環境を確保するなど、限られた経営資源を計画的かつ効果的に活用し、まちの将来像の実現を目指していきます。

2. 重点プロジェクトの構成

平成29年度から平成33年度までの前期5年間については、特に次の3つの重点プロジェクトを推進します。

<3つの前期重点プロジェクト>



3. 重点プロジェクトの内容

(1) 「強いまち」プロジェクト

本町を取り巻く環境が今後、より一層厳しさを増していくことが予想される中、まちの根幹を支える産業の振興や災害に強い体制づくり、財政基盤の強化などにより「強いまち」をつくり、まちを将来にわたって存続させます。

《力強い産業と雇用をつくる》

農業の持続的発展	☐ 農業生産基盤整備の推進（道営事業制度の活用）、畜産生産基盤整備の推進（畜産クラスター関連事業・公社営担い手対策事業の活用） 2-1-1 ※ 2-1-3 ☐ 新規就農者・後継者の営農技術、経営への支援 2-1-4 ☐ 特産園芸作物（メロンなど）の作付維持、技術伝承 2-1-2 ☐ 町内研究機関との連携による農業生産技術の開発 2-1-4
地域商業の活性化	☐ 商店街活性化に向けた自主的な取り組みへの支援 2-4-1 ☐ 店舗に関する支援（新規出店、店舗改修、空き店舗活用） 2-4-1 ☐ 地元企業への就業促進（企業や就業者への支援） 2-4-2 2-6-1 ☐ 地域企業との情報交換、連携強化 2-3-2

《まちの基盤や地域防災力を強化する》

公共施設・道路・橋りょうの長寿命化	☐ 公共施設・道路・橋りょうの長寿命化修繕の推進 5-2-4 7-5-1
エネルギー対策の推進	☐ 再生可能エネルギーの活用（公共施設における活用、導入家庭・事業者への支援）、省エネルギーの推進（LED 照明の活用など） 5-6-1 5-6-2
地域防災力の強化	☐ 実践的な防災訓練・避難訓練の実施 6-1-2 ☐ 住民の自主的な防災活動への支援 6-1-2
財源の確保	☐ ふるさとおもいやり寄付事業の推進（財源確保、町のPR） 7-6-1

※2-1-1 ～ 基本計画の「第2章、第1節、1.」に含まれることを意味します。



(2) 「人を育てるまち」プロジェクト

人口減少と少子化が本格的に進行する中、安心して子育てできる環境づくりや豊かな心と健やかな体の育成、まちづくりを担う人材の育成など「人を育てるまち」をつくります。

《子どもたちの成長を支える》

子どもの教育・保育の充実	☐ 認定こども園の機能充実（希望するすべての子どもが入園できる体制、食育の推進、小中学校との連携強化など） 1-2-1 1-2-2 ☐ 子育て支援センター・児童センターの機能充実 1-1-3 1-1-4
子育て世帯への経済的支援	☐ 多子世帯の認定こども園保育料の負担軽減 1-2-1 ☐ 任意予防接種費用・中学生までの医療費助成 1-1-1

《豊かな心と健やかな体を育む》

スポーツ活動の推進	☐ スポーツセンターの建て替え、運営充実（誰もが気軽にスポーツに親しめる施設の実現） 4-5-1
文化芸術に触れる環境整備	☐ パブリックアートによるまちづくり事業の推進 4-3-1
図書館活動の充実	☐ 誰もが読書を楽しめる環境の整備（機能充実、施設整備の検討） 4-4-1 4-4-2
学校教育の充実	☐ 学校・家庭・地域が連携するコミュニティ・スクール導入の検討 4-1-5 ☐ 地元高校への支援対策の充実 4-1-8

《まちづくりを担う人材を育てる》

住民のまちづくり活動への参加促進	☐ 広聴活動の充実（まちづくり推進会議・車座トーク・夜間町長室など） 7-1-1 ☐ 住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援（まちづくりパワーアップ特別対策事業） 7-1-1
------------------	---



(3)「安心して住み続けられるまち」プロジェクト

住み慣れたまちで自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができ、町外からも人を呼び込めるよう、住まいなど安心して暮らせる環境を確保し、誰もが「安心して住み続けられるまち」をつくりまします。

《安心して住める住まいを確保する》

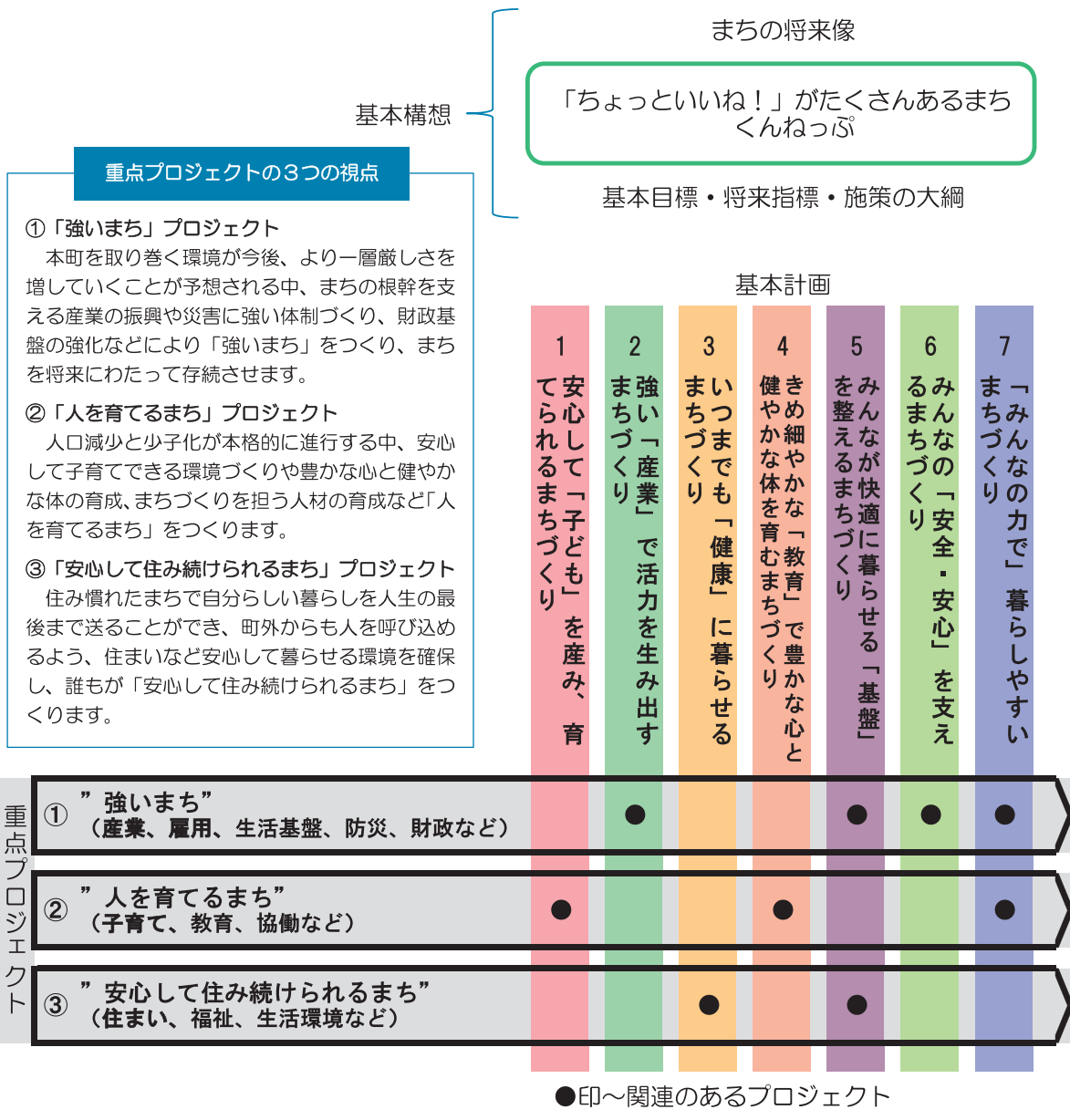
住環境の整備	☐ 空き家の有効活用（空き家バンク制度の活用） 5-8-1 ☐ 民間活力を活用した賃貸住宅の確保 5-8-1 ☐ 一般住宅のリフォームに対する支援 5-8-1 ☐ 高齢者向け住まいの充実 3-2-1
移住・定住の促進	☐ 空き家を活用する移住者・定住者への経済的支援 5-8-1 ☐ 移住者の受け入れ体制の整備（田舎暮らし体験・お試し居住・2地域居住などの導入検討） 5-8-2

《誰もが安心して暮らせる環境をつくる》

高齢者や障がいのある人の活動支援	☐ 高齢者や障がいのある人の足の確保（路線バス・ハイヤー利用支援） 5-3-1 ☐ 障がい者施設（グループホームなど）との連携 3-3-2
新たな墓地運営	☐ 共同墓地（合葬墓）の設置 5-14-2



重点プロジェクトと基本構想および基本計画との関係



IV 基本計画

<基本計画項目一覧>

第1章 安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり

(基本目標1)

- | | |
|------------|--|
| 第1節 子育て支援 | 1. 子どもを育てる環境整備
2. ひとり親家庭への支援
3. 子育て支援センター機能の充実
4. 児童センター機能の充実および放課後子ども教室の推進 |
| 第2節 認定こども園 | 1. 教育・保育環境の充実
2. 地域における子育て支援 |

第2章 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり

(基本目標2)

- | | |
|--------------|---|
| 第1節 農業 | 1. 農業生産基盤整備の推進
2. 農業経営の近代化と効率化
3. 畜産経営の効率化
4. 農業後継者の育成
5. 魅力ある農業と理解される農業の確立
6. 効率的な農地の利用
7. 付加価値対策
8. 都市農村交流型農業の推進
9. 共同利用模範牧場の運営 |
| 第2節 林業 | 1. 森林の保全と整備
2. 森林空間の活用
3. 町有林の育成
4. 広域的な連携 |
| 第3節 鉱工業・企業立地 | 1. 鉱工業の振興
2. 企業立地 |
| 第4節 商業 | 1. 商店街の活性化
2. 担い手の育成支援
3. 大型店と商店街の連携推進 |
| 第5節 観光 | 1. 交流人口拡大への取り組み
2. 地域資源のブランド化
3. 広域観光の振興 |
| 第6節 雇用・労働 | 1. 雇用対策
2. 就業の支援
3. 勤労者福祉の充実 |



第3章 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり

(基本目標3)

- | | |
|-------------|--|
| 第1節 地域福祉 | 1. 地域福祉活動の充実
2. 地域福祉推進体制の強化
3. 福祉環境の充実
4. 低所得者への相談・支援などの充実 |
| 第2節 高齢者福祉 | 1. 福祉サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 社会参加の促進
4. 高齢者に優しい環境づくり |
| 第3節 障がい者福祉 | 1. 障がい児支援の充実
2. 障がいのある人への地域生活支援
3. 社会参加の促進 |
| 第4節 保健・公衆衛生 | 1. 健康づくりの推進
2. 保健事業の推進
3. 歯科保健対策の推進
4. 感染症対策の充実
5. 難病対策の充実
6. 精神保健対策の充実 |
| 第5節 医療 | 1. 地域医療体制の充実
2. 包括的な医療の推進
3. 医療保険制度の周知・啓発
4. 医療保険制度の適正な運用 |
| 第6節 介護保険 | 1. 介護保険サービスの提供
2. 相談窓口体制の充実
3. 健康づくりと介護予防の推進
4. 地域支援体制整備の推進
5. 健全な事業運営 |



第4章 きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり（基本目標4）

- | | |
|----------|---|
| 第1節 学校教育 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 確かな学力の育成 2. 豊かな心と健やかな体の育成 3. 地域と連携した教育力の向上 4. 学習環境の充実と安全教育の推進 5. 開かれた学校づくり 6. 食育事業の推進と魅力ある給食の提供 7. 学びのための教育環境の充実 8. 訓子府高校の振興と存続 |
| 第2節 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 青少年教育の充実 2. 成人教育の充実 3. 高齢者の学習支援 4. 公民館の運営・整備 5. まちづくり活動との連携 6. 地域や関係機関・団体との連携 |
| 第3節 文化芸術 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 文化芸術活動の推進 2. 郷土学習の充実 |
| 第4節 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 図書館施設の整備充実 2. 図書館活動の充実 |
| 第5節 社会体育 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 社会体育施設の整備充実 2. スポーツ活動の活性化 |



第5章 みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり

(基本目標5)

- | | |
|-------------|---|
| 第1節 土地利用 | 1. 土地利用の推進
2. 地籍調査事業成果の維持管理
3. 公共用地の利用と確保 |
| 第2節 道路 | 1. 北海道横断自動車道の整備促進
2. 道道の整備促進
3. 町道の整備推進
4. 道路・橋りょうの適正な維持管理 |
| 第3節 交通環境 | 1. 交通環境の確保 |
| 第4節 河川 | 1. 河川の整備推進
2. 河川の適正な維持管理
3. 環境汚染の防止 |
| 第5節 情報通信 | 1. 地域情報化の充実 |
| 第6節 エネルギー対策 | 1. 再生可能エネルギーの活用
2. 省エネルギーの推進
3. 温泉源泉の活用 |
| 第7節 景観 | 1. 自然景観の保全・活用 |
| 第8節 定住促進 | 1. 住宅の確保
2. 移住・定住の促進 |
| 第9節 公園・緑化 | 1. 公園の充実
2. 緑化の推進 |
| 第10節 水道 | 1. 安全な水道水の提供
2. 災害対策の推進
3. 経営基盤の強化 |
| 第11節 自然保護 | 1. 自然保護思想の高揚
2. 自然環境の保全 |
| 第12節 ごみ処理 | 1. ごみの減量化・再資源化
2. 廃棄物の適正管理
3. 廃棄物処理施設の適正管理 |
| 第13節 環境衛生 | 1. 環境美化の推進
2. 公害対策の推進
3. し尿処理体制の充実
4. 下水道の整備 |
| 第14節 葬斎場・墓地 | 1. 葬斎場の適正管理
2. 墓地の整備 |



第6章 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり

(基本目標6)

- | | |
|-----------|--|
| 第1節 防災 | 1. 防災体制の充実
2. 地域防災力の強化
3. 国民保護計画に基づく体制整備
4. 治山治水事業の促進 |
| 第2節 消防・救急 | 1. 消防体制の充実
2. 消防施設の充実
3. 予防体制の充実
4. 救急体制の充実 |
| 第3節 交通安全 | 1. 交通安全意識の高揚
2. 交通安全環境の充実 |
| 第4節 防犯 | 1. 防犯意識の高揚
2. 関係機関・団体との連携強化
3. 防犯設備などの整備 |
| 第5節 消費生活 | 1. 消費者活動への支援
2. 消費生活相談体制の充実 |

第7章 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり

(基本目標7)

- | | |
|-------------|--|
| 第1節 まちづくり活動 | 1. まちづくりへの参加促進
2. まちづくりの人材確保
3. 協働のまちづくりの推進
4. 郷土愛の醸成 |
| 第2節 コミュニティ | 1. コミュニティの活性化 |
| 第3節 男女共同参画 | 1. 男女共同参画の推進 |
| 第4節 地域間交流 | 1. 姉妹町交流の推進
2. 地域間交流の推進 |
| 第5節 行政 | 1. 行政運営の推進
2. 職員力の向上
3. 広域行政の推進 |
| 第6節 財政 | 1. 財源の確保
2. 財政運営の健全化
3. 特別会計および公営企業の健全運営
4. 町有財産の管理 |



第1章

安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり



第1節 子育て支援

現状・課題

- ☆全国的に少子化や核家族化が進むなど、地域社会の変容により子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ☆地域の人々の関わりやつながりの希薄化などから、子育て中の母親の孤立化、子育てのストレスや悩み、育児負担などが増加しています。子どもの健全な成長発達のためには、地域全体で子育てを支援できる基盤づくりが必要となっています。
- ☆近年、育児不安などを背景に子育てに関する相談も多岐にわたっています。育児ノイローゼや虐待などにつながる恐れがあるため、関係機関が連携したきめ細やかな対応が必要となっています。
- ☆誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援および体制の充実を図り、特に若い世代にとって、本町で暮らし、子どもを産み育てたいと思えるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の展開

1. 子どもを育てる環境整備

(1) 訪問指導の充実

- 乳児のいる家庭への訪問を実施し、子どもと母親の健康保持の増進や育児相談体制の充実を図ります。

(2) 乳幼児健康診査の推進

- 成長や発達を確認する場として、乳幼児健康診査の推進を図り、継続して支援する体制の充実に努めます。

(3) 子育て世帯への経済的支援

- 不妊治療費や妊婦健康診査費、子ども医療費、任意予防接種費用に対する助成など、子育て世帯への経済的支援の充実を図ります。

(4) 相談体制の充実

- 子育て支援センター、認定こども園、小中学校、関係機関などと連携し、子育てに関する相談体制を充実させ、発達障がいや心配される乳幼児や児童の早期発見、早期療育支援の推進を図ります。

(5) 虐待防止ネットワークづくりの推進

- 関係機関と連携し、虐待防止ネットワークづくりを推進することにより、要保護児童*だけではなく、要支援児童*についても把握し、見守り体制の充実を図ります。

(6) 「食育」の推進

- 認定こども園などの関係機関と連携し、発達段階に応じた「食育」の推進を図ります。

(7) 子育てに関する情報発信の推進

- 本町の子育て環境や支援体制に関する情報発信の推進を図ります。

2. ひとり親家庭への支援

(1) 相談体制の充実

- 児童相談所や民生委員児童委員などの関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

(2) 自立支援の推進

- さまざまな支援を通して、生活の安定と就業や自立を促進します。



3. 子育て支援センター機能の充実

(1) 利用者支援

- 「子育て講座」などで保護者に子どもの発達段階を知らせ、遊び方や子育ての方法などの情報提供を図ります。

(2) 発達支援が必要な子どもへの対応

- 発達支援の相談について、支援員が遊びの中で相談しやすい環境をつくるほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

(3) 保護者の交流支援

- 保護者同士が交流できるよう、支援員がつなぎ役となり、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。

(4) 未利用者への子育て支援

- 施設未利用者の子育て状況を把握するため、民生委員児童委員や保健師などと連携し、情報の共有化を図ります。

(5) 一時預かり・ファミリーサポート

- 子どもの一時預かりなど、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進することにより子どもを持つ保護者を応援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

4. 児童センター機能の充実および放課後子ども教室の推進

(1) 支援体制の充実

- 保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実を図ります。

(2) 異世代・異年齢交流

- 異世代や異年齢との交流により活動内容の充実を図ります。

(3) 発達支援が必要な児童への対応

- 発達支援が必要な児童の受け入れ体制の充実を図ります。

(4) 放課後子ども教室の推進

- 児童センターやみつばちクラブと社会教育部門が連携を図りながら、体験活動などの放課後子ども教室の推進を図ります。

※要保護児童～児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不適当な児童、あるいは身体的・精神的障がい認められたり、行動に問題のある児童が含まれる。

※要支援児童～児童福祉法で、保護者による養育を支援することが特に必要と認められる、要保護児童にはあたらぬ児童をいう。親が育児不安を抱えていたり、養育に関する知識が不十分な場合などがこれにあたる。



第2節 認定こども園

現状・課題

- ☆本町では、平成28年4月に幼稚園と保育園を一体化し、幼保連携型の認定こども園を開園しました。
- ☆認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ、地域子育て支援の中核となる施設です。
- ☆0歳から5歳までの一貫した教育・保育の展開により、小学校就学を見据えた子どもたちの健やかな発達・成長を促し、保護者が安心して預けることができる施設としています。
- ☆乳幼児期の教育・保育の重要性が改めて認識されていることから、保育教諭などの資質向上のための研修体制の確立を図るとともに、地域における子育て支援を推進するため、保健師や子育て支援センター、関係機関などと連携して地域・保護者の子育て支援機能を高めていく必要があります。

施策の展開

1. 教育・保育環境の充実

(1) こども園機能の充実

- こども園の特徴である0歳から5歳までの年齢に応じた発達を促すための教育・保育を推進するとともに、異年齢との交流により社会性の育成を図ります。

(2) 乳幼児期における教育・保育の充実

- 希望するすべての子どもが入園できる体制を築き、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期における教育・保育の充実を図ります。

(3) 保育料の負担軽減

- 子育て世帯の経済的負担の軽減が図られるよう、多子世帯などにおける保育料の負担を軽減します。

(4) 発達支援事業の充実

- 発達につまずきが見られる子どもを支援するための人員確保を図ります。
- 早期発見と一人一人に合わせた指導を行うための職員研修や小学校との連携を図ります。
- 早期発見・早期療育体制の整備を図ります。



(5)「食育」の推進

- 地元農畜産物の活用や食育活動グループなどとの交流による取り組みを推進します。
- 食と発達に関する学習機会の充実を図ります。
- 子どもたちが主役となる食育の取り組みを推進します。

(6) 保護者との連携

- 保護者が参加する行事の計画や保護者研修会の実施など、保護者との連携を強化する取り組みを推進します。



2. 地域における子育て支援

(1) 地域や他機関との交流

- 地域に開かれたこども園として、「園開放」など地域住民や他機関との交流の充実を図ります。

(2) 小中学校との連携強化

- こども園と小中学校の教職員や園児、児童、生徒の連携・交流を図ります。
- 幼保小連携検討会議を中心に小学校への円滑な接続に向けた連携体制を強化します。

(3) 子育て支援の充実

- 子育て支援センターと連携し、子育て相談、保護者研修会など保護者のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。



第2章

強い「産業」で活力を生み出すまちづくり



第1節 農業

現状・課題

- ☆農業・農村は、食料生産という基本機能に加えて環境保全機能や景観機能、防災機能、教育・文化機能など、多面的機能を有しています。こうした機能の維持・発揮を図る必要があります。
- ☆近年、本町では農家戸数が減少するとともに、農業従事者の高齢化や担い手不足が進行しています。また、有害鳥獣の駆除に力を入れてきましたが、依然としてシカやカラスなどによる農業被害が一部地域で発生しています。
- ☆本町の特産品であるメロンなどの園芸作物については、年々作付面積が減少しているため、作付維持や後継者への技術伝承や販路拡大が必要となっています。
- ☆経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）による自由貿易の進展や平成28年2月にTPP交渉が合意されたことによる長期にわたる影響が懸念されています。また、農産物の価格低迷や生産資材価格の上昇など、農業経営を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中、農業を持続的に発展させていくためには、地域での担い手や農業従事者を確保することが第一であり、さらに農産物の生産性や品質の向上に取り組むことが重要です。それには重要品目ごとの経営安定対策など意欲ある担い手の経営発展を後押しする対策や支援が必要です。一方で、6次産業化や農商工連携による農産物の加工などを通じた高付加価値化への支援や、地産地消の取り組みなどを通じ、生産者と消費者とのつながりを一層強めていくことも重要です。

施策の展開

1. 農業生産基盤整備の推進

（1）農業用施設整備

- 農業経営環境の改善に資するため、必要に応じて農業用排水路や農道などの農業用施設・設備の整備を図ります。

（2）農地整備

- 良好な農地の確保と農産物の高い生産性を維持するため、全町を網羅する各地区の事業を計画的に推進します。

2. 農業経営の近代化と効率化

（1）地域農業システムの確立

- 補助事業を活用し、省力化のための高性能機械の導入や機械の共同所有・利用を推進するほか、作業の外部委託などにより地域農業システムの確立を図ります。

（2）労働力対策の推進

- 共同育苗や作業受委託を推進し、農業分野でのICT*活用も視野に入れ、家族労働力を基本に持続可能な農業を展開します。

（3）野菜産地形成の推進

- メロンなどの特産園芸作物の作付維持や後継者・新規耕作者への技術伝承を推進するとともに、販路拡大を図ります。

3. 畜産経営の効率化

（1）生産基盤の強化

- 畜産クラスター関連事業や公営担い手対策事業の活用などにより生産基盤の強化を図ります。



(2) 乳牛対策の推進

○適正な飼養管理技術の普及や乳牛を導入する酪農家に対する支援により、疾病の減少および乳質・乳量の改善を推進します。

(3) 肉牛対策の推進

○優良繁殖雌牛の保留・導入などを推進し、肉牛の繁殖基盤強化を図ります。

(4) 共同化の推進

○飼料収穫および調製作業の共同化、委託化を推進し、労働コストの軽減を図ります。

(5) 衛生対策の強化

○適正なワクチンプログラムの推進や消毒資材の支援により徹底した衛生対策に努めます。

(6) 環境対策の推進

○家畜ふん尿などの適正な処理のために環境対策を推進し、理解される畜産業の確立を図ります。

(7) 農休日の推進

○畜産業の農休日設定のため、酪農ヘルパー制度の充実を図ります。

4. 農業後継者の育成

(1) 担い手の確保・育成

○後継者への祝い金や新規就農者への経済的支援を行います。
○試験研究機関や大学との連携講座の開催や先進地研修を通じ、今後も家族経営が本町の農業経営の中心となるため、高度な技術と経営能力を持った担い手の育成に努めます。

(2) 女性農業者への支援

○女性農業者の学習、研修、新たなチャレンジに対して支援を行います。

(3) 結婚対策の推進

○広域連携による交流機会づくりや研修会などの開催、相談員活動の推進と組織強化に努め、結婚後の支援についても充実を図ります。

(4) 家族経営協定の普及

○働きやすい環境整備を図るため、農業改良普及センターなどと連携し、さらなる協定の締結を推進します。



5. 魅力ある農業と理解される農業の確立

(1) 「農業のまち」の推進

- 本町農業の持続的発展と生産基盤確立のための施策を推進するため、きたみらい農業協同組合との連携強化を図り、地産地消・食育の推進や消費者グループなどとの交流を推進し、理解される環境づくりに努めます。
- 農業関連事業所などと意見交換の場を持ち、情報共有に努めます。

(2) 開かれた農村づくりの推進

- 銀河農園を活用し、住民が農業に触れ、親しむ場を提供するとともに、農業交流センターでの加工体験などを通じて、開かれた農村づくりに努めます。

(3) 環境保全型農業の推進

- 環境保全型農業直接支払交付金制度の活用とクリーン農業推進協議会への支援を継続します。

(4) 土づくり対策の推進

- 良質な堆肥を供給するため、堆肥供給センターの活用により、土づくり対策を推進します。

(5) 防疫対策の推進

- 家畜伝染病の発生予防や発生時の対応およびジャガイモシストセンチュウなどの病害虫まん延防止対策・啓蒙活動を関係機関と連携し、推進します。

(6) 生活環境の確保

- 良好な農村景観づくりの配慮や合併処理浄化槽の整備を継続し、農村地域における快適な生活環境の確保を図ります。

(7) 営農環境の確保

- 鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の駆除を強化するとともに、農作業事故防止や農薬適正使用、資源リサイクルなどの啓発を図ります。

(8) 農業・農村の多面的機能保全

- 多面的機能支払交付金制度を活用して、地域単位での草刈・土砂上げ・鹿柵の維持管理などの住民参加による取り組みを支援します。

6. 効率的な農地の利用

(1) 農地の有効利用

- 人・農地プランによる地域の話し合いを基本に、認定農業者・認定新規就農者などに集積を図り、農地のあわせん事業や農地保有合理化事業、農地中間管理事業を推進し、農地の有効利用を図ります。

(2) 農地所有適格法人などの設立への支援

- 複数戸による法人設立やコントラクター*設立を支援します。

(3) 農業振興地域整備計画の推進

- 就農時から農業振興地域制度や農地転用への理解を深めるための情報提供や学習の場を設け、優良農地の保全を図ります。



7. 付加価値対策

(1) 加工の推進

- 農産物加工の相談活動を実施するとともに、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組みを支援します。

(2) 6次産業化の推進

- 6次産業化に関する相談会を開催するとともに、北海道や町の各種補助制度を活用し、事業の立ち上がり段階における支援を行います。

(3) 農商工連携の推進

- 地産地消の推進など、農業者と商工業者が連携する取り組みを支援します。

8. 都市農村交流型農業の推進

(1) 実習生の受け入れ推進

- 酪農・畑作実習生の受け入れを推進するとともに、就農相談にも応じ、就農に向けた支援を行います。

(2) 相互交流への支援

- 生協などを中心とした消費者と生産者の相互交流を支援します。

9. 共同利用模範牧場の運営

- 入牧牛の適正な飼養管理、草地の植生維持などに努め、酪農家の利用を促進します。
- 牧場の適正管理のため、施設や作業機械の計画的な整備を図ります。

※ICT～インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー Information and communication technology (情報通信技術) の略

※コントラクター～農作業機械と労働力などを有して、農家などから農作業を請け負う組織。



第2節 林業

現状・課題

- ☆林業後継者の不足や高齢化による林業労働力の減少、さらには木材価格の変動など、林業を取り巻く環境は厳しい状況のため、今後とも効率化や組織強化を図る必要があります。
- ☆SGEC 森林認証*を推進し、今後とも、環境に配慮した木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対し環境材としての理解を求め、利用を促進していく必要があります。
- ☆森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業を継続的に実施していく必要があります。
- ☆森林の適正な管理や施業コストの低減を図るため、林道を適正に管理していく必要があります。
- ☆森林認証材の普及や林業事業体の育成、林業後継者の確保などについては、流域全体で取り組む必要があります。

施策の展開

1. 森林の保全と整備

(1) 優良森林の育成

- 森林経営計画に基づき、植林・下刈・除間伐事業を計画的に実施し、優良森林の育成に努めます。

(2) 私有林などの支援

- 私有林の森林整備を支援するとともに、林業関係団体などへの支援を行います。

(3) 林業後継者の確保

- 林業後継者の確保のため、各種研修の充実や林業に対するPR活動を推進します。

(4) 森林施業の推進

- 林業経営の合理化のため、集約化による効率的な森林施業を推進するとともに、森林所有者への指導体制の強化を図ります。
- 森林組合などによる効率的な施業集約化のため、森林の土地に関する情報の把握を行い、平成30年度末までに林地台帳の整備を図ります。

(5) 森林機能の維持

- 治山事業を活用し、林地や防風保安林の保全に努めます。

(6) 林道の維持管理

- 既設林道の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な整備を推進します。



2. 森林空間の活用

(1) 広域的な啓発

- 森林資源に対する理解や有効活用の意識を深めるため、関係自治体などと連携し、広域的な啓発を図ります。

(2) 多面的機能の利用

- レクリエーション公園などを活用し、広葉樹林をはじめとした森林の持つ多面的機能の増進に努めるとともに、森林への理解を深める取り組みを推進します。



3. 町有林の育成

- 森林経営計画および SGEC 森林認証の規定に基づき、環境に配慮した持続可能な森林経営を推進します。

4. 広域的な連携

- 適切な森林資源管理の推進、地域材の利用促進、森林認証材の普及推進、林業の担い手確保などについては、網走東部流域森林・林業活性化協議会と連携した取り組みを推進します。

※SGEC 森林認証～森林認証制度とは、森林の持続可能な管理や木材流通段階での適切な管理について認証する制度です。日本には、3つの森林認証制度があり、そのうち SGEC「緑の循環」認証会議は、2003年に設立された森林認証制度で、国内の森林整備水準の向上や林業の活性化を目指し、持続可能な森林づくりを進めています。



第3節 鉱工業・企業立地

現状・課題

- ☆本町の鉱工業は、かつてと比較すると事業所数や製造品出荷額などが減少したものの、安定した経営基盤のもとで業績を伸ばす企業もあります。しかしながら、地域の企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、企業の育成や体質強化に向けた取り組みを引き続き行っていく必要があります。
- ☆地域の産業振興や雇用拡大に向けて、継続した企業誘致を推進するとともに、既存企業の撤退などを防ぐため、存置対策を講じる必要があります。



施策の展開

1. 鉱工業の振興

(1) 企業の育成

- 中小企業特別融資の効果的な活用を図り、企業の育成に努めるとともに、企業の事業拡大を推進するための環境整備を図ります。

(2) 企業の体質強化

- 企業の体質強化を図るため、異業種交流の推進や各種研修を充実させ、労働の質の向上を推進します。

2. 企業立地

(1) 企業誘致

- 地震など自然災害の少ない本町の特性を生かし、国・北海道・民間の農業関連施設・企業などの誘致に努めます。

(2) 企業存置

- 町内の既存企業の存置対策として発展を支援するとともに、情報交換などによる連携強化を推進します。



第4節 商業

現状・課題

☆本町の商業は、長年にわたり町外への消費流出が続いてきましたが、平成27年7月に町外資本の大型小売店舗の進出により、消費流出の抑制や不足業種を補完するなど、一定の効果が図られました。一方では、大きな商業環境の変化や後継者の不足などにより、既存商店街には空き店舗が散見され、空洞化が進行しています。そうしたことから、大型小売店舗と既存商店街の連携や空き店舗の有効活用などが必要となっています。

施策の展開

1. 商店街の活性化

(1) 商店街活性化の促進

○商工団体の育成やその推進母体である商工会との連携を推進し、商店街活性化に向けた自主的な取り組みを支援します。

(2) 店舗に関する支援

○新規出店や既存店舗の改修、空き店舗を活用して事業を行う事業者への支援を行います。

(3) 小規模企業振興条例の制定

○小規模企業振興条例の制定において、本町商工業の持続的発展が図られるよう商工会、商工業者などと協議を行いながら検討を進めます。

2. 担い手の育成支援

○商業の健全な発展と経営基盤の強化に向け、関係団体と連携し、各種制度を有効活用した経営の改善や安定化を支援します。

○後継者の地元企業への就業を促進するため、企業や就業者への支援を行います。

3. 大型店と商店街の連携推進

○大型小売店舗と既存商店街の連携を推進し、地域商業全体の活性化を図ります。



第5節 観光

現状・課題

- ☆定住人口が減少傾向にある現在、観光客などの交流人口を拡大させることで、人口減少による影響を緩和させ、地域に活力をもたらそうとする動きがあります。
- ☆本町には、恵まれた自然や温泉施設、パークゴルフ場、温水プールなどの観光資源があるほか、お祭りなどの町内イベントや地元企業の工場見学を目的とした来訪者が多くいることから、さらなる交流人口の拡大のため、町全体の回遊性を高める必要があります。
- ☆地域ブランド*が確立できていないため、地域資源のブランド化に取り組み、情報発信をしていく必要があります。
- ☆北海道横断自動車道の訓子府インターチェンジが開通するなど、本町の観光を取り巻く環境は、変わりつつあり、広域的な取り組みも必要となってきました。

施策の展開

1. 交流人口拡大への取り組み

- 本町を代表する「ふるさとまつり」や「さむさむまつり」などのイベントの内容充実を図り、魅力の向上に努めるなど、来訪者の増加につながる取り組みの充実を図ります。
- 来訪者の滞在時間を増やし、交流人口を拡大させるため、町内施設やご当地グルメをPRするなど、町全体の回遊性を高める取り組みを推進します。

2. 地域資源のブランド化

- 住民、商工会、商工業者、農業協同組合、農林業者、行政が連携しながら地域資源をブランド化し、町の魅力を発信する取り組みを推進します。

3. 広域観光の振興

- 訓子府インターチェンジを活用するなど、広域連携による観光PRを積極的に推進し、地域経済の活性化に努めます。

※地域ブランド～その地域に存在する自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の「付加価値」を高め、他の地域との差別化を図ることにより、市場において情報発信力や競争力の面で比較優位を持ち、地域住民の自信と誇りだけでなく、旅行者や消費者などに共感、愛着、満足度をもたらすもの。



第6節 雇用・労働

現状・課題

- ☆近年、若年層の就業率の低迷に加え、非正規雇用労働者や就労意欲があっても定職につくことができない人が増加しています。また、子育てをする女性の就業への悩みや高齢者の就業希望の高まりなど、若者だけでなくさまざまな層の就業に関する問題が顕在化しています。
- ☆町内の雇用情勢についても、厳しい状況は変わらず、求人内容は非正規雇用が多く、若者の地元定住やU・I・Jターン者を受け入れる上での大きな妨げとなっています。
- ☆就業支援については、就業に関する相談や情報提供のための体制を充実させていく必要があります。
- ☆住宅の確保など、勤労者が安心して生活を送ることができる環境の整備を図るとともに、自立した勤労者を増やしていく必要があります。

施策の展開

1. 雇用対策

(1) 就業機会の拡充

- 雇用の場を確保するため、既存企業の振興と地場産業の育成を図るとともに、企業誘致や既存企業の存置対策を推進します。

(2) 地元企業への就業支援

- 地元企業への就業を促進するため、企業や就業者への支援を行います。

2. 就業の支援

(1) 職業能力開発の支援

- 就業希望者の各種職業訓練団体への加入や技術研修会などを通じて、職業能力開発を支援します。

(2) 情報提供・相談の充実

- 北見公共職業安定所などの関係機関と連携して求人情報を提供し、再就職の援助や雇用の拡大に努めるとともに、就業相談や労働相談の充実を図ります。

3. 勤労者福祉の充実

(1) 職場環境の改善

- 関係機関と連携し、職場環境や労働条件・福利厚生などの改善を図り、労働者および使用者の安全意識の高揚と安全で働きやすい職場づくりの促進に努めます。

(2) 生活安定対策の充実

- 勤労者が安心して生活を送ることができるよう、生活の拠点となる住宅の確保や子育て世代に対する支援など、さまざまな対策を推進します。



第3章

いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり



第1節 地域福祉

現状・課題

- ☆ 私たちが住む地域には、男性も女性も、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、さまざまな人たちが共に生活していますが、個人の価値観の多様化などを背景に、地域の人々の関わりやつながりが希薄化している傾向にあります。
- ☆ その一方で、高齢化や世帯の縮小に伴って、かつてあったような地域住民による支え合い・助け合いの仕組みが重要性を増しています。
- ☆ このため、地域に住む誰もが生き生きとした生活を送ることを目指し、地域住民それぞれが自立することを基本としながらも、共助の精神を大切にし、行政や事業者が提供するサービスと、地域住民が行う見守り・助け合いなどの地域活動やボランティア活動を組み合わせ、一体的に地域福祉を進めていくことが必要になっています。



施策の展開

1. 地域福祉活動の充実

(1) 活動に対する支援

- 社会福祉協議会の運営を支援し、ボランティア活動などへの参加促進を図ります。
- 民生委員児童委員の活動支援を継続します。

(2) ネットワークづくりの推進

- 地域コミュニティの形成・再生に向けた自治会の連携を推進します。

2. 地域福祉推進体制の強化

(1) 福祉意識の高揚

- 住民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上および必要性の周知を図ります。

(2) 団体の育成支援

- 住民参加による地域福祉活動を推進するため、関係団体などと連携し、NPO法人やボランティア団体の育成や支援を継続します。

(3) 福祉教育の推進

- 子どもたちの福祉意識の醸成のため、自治会や社会教育部門と連携し、活動体験機会の充実を図ります。

3. 福祉環境の充実

(1) ユニバーサルデザイン*の推進

- 公共施設などの整備にあたっては、誰もが安心して快適に過ごせるまちづくりを目指して、ユニバーサルデザインの取り組みを推進します。

(2) 緊急時の体制整備

- 急病時や災害などの緊急時に、迅速に高齢者世帯や障がいのある人に対応できるよう、緊急通報システムを活用するなど、体制の充実を図ります。



4. 低所得者への相談・支援などの充実

(1) 相談機能の充実

- 自治会や民生委員児童委員と連携し、支援などを必要とする世帯の早期把握に努めるとともに、社会的自立を助長するため、相談機能の充実に努めます。

(2) 自立援助体制の充実

- 低所得者に対する資金貸付制度・相談・助言により、生活の安定と自立を支援するとともに、事例に対応した相談機関との連携を図ります。



＊ユニバーサルデザイン～すべての人にとって使いやすい建物や環境などを構想し、設計すること。



第2節 高齢者福祉

現状・課題

☆平成28年3月末現在の本町の高齢化率は約36%で、年々その割合が増加しており、高齢者が地域の中で、豊かな経験と知識を生かし、積極的に役割を果たしていくことが重要となってきています。また、高齢者の閉じこもりを防止するためには、生きがいを持ち、就労や趣味、地域との交流などさまざまな社会活動に参加することが有効と考えられます。

☆高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立して暮らし続けることができるような地域社会としていく「地域包括ケアシステム^{*}」を推進する必要があります。



施策の展開

1. 福祉サービスの充実

(1) 在宅サービスの充実

○在宅サービスの点検を行い、利用者ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

(2) 高齢者世帯への支援

○高齢者世帯が安心して暮らせるよう、日常生活の困りごとを解決できる仕組みづくりを進めるなど、生活支援体制の充実に努めます。

(3) 高齢者向け住まいの充実

○将来的なニーズや介護保険料設定への影響を考慮した中で、高齢者向け住まいの充実に努めます。

2. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 関係団体とのネットワークづくり

○住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での支え合い活動を関係機関・団体などと連携して推進します。

(2) 医療と介護の連携

○包括的な医療・介護のサービス提供体制と支援策を検討し、推進します。

(3) 高齢者の権利擁護

○高齢者への虐待を防止し、権利を守るための相談窓口の充実に図ります。



3. 社会参加の促進

(1) 地域活動への参加

○社会福祉協議会などと連携し、地域活動への参加啓発や高齢者が地域の中で豊かな経験と知識を生かすことができる仕組みづくりを推進し、高齢者の参加を促進します。

(2) 自主的活動への支援

○老人クラブ活動などの高齢者の自主的な活動の支援を継続します。

(3) 就労機会の確保

○高齢者勤労センターなどの事業を促進し、高齢者の就労機会の確保に努めます。

4. 高齢者に優しい環境づくり

○高齢者が安心して快適に地域社会で暮らしていけるよう、高齢者の視点に立った優しいまちづくりを推進します。

※地域包括ケアシステム～団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステム。



第3節 障がい者福祉

現状・課題

- ☆本町の障がいのある人の人数は、身体に障がいのある人が減少傾向にあり、知的障がいのある人および精神障がいのある人は、ほぼ横ばいとなっています。また、障がいのある人の地域生活への移行を希望する人が増加し、障がい福祉サービスや医療的ケア、コミュニケーション支援など、障がいのある人とその家族のニーズは多様化しています。
- ☆障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活をしていくためには、生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、サービス提供体制の充実や相談支援専門員などの人材確保や資質向上が求められています。
- ☆障がいのある人の自立や社会参加の促進を図るため、教育や障がい特性に応じた就労支援などのきめ細やかな支援の充実が求められています。
- ☆乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見し、それらの子どもに対しては、身近な地域に必要な療育や相談・指導を行う支援体制の充実が求められています。

施策の展開

1. 障がい児支援の充実

(1) 子どもの障がいの早期発見、早期対応

- 乳幼児の障がいの早期発見に努めます。
- 早期対応を図るため、療育病院や子ども総合支援センターなど療育に関わる専門機関と連携しながら、適切な相談・指導に努めます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

- 子育て支援センターや認定こども園、学校などの関係機関と連携して、切れ目なく支援を受けられる体制の充実を図ります。



2. 障がいのある人への地域生活支援

(1) 相談支援体制の充実

- 障がいのある人（児）やその家族や保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用について支援します。

(2) 障がい福祉サービスの充実

- 既存の在宅サービスの有効活用、生活の場の確保など、障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 障がい者施設との連携

- NPO法人*が町内で運営する障がい者施設と連携し、障がいのある人が安全・安心に活動できる体制の充実を図ります。

(4) 広域的な支援体制の充実

- 既存の在宅サービスを活用しても地域での生活が困難な場合には、より専門的に障がいのある人の生活や就労の相談に対応する障がい者総合相談支援センターや障がい者就業・生活支援センターなどの相談機関と連携し、広域的な支援体制の充実を図ります。



3. 社会参加の促進

(1) 雇用・就労支援

○町内にある NPO 法人と連携し、雇用の促進や就労に関する相談支援の充実を図ります。

(2) 自主活動の推進

○障がいのある人の自主活動などを通じた社会参加の促進を図ります。

(3) 団体活動への支援

○障がいのある人の団体活動への支援を図ります。

※NPO法人～営利を目的としない民間の組織や団体。



第4節 保健・公衆衛生

現状・課題

- ☆医療技術の進展により、平均寿命は年々延びています。高齢化に伴う社会構造や疾病構造も変化しており、医療に対するニーズも多岐にわたり増加しています。
- ☆食生活や生活環境の改善、医学・医療の進歩などにより、平均寿命が延びる一方で、さまざまな疾病や障がいも増えています。住民一人一人が健康づくりの意識と取り組みを実践していけるよう支援を進めることが必要です。
- ☆ストレスによる心の不調を起因とした社会生活への不適応やうつ病、心身症などの健康問題の対策が求められています。
- ☆本町の死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が約6割を占めており、重症化や合併症により要介護状態となる人が増えています。住民が自分の健康を管理しやすい環境づくりが必要です。
- ☆新型インフルエンザなど新たな感染症の発生や流行に備え、体制整備が必要です。

施策の展開



1. 健康づくりの推進

(1) 健康増進計画の推進

- 住民の健康課題を明確にし、地域特性に応じた健康づくりの取り組みを推進します。
- 乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージ*に応じた健康づくりの取り組みを推進します。

(2) 協働による健康づくり

- 住民が健康づくりに取り組むことができるよう、個人・地域・行政の役割の明確化、連携の強化を図り、社会全体として個人の健康を支え、守る取り組みを推進します。

(3) 「食育」の推進

- 家庭や地域と連携し、食育に関する情報提供や実践に向けた取り組みを推進します。

2. 保健事業の推進

(1) 特定健診・特定保健指導の推進

- 生活習慣病の発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防に重点を置いた活動を推進します。

(2) 健康診査・保健指導などを受けやすい環境づくり

- 特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診などの健診体制や保健指導などの相談体制の充実を図り、住民が自分自身の健康を管理しやすい環境づくりを推進します。

3. 歯科保健対策の推進

(1) 乳幼児・学童期歯科保健の充実

- 認定こども園や小学校におけるフッ化物洗口や妊娠期、乳幼児期から歯科保健を推進します。

(2) 成人歯科保健の充実

- 成人の歯周病の早期発見や予防のための歯科相談を実施するほか、8020 運動*を推奨するなど成人歯科保健対策を推進します。



4. 感染症対策の充実

(1) 感染症の予防

○感染症に関する適正な情報提供に努め、予防接種の推進を図ります。

(2) 危機管理体制の整備

○新型インフルエンザなど新たな感染症に対応するため、庁内の管理体制を整え、関係機関との連携や情報収集を積極的に推進します。

5. 難病対策の充実

○関係機関と連携し、難病に関する相談支援や在宅サービスの充実を図ります。

6. 精神保健対策の充実

○関係機関と連携し、精神保健に関する正しい知識や理解についての普及啓発と相談体制の充実に努めます。

※ライフステージ～人間の一生における乳幼児期、学童期、思春期、青年期、中年期、初老期、高齢期などのそれぞれの段階。

※8020（ハチマルニイマル）運動～厚生労働省と日本歯科医師会が推進している「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という運動。



第5節 医療

現状・課題

- ☆今後、団塊の世代が高齢期に入り、医療・介護サービスの需要が大きく増大することが見込まれている中、在宅医療の確保や地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。
- ☆本町には、医院1か所、歯科医院2か所の医療機関がありますが、小児科や眼科、精神科などの診療を受けることができないため、町外への通院が必要となります。
- ☆後期高齢者医療制度においては、被保険者数の増加に伴い医療費も増加しています。一方で、保険料を軽減する低所得世帯が増加し、財政負担も増えています。
- ☆国民健康保険事業は、少子高齢化や後期高齢者医療制度の導入などにより被保険者数が減少している一方で、医療の高度化などにより1人当たりの医療費が増加しており、一般会計からの財源補てんが続くなど厳しい財政状況に陥っています。
- ☆国民健康保険事業については、平成30年度からは町と北海道が共同保険者となるため、町としては特定健康診査受診率の向上や生活習慣病の重症化予防の促進、保険料の収納率の向上などを図るとともに、北海道との連携強化を進める必要があります。



施策の展開

1. 地域医療体制の充実

(1) 医療機関との連携

- 住民が安心して身近な地域で医療を受けられるよう、広域的に医療機関などと連携し、地域医療、診療体制の充実を図ります。

(2) 広域医療体制の整備促進

- 関係機関と連携し、保健・医療に関する広域的な問題に対応するため、広域医療体制の整備を促進します。

2. 包括的な医療の推進

- 保健、福祉、介護、医療が連携した総合的な医療を推進します。

3. 医療保険制度の周知・啓発

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度への住民の理解を深めるため、広報紙やリーフレットなどを活用し、制度の周知に努めます。



4. 医療保険制度の適正な運用

(1) 生活習慣病対策

- 健康維持と医療費の抑制を図るため、特定健診・特定保健指導などにより、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療・重症化予防に努めます。

(2) 医療費の適正化

- 医療費の適正化を図るため、適正な受診指導を推進するほか、レセプト*点検の強化や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の推奨に努めます。

(3) 収納率向上対策

- 滞納者への短期証などの交付により相談機会を増やしたり、保険税などの納付意義の周知により納付意識の高揚に努めることで収納率の維持・向上を図ります。

*レセプト～診療報酬請求明細書の通称。



第6節 介護保険

現状・課題

- ☆平成27年4月の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、予防給付の見直しと地域支援事業の充実が図られることとなりました。
- ☆介護保険サービスの利用者は今後も増加することが予想されます。より効率的で地元に着した質の高いサービスを提供できるよう、地域の社会資源のバランスを考慮した介護保険サービスの基盤整備が必要となっています。
- ☆要支援者には、介護予防訪問介護などのサービスに加えて、住民が主体となった生活支援など多様なサービスを展開していくことが求められているため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していくことが必要です。

施策の展開

1. 介護保険サービスの提供

- 高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を徹底し、「訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた介護保険サービスを提供します。

2. 相談窓口体制の充実

- 高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した生活支援コーディネーターおよび協議体の配置を促進し、高齢者とその家族の支援を包括的に担う地域包括支援センターの充実を図ります。

3. 健康づくりと介護予防の推進

- 高齢者の活動的で自立した生活を支援するため、それぞれの状態にあった健康づくりと介護予防事業を推進し、保健・福祉・医療との連携強化を図ります。
- ボランティアなどの活動を支援するなど、住民主体の通いの場づくりの推進に努めます。

4. 地域支援体制整備の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築を目指し、認知症地域支援推進員の配置を促進するなど、支援体制の整備およびサービスの充実に努めます。

5. 健全な事業運営

- 保険給付の適正化を図り、制度への理解を求めて保険料の収納確保に努めるとともに、低所得者の保険料や利用者負担対策については、他施策と連携して検討します。



第4章

きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり



第1節 学校教育

現状・課題

- ☆変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させる必要があります。さらに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や意欲的に学習に取り組む姿勢を養うことが重要です。
- ☆基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む必要があります。
- ☆今後、学校の教育活動を一層充実させるため、認定こども園、家庭、地域社会などとの連携のもと、地域の教育力や教育資源を積極的に活用した豊かな体験活動の実施など、特色ある教育活動を展開することが重要です。
- ☆グローバル化の進展やICTの発達や普及に伴い、変化の激しい社会へ移行しています。そのような中で、国際化に対応する能力や情報活用の基礎的な資質や能力を育成していくことなど、今日的課題に対応した教育の必要性が高まっています。

施策の展開



1. 確かな学力の育成

(1) 学ぶ意欲と基礎学力の向上

- 多様な指導方法により子どもたちの学習意欲の向上を図るとともに、きめ細やかな指導の充実に努め、学校間の連携を図りながら基礎学力の向上に努めます。

(2) 生活・学習習慣の確立

- 基本的生活習慣や家庭での学習習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域と連携し、その確立を図ります。

(3) 地域学習の推進

- 地域の人材や資源を活用したさまざまな学習や体験を通したふるさと教育を推進します。

(4) 社会の変化に対応した教育の推進

- 国際化や情報化など、社会の変化に対応した教育の推進と教育環境の整備を図ります。

2. 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 豊かな人間性の育成

- 総合的な学習の時間の活用や地域での多様な体験活動などにより、思いやりの心や道徳心を育み、豊かな人間性の育成を図り、子どもたちの生きる力を育む教育を推進します。

(2) 学びや支援の継続による切れ目のない環境づくり

- 子育て、保育、教育が一貫した環境での学びの連続性および支援の連続性を推進し、子どもたちの健やかな成長のため、子育て環境の充実、学校教育の振興を図ります。

(3) 体力の向上と健康教育の推進

- 心身ともに健やかな育ちを支えるため、運動に親しむ習慣と基礎体力づくりを進めるとともに、健康教育の充実に努めます。



3. 地域と連携した教育力の向上

(1) 関係機関との連携

- 学校内の課題に対し、学校・家庭・地域や関係機関との連携の強化を図るとともに、日常的な教育相談の体制整備を推進します。

(2) 地域との連携の強化

- 学校の教育力向上のため、地域や学校支援地域本部事業によるボランティアなどの人材とのネットワークづくりの推進を図ります。

(3) 教育力の向上

- 多様化する教育課題に対応するため、教職員研修の参加促進を図り、高い指導力と専門性を備えることができるよう、教育力向上のための支援を図ります。

4. 学習環境の充実と安全教育の推進

(1) 学習環境の充実

- 各学校の老朽化した施設の計画的な改修や更新を行うとともに、各学校の状況に応じた学習環境の充実を図ります。

(2) 安全・安心のための体制づくり

- 校内の危機管理に対する意識を高め、子どもたちの安全確保のため、安全教育の推進と地域と連携した安全対策の取り組みを推進します。

5. 開かれた学校づくり

(1) 地域との連携

- 学校評議員制度の活用や地域が参画するコミュニティ・スクール導入の検討など、地域の人材の関わりによる結びつきを強め、学校と地域が一体となりながら開かれた学校づくりを推進します。

(2) 特色ある学校づくりの推進

- 地域資源の活用や地域との交流を進めながら特色ある学校づくりを図ることにより、生きる力を育む教育を推進します。



6. 食育事業の推進と魅力ある給食の提供

(1) 食育の推進

- 食生活習慣に関する学習や地元農畜産物を食材として活用することにより食育事業を推進します。

(2) 安全・安心な給食の提供

- 衛生的な給食の提供のため、老朽化した施設の計画的な更新とともに、異物混入防止やアレルギー対応などの安全対策を推進します。

7. 学びのための教育環境の充実

(1) 就学援助の推進

- 就学に関する機会の均等を図るため、就学援助制度の継続と充実を図ります。

(2) 就学環境の充実

- 特別な支援を要する児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の充実と特別支援に関わる関係機関との連携の強化を図ります。

(3) 通学対策の充実

- 遠距離通学対策としてのスクールバスの安全運行のため、安全教育の徹底と車両の更新を進めます。
- 高等学校や大学、専門学校などへの通学費について、助成制度を継続します。

(4) 就学に関する機会の均等

- 奨学資金貸付制度の継続と充実を図り、義務教育以降の教育機会の均等を確保するほか、地元への定着に努めます。

8. 訓子府高校の振興と存続

- 訓子府高校の振興対策の充実を図るとともに、地域との連携や交流を進め、特色ある高校づくりのための支援を継続します。



第2節 社会教育

現状・課題

- ☆少子化や核家族化などの影響により、団体・集団活動を行うことが困難になっている中で、子ども会活動の活性化や放課後におけるさまざまな体験活動などが求められています。
- ☆青少年活動の拠点である青少年研修館が建設から30年以上を経過したことから、老朽化に伴う整備が課題となっています。
- ☆仕事をリタイヤした後の生きがいづくりや地域活動を視野に入れた学習機会の充実が求められています。
- ☆高齢者教育推進事業の一つとして開設している「若がえり学級」では、男性の参加者が少ないことから、男性が参加、活動しやすい環境をつくり出すことが課題となっています。
- ☆地域の力を高めるために各地域で展開している実践活動における交流や情報共有、地域実態の点検と方策の検討、まちづくりの担い手の確保などが課題となっています。
- ☆平成21年度より本格的に学校支援地域本部事業を開始しましたが、地域のボランティアや地域コーディネーターの活躍で大きな成果を収めています。

施策の展開

1. 青少年教育の充実

(1) 子ども会活動の活性化

- 会員の減少に伴い、複数の子ども会による行事開催など、合同での活動の実施を検討します。
- ジュニアリーダーの発掘や養成を推進します。

(2) 体験活動の充実

- 自然体験・生活体験・防災体験などの体験活動の充実や、地域との交流を図るための「通学合宿」を推進します。

(3) 青年団体活動の促進

- 青年団体の活発な活動を支援するとともに、近隣の青年団体との情報交換や交流機会の充実を図ります。

(4) 青少年の学習・ボランティア活動の充実

- 産業後継者研修や異業種間交流による担い手に対する学習機会の充実を図るとともに、関係機関との連携などにより行政的な学習支援を図ります。
- 青少年ボランティアの養成活動の推進を図ります。

(5) 青少年研修館の整備

- 青少年活動の拠点である青少年研修館については、老朽化のため、整備に向けた検討を進めます。

2. 成人教育の充実

(1) 学習機会の充実

- 地域課題や生活課題の発見・解決学習を実施し、学習成果を地域に生かすことができるような仕組みづくりを推進します。
- 気軽に参加できる各種学級・講座を実施し、それをきっかけとしたサークル化への支援を行います。



(2) 団体活動への支援

○社会教育に取り組む各種グループや団体活動への支援を図ります。

3. 高齢者の学習支援**(1) 高齢者の健康・体力づくりと学習活動の推進**

○社会体育や福祉部門との連携を図り、年代にあった高齢者の健康・体力づくりと学習活動を推進します。

(2) 世代間交流の推進

○高齢者世代と青少年世代との体験活動や事業を通じた世代間交流を推進します。

4. 公民館の運営・整備**(1) 人に優しく、利用しやすい公民館**

○子どもを持つ母親や高齢者、障がいのある人などに優しい施設を目指すとともに、施設利用方法の周知を行うなど、利用しやすい施設運営に努めます。

(2) 公民館の整備

○施設の長寿命化を考慮した大規模改修の実施を検討します。

5. まちづくり活動との連携**(1) まちづくり学習の充実**

○関係機関と連携を図りながら、まちづくりに関する学習機会を充実させ、まちづくりや地域活動の担い手の養成を図ります。

(2) 地域に出向く社会教育活動の推進

○巡回講座の実施などにより、地域実態の把握と地域での活動の推進を図ります。

6. 地域や関係機関・団体との連携**(1) 学校支援地域本部事業の充実**

○地域の力を学校教育に生かす学校支援地域本部事業の充実を図ります。

(2) 関係機関・団体との連携

○さまざまな地域課題について、関係機関や団体、一般行政部門との連携を図りながら課題解決のための学習を通じた事業を推進します。



第3節 文化芸術

現状・課題

- ☆文化芸術の振興については、住民自らによる学習と活動の成果発表の場が必要であり、文化祭などの発表の場のほかに広く住民が文化芸術に触れる機会が求められています。
- ☆住民と共に文化芸術活動に取り組み、まちづくりへとつながる人材育成を図るため、総合的な文化芸術活動や事業の展開を図る必要があることから、次世代へつなぐ「文化芸術活動基本方針」を策定し、「パブリックアート*によるまちづくり事業」などを展開する予定です。
- ☆住民の貴重な財産である文化財を活用した郷土学習機会の提供と次世代への継承が課題となっています。また、平成16年に開館した「くねっぶ歴史館」は、旧役場庁舎を改修して10年が経過し、今後は屋根や外壁、床などの部分的な改修が必要となってくることが予想されます。歴史館を住民の郷土学習に役立つ拠点施設として位置付け、まちの歴史的建造物として保存するためにも施設の適正な維持管理を行う必要があります。

施策の展開

1. 文化芸術活動の推進

(1) 文化芸術活動の支援

- 文化芸術事業として住民の創作活動や学習・練習成果発表の機会を設けるとともに、住民による文化芸術活動を支援します。

(2) 文化芸術に触れる環境整備

- 子どもから高齢者まで誰もが気軽に多彩な文化芸術に触れることができるよう、鑑賞機会の充実に努め、社会教育施設をはじめ公園なども含めた町内全域でその環境づくりを推進します。

(3) 文化芸術による人材の育成

- 多彩な文化芸術活動に触れる機会の提供と人材育成を目的とした「パブリックアートによるまちづくり事業」などの文化芸術事業に取り組む中で、まちづくりへ積極的に参画する人材の育成を図ります。



2. 郷土学習の充実

(1) 郷土学習機会の提供

- 郷土の歴史・生活・文化を後世に語り継ぐため、資料による説明、技の実演などを行う「歴史館語りべ」事業を推進します。

(2) 史跡・遺跡・樹木などの保存と周知

- 本町の歴史に深く関わりのある場所や地域のシンボルとして大切に育てられた樹木などを保存し、広く周知を図るとともに、学習活動を展開します。

(3) 文化財の保護と活用

- くねっぶ歴史館を拠点とした歴史的資料や文化財の収集・保存を行い、町指定文化財や開拓資料収集、歴史館講座などの事業を通して、郷土学習を推進します。

(4) 郷土の保全

- 本町の豊かな自然を保護し、住民がいつまでも大切にしたいと思う郷土を後世に残すよう努めます。

(5) 歴史館の適正管理

- 経年劣化に伴う改修を計画的に実施し、効率的かつ効果的な維持管理を図ります。

※パブリックアート～市民が自由に出入りできる公共空間に設置される芸術作品。道路、広場、公園など屋外の彫刻や立体造形物、公共施設内の壁画などを指す。



第4節 図書館

現状・課題

- ☆近年、インターネットの普及などさまざまな要因から、子どもの読書離れが危惧されているため、より活発に子どもの読書活動推進に取り組む必要があります。また、乳幼児から高齢者まで生涯にわたり読書を楽しめる機会づくりや環境整備が必要です。
- ☆現在の図書館は、昭和59年に開館し、子どもから高齢者まで多くの住民に利用されてきましたが、開館時に25,000冊であった蔵書は、現在、72,480冊（平成27年度末）を数え、施設の狭あい化や建設から30年を超え、設備関係の老朽化などにより新たな施設整備が必要となっています。

施策の展開

1. 図書館施設の整備充実

- 施設の整備に向けた準備を進め、「新しい図書館」における機能の充実に対応できる施設を目指すとともに、計画的な蔵書構成の構築を推進します。

2. 図書館活動の充実

(1) 読書活動の推進

- 各学校や学校図書館との連携をさらに深め、児童・生徒の読書力を高めていくよう、子どもの読書活動を推進するとともに、乳幼児から高齢者までさまざまな年代に対応したサービスを展開し、読書を楽しめる環境の整備を図ります。

(2) 図書館資料などの充実

- 図書などの資料の充実を図るとともに、活字以外のメディア資料および機器、情報アクセス環境などの整備を図ります。

(3) 図書サービスの充実

- 「資料・情報の提供」をサービスの中心として、住民の知的要求、学習、悩みや課題を解決していくための支援を行います。
- 図書の宅配サービスや点字資料・視聴覚資料の整備などにより高齢者や障がいのある人の読書活動を推進します。
- 利用者の期待に応える体制の整備を図るとともに、住民がより利用しやすい運営に努めます。

(4) 全域サービスの推進

- 移動図書などの「届ける」サービスを推進し、地域などの要望に応じてサービス・スポット（巡回先）の追加についても検討します。

(5) コンピュータシステムの活用

- コンピュータシステムの活用により図書館業務の迅速化、効率化を図るほか、インターネットを活用した住民への情報提供機能の充実を図ります。



第5節 社会体育

現状・課題

☆東京オリンピックが2020年に開催されることから、スポーツへの関心が高まりつつありますが、本町の各成人スポーツ団体は、人口減少や会員の高齢化などにより会員が減少傾向であり、その傾向は特に高齢者が中心のスポーツ団体に顕著に見られ、活動も衰退傾向にあります。

☆地域のコミュニティ意識の希薄化による高齢者の孤立や子ども、成人などの体力低下を防ぐために、スポーツの面白さを広め、住民自らが運動する機会をつくる必要があります。

☆近年、健康増進のため、スポーツを楽しむといった住民ニーズが高まっています。このことから生涯を通して、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活を営むことができる生涯スポーツ社会の推進が求められています。

☆現在のスポーツセンターは、昭和53年に開館し、気軽にスポーツに親しめる場所として多くの住民の健康づくりの拠点となっています。しかし、平成26年度に実施した耐震診断において、震度5強以上の地震で崩壊する恐れがあると診断されたため、住民の安全・安心の確保から早急な建て替えが必要となっています。



施策の展開

1. 社会体育施設の整備充実

- スポーツセンターの建て替えにあたっては、可能な限り住民の意見を取り入れ、スポーツの拠点として、競技スポーツや障がい者スポーツ、住民のライフスタイルに応じた多様なスポーツなどに対応し、誰もが気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しみ、地域のコミュニケーションを図ることができる施設となるように努めます。
- スポーツセンター以外の社会体育施設の整備にあたっては、計画的かつ適切な維持管理、更新に努め、運営の充実を図ります。



2. スポーツ活動の活性化

(1) スポーツ活動の推進

- 年齢に応じた各種スポーツ教室やスポーツ大会などを充実させ、スポーツ人口の拡大を図ります。
- 地域で活動する団体などの希望に応じて、スポーツ出前講座を推進します。

(2) 健康の維持や体力づくりを目的とした活動の推進

- 健康の維持や体力づくりを目的とする講演会・学習会の実施や関係機関などと連携した事業を推進します。

(3) 団体・指導者の支援

- 指導者の発掘・育成と指導体制の充実を図るとともに、スポーツイベントを支えるボランティアなどの人材育成を推進します。
- スポーツ少年団や体育協会、スポーツサークルなどの支援を行います。

(4) スポーツ情報提供の推進

- 町ホームページや生涯学習情報紙「まなベル」により町のスポーツ情報の提供を推進します。
- スポーツ団体が主催するイベントなどの広報活動を連携して実施し、情報発信に努めます。

(5) スポーツによる地域コミュニティの強化

- 誰もが楽しめるスポーツを通じ、地域の交流や相互理解の醸成を図ります。
- 地域のスポーツ振興のため、スポーツ推進委員活動を推進します。



第5章

みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり



第1節 土地利用

現状・課題

- ☆土地は、将来にわたって住民のための限られた財産であり、地域社会を形成している共通の基盤であるとともに貴重な資源です。公共の福祉を優先する中で、自然環境の保全と調和、快適な生活環境の確保、地域産業の振興など土地の利用形態に配慮しながら、地域特性を生かした均衡ある発展と振興を図る必要があります。
- ☆本町の市街地域においては、コンパクトなまちづくりを進めてきましたが、人口減少などによる空洞化が進んでいる中、未利用地などの有効利用などにより機能を維持していく必要があります。
- ☆農業地域については、農業振興地域整備計画に基づき、農地の保全や基盤整備事業によるほ場整備を進めるとともに、流動化や利用集積などによる利用高度化を図る必要があります。
- ☆森林地域については、林業振興や環境保全など、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、森林経営計画に基づいた取り組みが必要です。

施策の展開

1. 土地利用の推進

(1) 市街地域の土地利用

- 人口減少などによる市街地域の空洞化が進んでいる中、空き家や空き店舗を含めた未利用地の有効利用を促進するとともに、コンパクトで農村風景と調和するまちづくりに努めます。

(2) 農業地域の土地利用

- 農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に基づき、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。

(3) 森林地域の土地利用

- 森林地域については、森林の多面的機能に配慮した森林の保護・育成に努めます。

2. 地籍調査事業成果の維持管理

- 地籍成果のデジタル化に続き、地籍図根三角点の状況把握に努めるなど、地籍調査事業成果の適正な管理に努めます。

3. 公共用地の利用と確保

- 公共用地の適正な管理を推進し、遊休地については有効活用に努めます。



第2節 道路

現状・課題

- ☆平成 27 年 11 月に訓子府インターチェンジが開通した北海道横断自動車道の整備については、広大な面積を有する北海道の主要産業である農業・観光をはじめとした経済活動と道民生活を支え、加えて地域間の交流、連携、自立的発展に必要不可欠であるため、より一層の整備促進が必要です。
- ☆道道北見置戸線については、鉄道からのバス転換により歩道やバスベいの設置が必要となっていますが、未整備となっている箇所があるため、安全が確保されるよう、要請していく必要があります。
- ☆町道については、順次舗装修繕を実施していますが、修繕が必要な箇所の増加に伴い、緊急性を把握し、計画的に実施する必要があります。また、橋りょうの予防保全修繕と町道の総点検による安全性の確保に努めていく必要があります。
- ☆街路樹などに関する苦情が寄せられることも多く、適正な維持管理を進めていく必要があります。

施策の展開

1. 北海道横断自動車道の整備促進

- 北海道横断自動車道網走線の早期整備について、国などの関係機関に対して要請するとともに、北海道全体の高速道路ネットワーク整備促進についても要請を継続します。

2. 道道の整備促進

- 道道北見置戸線や道道置戸訓子府北見線などの道道については、道路拡幅やバスベい・歩道の設置などについて、着工地区の早期完成、未着工地区の早期着工に向けた要請を継続します。

3. 町道の整備推進

- 町道については、安全性と快適性の向上を目指し、利用状況を考慮した整備を推進します。

4. 道路・橋りょうの適正な維持管理

(1) 維持管理の推進

- 道路ストック総点検事業や橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路・橋りょうの計画的な維持管理を推進します。
- 街路樹や街路灯の適正な維持管理に努め、安全・快適な道路環境整備を推進します。

(2) 除排雪体制の充実

- 除雪機械を計画的に更新するなど除雪体制を強化し、冬期間の生活道路の確保に努めます。

(3) 住民参加による環境美化

- 地域住民の参加による道路の環境美化を推進します。



第3節 交通環境

現状・課題

☆本町では、唯一の公共交通機関である路線バスの永続的運行を確保するため、民間バス事業者への支援を行ってきましたが、高齢者の増加などにより、今後、路線バスの重要性は一層高まることから、今後も継続して支援していく必要があります。

☆移動手段を持たない高齢者や障がいのある人、学生などの交通弱者が買い物や通院など日常生活に困らないような交通対策が必要です。



施策の展開

1. 交通環境の確保

(1) 公共交通機関の確保

○関係市町と連携し、唯一の公共交通機関である路線バスの維持・確保を図るための支援を行うとともに、利用者の利便性に配慮した運行体制の確立を図ります。

(2) 交通弱者への支援

○移動手段を持たない高齢者や障がいのある人、学生などの交通弱者が安心して生活できるよう、路線バスやハイヤーの利用に対する支援を継続します。



第4節 河川

現状・課題

- ☆本町を流れる河川は常呂川を本流として、その水系に1級河川と普通河川があり、築堤・親水護岸、河道改修工事などの整備を推進していますが、多様な地形条件と気象条件により自然災害の危険は常に存在しています。
- ☆河川整備は、事業費が莫大で整備が困難な状況です。また、国や北海道が管理する規模の大きい河川について、水質浄化などの河川環境整備に取り組んでいく必要があります。
- ☆一部の河川では、上流からの土砂堆積により計画断面の確保が困難となっています。また、近年、降雨状況が短期集中型となっており、修繕経費の増大が課題となっています。
- ☆常呂川の環境保全については、常呂川水系環境保全対策協議会において、「常呂川水系環境条例」を制定し、啓発事業を展開しています。

施策の展開

1. 河川の整備推進

- 各河川や市街地用排水路の計画的な整備を推進します。
- 北海道管理河川改修事業の早期完成および早期着工に向けた要請を継続します。

2. 河川の適正な維持管理

- 各河川の適正な維持管理に努めます。
- 広域環境資源保全会と連携し、地域力を活用した小河川の維持管理に努めます。

3. 環境汚染の防止

- 灯油などの流入事故対応については、関係機関との連携を密にし、迅速な対応により被害を最小限に抑えるように努めます。
- 家畜ふん尿処理対策や硝酸性窒素対策を推進し、河川および地下水の汚染防止対策に努めます。



第5節 情報通信

現状・課題

- ☆情報通信においては、通信基盤の整備や通信技術の向上により、高速化と大容量化が進んでいます。また、スマートフォンやタブレット端末など、多種多様な通信機能を持つ機器の普及とそれを支える高速無線通信の基盤整備も急速に進んでいます。
- ☆本町では、民間通信事業者による光ファイバーを利用した高速通信サービスの提供が開始され、本格的な高速通信の利用が始まっていますが、町内全域で利用できる状況に至っていないことから、地域間格差の早期是正に向けて国などに要請していく必要があります。
- ☆携帯電話の通信網整備は、本来、民間事業者による整備が基本ですが、利用者数の少ない不採算地帯における通信網整備は、優先度が低いのが現状です。本町では、一部の地域において、携帯電話不感地帯があることから、交通事故や災害などの発生時に連絡できる通信環境の整備が必要です。

施策の展開

1. 地域情報化の充実

(1) 高度情報通信基盤の整備

- 情報化社会の進展に対応できる基盤整備を進め、地域間格差の是正に努めます。
- スマートフォンやタブレット端末などを快適に利用するため、公衆無線LAN環境整備の検討を進めます。

(2) 携帯電話不感地帯の解消

- 携帯電話については、条件不利地域においても民間事業者が積極的に整備できるような体制とするよう、国などへの要請を行うなど、携帯電話不感地帯の解消に向けた取り組みを推進します。



第6節 エネルギー対策

現状・課題

- ☆地球環境保全・省資源・省エネルギーが求められる中、クリーンで再生可能なエネルギーの開発・利用を進めていく必要があります。
- ☆本町では、住宅用太陽光発電システムを設置する家庭や再生可能エネルギー発電施設により発電事業を行う事業者などへの補助を行うなど、環境への負荷が少ない新エネルギーの普及促進を図り、地球温暖化防止対策への取り組みを推進しています。
- ☆新しく開園した認定こども園において、ヒートポンプや太陽光発電システムを活用するなど、公共施設における再生可能エネルギーの導入に取り組んでいますが、今後も推進に努める必要があります。
- ☆公共施設などの省エネルギー対策については、省エネ機器の導入や省エネルギーへの意識を高めることなどによりエネルギーを効率的に使用し、消費量を節減する必要があります。

施策の展開

1. 再生可能エネルギーの活用

- 公共施設における再生可能エネルギーの導入については、施設の更新などに併せて検討を行います。
- 再生可能エネルギーを活用した取り組みを行う家庭や事業者などに対する支援を継続します。

2. 省エネルギーの推進

- 公共施設などにおいては、国の補助事業などを活用しながらLED照明などの省エネ機器の導入を推進するとともに、クールビズの実施などにより省エネルギー意識の高揚を図ります。

3. 温泉源泉の活用

- 既存温泉源泉設備の適正な維持管理に努め、源泉の活用を推進します。



第7節 景観

現状・課題

- ☆本町には、恵まれた自然や雄大な景観など、住む人、訪れる人に癒しを与え、地域の誇りとなるような景観が多くあり、今後は、このような景観を観光資源と捉えた広域的な活用や、自然景観の保全を目指した取り組みが必要です。
- ☆本町の素晴らしい景観を地域資源として住民みんなの共有財産であることを認識し、その保全と形成に取り組んでいく必要があります。

施策の展開

1. 自然景観の保全・活用

(1) 景勝地のPR

- 四季観光フォトコンテストにより発掘された新たな景勝地も含めて、本町の景勝地をPRすることにより町の魅力発信を推進します。

(2) 自然保全

- 特定外来種の侵入に注視し、在来種の保護、自然景観のシンボルとなる巨樹や名木など、貴重な自然の保全を図ります。

(3) 自然景観に配慮したまちづくり

- 河川・道路の整備にあたっては、自然景観に配慮し、自然と調和のとれたまちづくりに努めます。



第8節 定住促進

現状・課題

- ☆人口定着の基盤づくりには、良好な生活環境を提供していくことが重要であり、本町ではこれまでに、定住促進住宅の整備や空き家を活用する取り組みなどの住宅施策をはじめ、認定こども園の整備や多子世帯の保育料軽減などの子育て世帯を支援する施策などにも取り組んできました。
- ☆移住や定住を促進していくためには、引き続き、良好な生活環境を確保し、子育て支援や雇用対策など、さまざまな支援策の充実を図っていくことが重要です。
- ☆本町では、長寿命化計画に基づき町営住宅の整備を進めています。現在、末広団地の整備が終了し、今後、幸栄団地の整備を進めていく予定ですが、計画的に住み替えを進める必要があります。
- ☆高齢化社会や生活スタイルの多様化などにより、求められる住宅も変化しつつあります。これらのニーズを把握し、福祉部門との連携を図りながら住環境の整備を行っていく必要があります。
- ☆全国の移住検討者に向けて、住まいや支援制度などに関する情報を発信するとともに、移住に関するサポート体制の充実を図る必要があります。



施策の展開

1. 住宅の確保

(1) 町営住宅などの整備促進

- 長寿命化計画に基づき町営住宅の整備を計画的に実施し、良好な住宅ストックの確保と有効活用、適正な維持管理と耐久性の向上を図ります。
- 民間活力を活用した町営住宅などの整備、ソフト面での福祉サービスの活用も視野に入れながら、新たな高齢者向け住宅の在り方について検討を進めます。



(2) 民間住宅の整備促進

- 民間事業者が建設する賃貸住宅に対する支援制度を創設し、住宅の確保に努めます。
- 民間住宅の耐震化やリフォームに対する支援を行うなど、居住者が安心して快適に暮らせる住環境の確保に努めます。

(3) 空き家利活用の促進

- 空き家バンク制度を活用して、空き家所有者と利用希望者のマッチング*を図ります。
- 空き家を活用して居住する世帯に対する経済的支援を行い、特に子育て世帯や移住世帯に対する支援の拡充を図ります。
- 町ホームページなどを通じて、町内外に向けて空き家情報や制度内容に関する情報発信を推進します。

2. 移住・定住の促進**(1) 移住者の受け入れ体制の整備**

- 田舎暮らし体験やお試し居住、2地域居住など、さまざまな制度の導入を検討し、受け入れ体制の整備を図ります。

(2) 移住・定住に関する情報発信機能の強化

- 町ホームページや移住ポータルサイトを活用し、住まいや各種支援制度に関する情報発信機能を強化します。

*マッチング～組み合わせること。



第9節 公園・緑化

現状・課題

☆公園や緑地は、人々の憩いの空間、交流の場として重要な役割を果たすとともに、地域にうるおいをもたらすものとして、町の魅力の大きな要素となっています。

☆町内の身近で良好な緑を保全するため、公共や民有のスペースを活用し、住民と行政が協働で緑を生み出す活動や緑に触れ合う取り組みを進めることが求められています。



施策の展開

1. 公園の充実

- 安心して公園が利用できるよう、遊具などの定期的な施設点検を行うとともに、計画的な修繕を実施します。
- レクリエーション公園については、長期的な視点で環境整備を推進します。

2. 緑化の推進

(1) 住民意識の高揚

- 広報紙や緑の募金を通じ、緑や自然環境に対する住民意識の高揚に努めます。

(2) 地域緑化の推進

- うるおいのあるまちづくりを目指し、企業や商店、一般家庭などにおける緑化を推進します。

(3) 町花・町木の普及啓発

- 緑豊かなまちづくりの一環として、町花（エゾムラサキツツジ）および町木（オンコ）の普及啓発を図ります。



第10節 水道

現状・課題

- ☆本町の総管路に対する耐震化率は、10.5%と低い状況にありますが、耐用年数を経過した管路の更新に併せて耐震化を進めていく必要があります。
- ☆過去には、一部修繕などの漏水修繕を実施し、最大 83%まで有収率を向上させましたが、近年、老朽管の影響により有収率が低下する傾向にあります。
- ☆平成 28 年 3 月末現在、飲用個人井戸利用者が全人口の 2.4%、組合水道利用者が 1.5%で合わせて 3.9%の住民が町水道以外の飲料水を利用している中、水質の悪化や水量の減少、施設の老朽化など問題を抱えている状況です。

施策の展開

1. 安全な水道水の提供

(1) 水質管理の徹底

- 水源から給水栓までの適切な水質管理に向け、水安全計画の策定や適切な浄水運転管理に努めます。

(2) 有収率の向上

- 老朽管の計画的な更新に努めるとともに、漏水箇所の早期発見、応急修繕を実施し、有収率の向上を図ります。

(3) 施設の整備・更新

- 施設の長寿命化を図るとともに、老朽化施設の整備・更新に努めます。

(4) 未普及地域の解消

- 飲用個人井戸・組合水道利用者への町水道転換を促進し、未普及地域の解消に努めます。

2. 災害対策の推進

(1) 施設の耐震化

- 施設の重要度や整備の優先度を踏まえて、計画的な耐震化の促進を図ります。

(2) 災害時対応の徹底

- 災害時に備えた緊急体制の構築を促進し、常に安全な水道水の供給に努めます。

3. 経営基盤の強化

(1) 資金の確保

- 資産管理（アセットマネジメント）などの導入により将来の財政状況を把握し、適正な料金設定や補助事業の採択など施設の更新需要に応じた資金の確保に努めます。

(2) 水道技術の継承

- 水道に携わる人材の確保・育成、技術の継承に向けた取り組みを推進するほか、民間委託や第三者委託などについても検討します。



第11節 自然保護

現状・課題

- ☆本町の恵まれた自然環境と住民が触れ合う機会を確保するとともに、次世代へ継承するため、自然保護活動を推進し、緑と水辺に囲まれた自然豊かな環境を守っていく必要があります。
- ☆自然は、一度破壊されると復元が困難であるという基本的な考え方に立ち、開発や土地利用にあたっては、今後も快適な生活環境の形成や自然との触れ合いなどに配慮しながら、各種事業の計画策定段階から自然環境への十分な配慮を図っていくことが必要です。



施策の展開

1. 自然保護思想の高揚

- 広報紙などを活用し、森林・河川などの自然保護思想の普及に努めます。

2. 自然環境の保全

(1) 自然保護の推進

- 住民と連携し、植林や河川環境美化運動を推進します。

(2) 未開発地の保全

- 市街地近郊の林地など、自然が残る未開発地の保全に努めます。

(3) 林地保全の推進

- 林地開発などに対する指導を強化し、林地の保全に努めます。



第12節 ごみ処理

現状・課題

- ☆廃棄物の発生量は年々増加しており、ごみの減量化が大きな課題となっています。これらの問題を解決するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの資源の効率的な利用やリサイクルを進めることが求められています。
- ☆本町では、近隣市町で広域処理を行い、処理施設の効率的な管理運営に努めています。また、家庭系および事業系ごみを有料化し、分別収集による生ごみの堆肥化、資源ごみの再資源化により、ごみ減量化の取り組みを行っていますが、今後も適切な分別が行われるよう、日常的な啓発に努める必要があります。
- ☆本町の一般廃棄物については、PFI*事業で管理運営されている留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場で処理されていますが、当初予定していた埋立処理期間（平成30年度まで）を延長して使用することが検討されています。
- ☆廃棄物の不法投棄については、一つの不法投棄が新たな不法投棄を誘発させることから、未然に防止することや早期発見など、迅速な対応が求められています。
- ☆旧廃棄物処理場の焼却施設の解体については、ダイオキシン処理などのため高額な費用が見込まれており、解体費用の高騰も注視しながら実施する必要があります。



施策の展開

1. ごみの減量化・再資源化

(1) 環境意識の高揚

- 広報紙などを活用し、環境負荷の低い製品などの購入を推進します。

(2) ごみの減量化・分別の徹底

- 家庭や事業所から発生するごみの減量化や分別の徹底をより一層推進するため、自治会への協力を求めるとともに、広報紙などを活用し、全町的な意識啓発を図ります。

(3) リサイクルの推進

- 各自治会などで実施している廃品回収事業に対する助成の継続に努めます。
- 収集した生ごみにより作られた堆肥の無料配布を継続し、住民への還元を図ります。

2. 廃棄物の適正管理

(1) 廃棄物不法投棄対策の推進

- 警察などの関係機関と連携を図りながら、廃棄物不法投棄の防止に努めます。



3. 廃棄物処理施設の適正管理

(1) 適正な管理運営

- 一般廃棄物処理場の運営については、運営期間の延長を含め、他市町や関係機関と協議しながら管理運営費の節減に努めるなど、適正な管理運営を推進します。

(2) 焼却施設解体の検討

- 旧廃棄物処理場の焼却施設の解体については、方法や時期を十分に検討し、実施に努めます。

※ P F I ～公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法。



第13節 環境衛生

現状・課題

- ☆各自治会の清掃活動などには、多くの住民が参加しており、この活動は地域で定着してきています。今後も、こうした活動により多くの住民の参加を得ながら、良好な生活環境を確保していく必要があります。
- ☆大気・水循環の保全や化学物質による環境影響の低減対策などを推進するとともに、環境政策の基本である環境汚染の防止対策、公害の未然防止など、住民生活の安全・安心の確保に向けた取り組みを着実に実施していく必要があります。
- ☆し尿の処理は北見市下水道浄化センターで行っており、収集運搬は町の許可業者が実施しています。
- ☆市街地域の下水道については、農業集落排水事業により平成4年から供用を開始しており、水洗化は、ほぼ完了に近づいています。しかし、農業地域については、個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の設置を進めてきましたが、水洗化されていない住宅が散在しています。



施策の展開

1. 環境美化の推進

(1) 清掃活動の推進

- 春、秋の一斉清掃期間を設定したり、各自治会の清掃活動を推進したりするなど、住民と共に清潔できれいなまちづくりを推進します。

2. 公害対策の推進

(1) 公害防止対策の推進

- 工場や事業所からの公害の発生を防止するため、実態把握を行うとともに、企業自ら環境負荷の低減を励行するよう、啓発に努めます。
- 住民の日常生活に起因する近隣騒音や悪臭、不法な廃棄物の野外焼却などの生活型公害についても、実態把握や個別指導を通じて未然防止や解決に努めます。

(2) 土地の適正管理

- 衛生害虫などの発生源となる空き地や休耕地の適正な管理を行うよう、所有者などの管理責任に関する意識啓発を図ります。

3. し尿処理体制の充実

(1) 処理体制の充実

- 近隣市町と連携しながら、投入施設の適正な運営管理に努め、安定的な処理体制の充実に努めます。

(2) 公衆トイレの適正管理

- 公衆トイレを清潔に保ち、適正管理に努めます。



4. 下水道の整備

(1) 施設の維持管理

- 農業集落排水施設は、老朽化が進んでいるため適正な時期の機器更新を計画的に実施し、施設の効率化や適正な運営管理に努めます。

(2) 水洗化の普及促進

- 水洗化されていない住宅が散在する農業地域においては、今後も個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽の設置を行い、水洗化の普及促進に努めます。

(3) 経営の健全化

- 下水道会計については、国が進める公営企業会計への移行に向け、各種研修会への参加や専門的業者からの助言を受けることなどにより準備を行い、経営の健全化を推進します。



第14節 葬斎場・墓地

現状・課題

- ☆平成9年度に供用が開始された葬斎場（清陵苑）は、老朽化が進んでいるため、設備の適正な維持管理を徹底し、施設利用者の利便性の向上に努める必要があります。
- ☆墓地については、町内に4か所設置しており、環境に配慮した維持管理を行ってきましたが、近年、墓守りをする後継者がいない世帯が増加するなど、時代とともに求められる役割が変化してきているため、運営の在り方について検討していく必要があります。

施策の展開

1. 葬斎場の適正管理

- 円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の適正な維持管理の徹底および施設利用者の利便性の向上に努めます。

2. 墓地の整備

（1）墓地の適正管理

- 墓地使用者の確認調査や敷地の調査を実施するとともに、施設内道路や水道施設などの維持管理を行うなど、墓地の適正管理に努めます。

（2）墓地運営の充実

- 共同墓地（合葬墓）の設置や有縁無縁供養碑の移設など、時代のニーズに合わせて運営の充実を図ります。



第6章

みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり



第1節 防災

現状・課題

- ☆本町では、これまでも「訓子府町地域防災計画」に基づき住民の防災力の向上を目指してきましたが、今後も、住民一人一人の「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政や公的機関などが連携して実施する「公助」の連携により、さらに取り組みを進めていくことが重要です。
- ☆近年、全国でさまざまな災害が発生している中、「自分の身は自分で守る」という住民の防災意識の向上に努めるとともに、防災・減災に向けた地域の自主的な防災活動の支援や自主防災組織の育成を促進する必要があります。
- ☆災害発生前に各種防災情報を的確に収集し、迅速かつ適切な防災体制の確保に努める必要があります。
- ☆災害発生時に備え、災害用資機材や通信機器などの充実を図る必要があります。

施策の展開

1. 防災体制の充実

(1) 災害用備蓄品の充実

- 災害用備蓄品の計画的な整備と適正な管理を図ります。

(2) 防災意識の向上

- 広報紙などを通じて防災に関する情報提供を行い、住民の防災意識と知識の向上を図ります。
- 防災に関する講演やセミナーを通じ、防災知識や自助、共助、公助に関する意識の醸成を図ります。

(3) 避難体制の確立

- 災害の種類に応じた避難所や避難経路などの情報共有化を図るとともに、防災マップを活用するなど避難体制の確立に努めます。

(4) 防災情報通信体制の充実

- 災害情報や被害状況の迅速かつ的確な収集・伝達のため、防災無線のデジタル化など防災情報通信体制の充実を図ります。

(5) 情報伝達の充実

- 自己防衛を促すため、防災情報の入手方法の周知に努めるとともに、地域や関係機関の協力により情報伝達システムの構築などに努めます。

(6) 関係機関などとの連携

- 国・北海道の関係機関や町内の関係機関・団体との連携により、防災体制の強化を図ります。
- 公的機関や民間事業者などとの防災協定の拡充を図ります。



2. 地域防災力の強化

(1) 防災訓練の普及

○住民一人一人の防災意識と防災能力向上のため、より実践的な防災訓練や避難訓練を実施します。

(2) 自主防災組織の育成

○自主防災組織の育成や活動のための支援を行うなど、自主的な防災活動を支援します。

3. 国民保護計画に基づく体制整備

○住民の安全確保のため、国民保護計画に基づき適切な保護措置に努めます。

4. 治山治水事業の促進

(1) 森林の保全・育成

○土砂災害や水害を防止するため、森林の保全・育成に努め、森林の保水力の向上および土砂の流出削減を図ります。

(2) 危険区域の整備推進

○危険区域の災害防止対策を推進します。

(3) 林地開発などの指導強化

○災害を発生させる恐れのある林地開発などに対し、指導強化に努めます。



第2節 消防・救急

現状・課題

- ☆近年、複雑多様化する災害や救急の高度化、さらには予防法令の規制強化など消防・救急を取り巻く環境は大きく変化しており、その重要性はますます高まっています。
- ☆高齢化の進展などにより、消防救急の出動件数は今後も増加することが予想され、時代のニーズにあわせ、救急救命士法は随時改正され、処置拡大が行われています。平成28年度に開設された「救急ワークステーション^{*}」を活用し、研修などを受けることで資質の向上を図る必要があります。
- ☆一般住宅や自力歩行が困難な方が入所する施設において、火災による逃げ遅れを防ぐため、防火対策に取り組む必要があります。
- ☆消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、人口減少、少子高齢化の進展、被用者の増加などにより、入団者を十分に確保することが困難になっており、引き続き団員の確保・育成に取り組む必要があります。
- ☆火災予防、火災原因の調査、防火対象物などへの立入検査、危険物規制事務などについては、重大火災などの発生に伴い規制が強化され、その重要度は増していることから専門知識を持った職員の育成と調査体制の強化が求められています。

施策の展開

1. 消防体制の充実

(1) 総合的な消防力の充実

- 北見地区消防組合内の連携を強化し、組織力向上を図ります。

(2) 消防団員の確保・育成

- 地域や事業所などとの連携強化を図り、団員の確保・育成に努め、消防職員と団員が一体となり消防団組織体制の充実に努めます。

(3) 災害時の対応技術力の強化

- 複雑多様化する災害に対する専門的な知識および技術の習得を図るため、教育・研修の充実に努めます。

(4) 出動体制の強化

- 通信体制の機能を向上させるなど、より迅速で的確な対応ができる出動体制の構築を図ります。

(5) 適正な人員管理の推進

- 消防技術の伝承を図るためにも、消防職員・団員の年齢構成を考慮し、計画的かつ適正な配置に努めます。



2. 消防施設の充実

(1) 消防車両および消防資機材の整備

○複雑多様化する災害などに対応できる体制を確保し、効率的かつ的確な消防活動を行うため、車両の整備や資機材の整備を計画的に推進します。

(2) 消防水利施設の充実

○老朽化した既存防火水槽の更新を計画的に実施するなど、消防水利施設の充実を図ります。

(3) 消防庁舎の整備

○火災消火、救急・救助活動など、さまざまな災害に対応できる拠点施設として消防庁舎の整備を図ります。

3. 予防体制の充実

(1) 住宅用火災警報器の普及

○火災による逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器設置の普及啓発を図ります。

(2) 火災原因調査体制の充実強化

○火災原因調査体制の充実強化および専門的知識・調査技術の習得に努めます。

(3) 防火対象物・危険物施設の指導強化

○防火対象物における利用者の安全確保や危険物施設での事故防止のため、立入検査などによる違反是正を含めた安全対策のための指導を強化します。

(4) 自主防火管理体制の強化

○消防・行政機関と事業所が一体となり、自主防火管理体制の確立・拡大と連携強化を図るとともに、住民の自主防火意識の醸成を図ります。

4. 救急体制の充実

(1) 救急需要への対応

○高齢化の進展などを要因とした救急需要の増大や救急業務の高度化に対応できるよう、救急救命士の養成を図るなど、体制の充実を図ります。また、救急業務の高度化に対応するため、「救急ワークステーション」を活用した研修などを実施し、質の高い救急サービスの提供に努めます。

(2) 応急手当の普及促進

○救命率のさらなる向上を目指し、応急手当の普及啓発を推進し、講習会の実施などにより地域住民の救護能力の向上を図ります。また、A E D*の消防車両への積載や各事業所への設置を促進します。

*救急ワークステーション～医療機関と消防機関が連携し、病院内などでの救急隊員の知識・技術の向上を目的とした「教育」の拠点。

*A E D～自動体外式除細動器。



第3節 交通安全

現状・課題

- ☆交通安全の教育や啓発については、年代や個人・企業など主体別の活動を進める必要があります。
- ☆交通安全対策の推進にあたっては、住民に一番身近な町や警察の役割が極めて重要です。その上で、行政、学校、家庭、地域、企業などがそれぞれの役割を担い、相互に連携を強めるとともに、住民が交通安全に関する各種活動にさまざまな形で積極的に参加し、協働していくことが有効です。
- ☆本町では交通安全対策として、市街地の歩道の確保や危険箇所の警戒標識設置などを行っていますが、安全・安心な交通環境の整備を実現するためには、道路状況や交通量に応じた交通安全施設の整備を継続して実施することが求められます。

施策の展開

1. 交通安全意識の高揚

(1) 交通安全教育・啓発の推進

- 交通事故を抑制するため、警察や関係機関と連携して、対象に応じた交通安全教育や啓発活動を推進します。
- 学校、家庭、地域、企業などと連携し、交通安全運動など交通安全意識高揚の啓発活動を推進します。
- 関係団体の活動を支援し、交通安全に関する取り組みなどを促進します。

(2) 交通安全指導員の育成

- 交通安全指導員の育成に努め、街頭監視活動などを中心に交通安全活動を推進します。

(3) 情報提供の推進

- 交通事故や道路災害時の危険箇所情報を収集し、その改善と住民への情報提供を推進します。

2. 交通安全環境の充実

- 安全・安心な交通環境の実現を図るため、交通量、道路幅員などの道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を推進するほか、必要に応じて関係機関に対し、交通規制や信号機などの設置を要請します。



第4節 防犯

現状・課題

- ☆全国的に詐欺や悪質商法（振り込め詐欺、融資や金融商品を口実とした詐欺など）は、件数・被害額共に増加傾向が続いており、詐欺などに狙われやすい高齢者層をはじめとした住民一人一人の防犯意識の高揚や主体的な取り組みにより未然・拡大防止を図っていく必要があります。
- ☆町内でも空き巣や車上荒らしなどの犯罪が発生しており、住民の安全な生活を確保するために、関係機関や団体と連携し、防犯活動を推進していく必要があります。



施策の展開

1. 防犯意識の高揚

- 関係機関や団体と連携し、犯罪発生状況などの防犯情報を定期的に提供することで防犯知識の習得や意識の高揚を促進します。

2. 関係機関・団体との連携強化

- 関係機関や団体と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放に取り組み、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。
- 関係団体の活動を支援し、地域における防犯・暴力追放運動を促進します。

3. 防犯設備などの整備

- 犯罪の発生を抑止して住民を犯罪から守るため、関係機関や地域住民の意見や協力を得て、街灯などの防犯設備の整備に努めます。



第5節 消費生活

現状・課題

- ☆消費者を取り巻く環境は、インターネットを使った商取引の普及や消費生活のグローバル化など急速に変化し、複雑化しています。それに伴い消費者トラブルや消費者被害も多様化しています。
- ☆近年、振り込め詐欺に代表される詐欺などは、巧妙化、高度化され、近年ではスマートフォン利用時の高額請求などが問題となっています。また、高齢者を対象とした詐欺についても後を絶たない現状にあります。
- ☆消費者である住民が、安全で安心な生活を送るためには、近隣消費者センターと連携・協力しながら、正しい情報を積極的に提供するとともに、幅広い年代を対象とした消費者教育が求められます。
- ☆消費者トラブルに対して迅速かつ適切な対応が必要となるため、関係機関や関係部署との連携を図り、消費生活相談や消費者被害の支援体制を充実していく必要があります。

施策の展開

1. 消費者活動への支援

(1) 消費者教育の推進

- 主体的な消費者活動を促進するため、広報紙などでの啓発のほか、学校教育や社会教育部門などと連携し、各年代に応じた消費者教育を推進します。

(2) 情報の収集・提供の充実

- 消費者トラブルを未然に防止できるよう、地域や民生委員などと連携し、複雑多様化する商品・サービスの取引形態や犯罪の手口など、消費生活において必要な情報を迅速かつ的確に収集し、広報紙などを通じて住民に提供を図ります。

2. 消費生活相談体制の充実

- 北見消費者センター・置戸町と連携し、消費生活相談・苦情処理体制の充実を図ります。



第7章

「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり



第1節 まちづくり活動

現状・課題

- ☆地方分権が進む中、住民が自らの地域を考え、まちづくりに主体的に取り組んでいくことが求められています。
- ☆本町では、まちづくりに関する意見交換の場として「まちづくり推進会議」や「車座トーク」、「夜間町長室」などを実施しているほか、大型事業の実施に関する住民説明会の開催など、住民の声と意思を尊重しながら、まちづくりを進めています。
- ☆郷土愛の醸成のため、幅広い住民がまちづくりに参加できる機会を確保するとともに、住民の主体的なまちづくり活動への支援を行い、地域の活性化につなげていく必要があります。
- ☆町民憲章は、住民がいつまでも郷土を愛し、大きく伸びる訓子府に暮らすことを誇りとして、昭和45年に制定されました。以来、この憲章の精神のもと住民意識の高揚を図ってきましたが、日常活動の中で一人一人が住民であることに誇りをもって将来に引き継いでいく必要があります。



施策の展開

1. まちづくりへの参加促進

(1) 住民の参加促進

- まちづくりに関する会議の設置や広聴活動の充実により、住民のまちづくりへの参加を促進します。
- 町ホームページや広報紙を通じて、住民へ積極的に行政情報を提供し、町の財政や行政運営への正しい理解と関心を促すことにより、行政運営への積極的な参加を促進します。

(2) 住民の主体的なまちづくり活動への支援

- 住民参加のまちづくりを推進するため、住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援を行います。



2. まちづくりの人材確保

(1) 担い手の育成

- まちづくりに関わってみたいという住民の意欲を応援し、各種支援制度などにより担い手の育成を推進します。

3. 協働のまちづくりの推進

(1) 地域担当職員の配置

- 住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、各自治会に地域担当職員を配置し、地域活動の活性化を図ります。

4. 郷土愛の醸成

(1) 町民憲章の推進

- 郷土愛の醸成のため、広報紙や各種行事などのさまざまな機会を通じて町民憲章を推進します。

(2) 記念事業の推進

- 町制施行記念、開拓記念などの事業を通じ、郷土愛の醸成を図ります。



第2節 コミュニティ

現状・課題

- ☆近年、単身世帯の増加や核家族化、個人志向の高まりなどにより地域のコミュニティ活動への参加者が減少しています。また、人口減少や高齢化の進行により活動を維持することが困難になってきている自治会もあります。
- ☆各自治会では、環境美化や福祉など、さまざまな活動が行われています。今後も、自治意識が高まるよう促しながら、自主的な活動を支援していく必要があります。
- ☆コミュニティ活動の拠点である集会所は、地域住民の交流や研修の場となるなど、重要な役割を担っており、施設や設備などを維持していく必要があります。



施策の展開

1. コミュニティの活性化

(1) 自治意識の醸成

- 地域におけるコミュニティ活動を支援し、住民の自治意識の醸成を図ります。

(2) コミュニティ活動への支援

- 各自治会が取り組む特色ある活動や新たな事業の立ち上げ、既存事業の拡充、町の推進施策と連携した取り組みなどを支援します。

(3) 地域活動拠点などへの支援

- 地域住民の交流や研修などの拠点となっている施設や地域活動に必要な設備などの整備を支援します。

(4) 行政区の再編

- 地域のコミュニティ活動を維持することが困難となった場合は、地域との協議により行政区の再編を検討します。

(5) 各種団体などへの支援

- 老人クラブ、ボランティア団体など、地域のさまざまな団体の活動を支援します。



第3節 男女共同参画

現状・課題

- ☆近年は、女性の社会進出や少子高齢化の進行などを背景として、ワーク・ライフ・バランス*などの視点から男女共同参画の重要性が増してきていますが、社会慣習には女性に対する差別や偏見、男女の固定的な役割分担意識が残っているのが現状です。
- ☆男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会の実現が求められています。
- ☆男女平等意識を形成し、男女が共に多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するため、誰もが男女共同参画に関する学習に参加できるよう、学習機会の充実を図る必要があります。
- ☆女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進するため、各種審議会などにおける女性委員の積極的な登用を図る必要があります。

施策の展開

1. 男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画への意識の醸成

- 男女の固定的な役割分担意識の是正を図るため、広報紙などを活用して啓発活動の充実を図ります。

(2) 学習機会の充実

- 男女共同参画に関する学習機会を充実させ、特に女性だけではなく男性の理解も促進する取り組みを推進します。
- 女性交流会の実施により女性のネットワーク化を図り、女性の能力や活力を引き出すよう努めます。

(3) 就労環境の整備

- 男女が共に働きやすい環境づくりを目指して、企業や団体などに対し、男女共同参画社会の重要性を認識してもらえよう、広報・啓発活動を推進します。

(4) 育児期・介護期の支援

- 男女が共に働き続け、地域活動が続けられるよう、保育サービスなどの子育て支援や介護・福祉サービスなどの充実を図ります。

(5) 政策形成への女性参画促進

- 男女が互いに協力し合える社会づくりを進めるため、各種審議会などの政策形成の場における女性の積極的な登用に努めます。

(6) セクシャル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*（DV）の防止など

- 広報紙などによりセクハラ、DV防止の啓発を図るとともに、被害者の支援に努めます。

*ワーク・ライフ・バランス～仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのこと。

*セクシャル・ハラスメント～性的な言動による嫌がらせ行為。

*ドメスティック・バイオレンス～夫婦やパートナーから受ける暴力のこと。



第4節 地域間交流

現状・課題

- ☆地域住民にとっては普段から何気なく目にしている景色や郷土食、伝統行事、農産物などが他の地域の住民にとっては、とても魅力的なものであることがあります。こうしたものを、地域資源と捉える中で掘り起こしを図り、情報発信と交流活動の拡大や活発化を推進する必要があります。
- ☆地域の魅力を発信し、他地域との交流を図ることは、郷土の特性を再認識するとともに、地域の個性の確立や地域活性化にもつながると考えられています。
- ☆平成13年から姉妹町となった高知県津野町とは、団体・組織を中心とした人的交流や特産品を通じた産業交流を行っていましたが、現在では、小学生の交換留学や職員の相互人事交流など、さまざまな交流を行っています。

施策の展開

1. 姉妹町交流の推進

- 姉妹町である「津野町」との地域間交流を通じ、地域特産品を通じた産業・文化交流や次世代の交流などを推進します。

2. 地域間交流の推進

(1) 自治体間・イベント交流の推進

- 全国の共通の目的を持った自治体間交流、イベント交流などの推進に努めます。

(2) 地元出身者との交流推進

- 全国各地にいる本町出身者との幅広い交流を推進します。

(3) 交流活動の促進

- 各種視察研修などの受け入れを推進します。
- 特産品やまちのPRを通じ、人・モノの交流促進を図ります。



第5節 行政

現状・課題

- ☆人口減少と少子高齢化が全国的に本格化しつつある中、社会全体で問題となっていることが本町でも現実のものとなってきています。こうした課題については、今後どのような施策が重要であるのかを見極めながら行政運営をしていく必要があります。また、行政サービスの提供にあたっては、その効率性や効果を高めるため、民間活力の導入を検討する必要があります。
- ☆本町の公共施設については、老朽化が進んでおり、改修や更新に多額の費用がかかることが予想されています。このような状況を回避するため、改修や更新にかかる費用を全体的に抑制させ、平準化させることが必要です。
- ☆行政の情報化推進にあたっては、各行政システムの安定稼働や情報セキュリティ対策、安全なインターネット環境の維持管理などを行っていく必要があります。
- ☆職員一人一人の行政執行能力や政策形成能力の向上を図り、自主性を高めるために職員研修の充実や人事評価制度の導入を進める必要があります。
- ☆圏域や近隣自治体と連携し、特定の事務事業を共同化する広域行政は、行政サービスの多様化や人口減少への対応、行政運営の効率化の面から一段と重要性を増しています。

施策の展開

1. 行政運営の推進

(1) 効率的な行政運営

- 行政改革大綱に基づいて、効率的で効果的な行政運営体制の確立を図ります。
- 公共施設の管理運営をはじめとした行政サービスの提供にあたっては、公民が連携して行う PPP* の手法の活用を検討します。
- 行政ニーズの変化に応じて組織体制の見直しや事務事業の効率化を図ります。

(2) 公共施設の有効活用

- 公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の有効活用を図り、財政負担の軽減および平準化に努めます。

(3) 行政の情報化推進

- 行政内部において、効率性や迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、ICT の継続的な整備や効果的な活用・改善を図ります。
- 行政が有する情報資産をサイバー攻撃や災害・事故などから守り、防御し、住民の財産や個人情報などを保護するため、情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- 町ホームページの充実を図り、ICT を活用した行政情報の発信を推進します。



2. 職員力の向上

(1) 計画的な職員の採用

○年齢構成、職種別職員数の状況などを踏まえ、計画的な職員採用に努めます。

(2) マンパワー養成

○職員の自主的な研修に対する支援、効果的かつ計画的な職員研修プログラムの実施、地域や他自治体職員との交流などを通じ、自治体職員としての力（マンパワー）の養成に努めます。

(3) 人事評価制度の活用

○人事評価制度を通じ、個々の業務や組織目標の実行性を高めるとともに、職員の公務能力や意欲の向上など人材育成に努めます。

3. 広域行政の推進

○広域的な行政課題に対応して住民サービスの向上を図るため、近隣自治体との連携を深め、事務処理の共同化などにより効率的な広域行政の推進に努めます。

※PPP～パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）。PPPの中には、PFI、指定管理者制度なども含まれる。



第6節 財政

現状・課題

- ☆本町の財政能力を示す財政力指数*は0.21（平成27年度）となっており、歳入を地方交付税に大きく依存する構造にあります。自主財源である町税については農業所得による変動が大きく、今後人口減少などにより大きな改善は見込まれないことが予想されます。
- ☆実質公債費比率*は7.8%（平成27年度）と過去の社会資本整備による公債費負担は軽減しており、さらには地方創生などの国の施策による交付金の創設などにより財政状況は改善に向かっているといえます。
- ☆経常経費である維持補修費や物件費が増大していることに加え、昭和50年代に集中して整備された社会資本や公共施設は老朽化による更新時期を迎え、財源確保が課題となっています。
- ☆このような状況の中、人口減少により地方交付税をはじめとした各交付金の減額や高齢者人口の増加による社会保障費の増額などが続くことが予想され、複雑化する行政需要に適切に対処する財政運営が求められています。

施策の展開

1. 財源の確保

（1）自主財源およびその他の財源確保

- 町税などの収納率の向上、遊休資産の売却やふるさとおもしろ寄付事業の推進などにより、自主財源の収入確保に努めます。また、国や北海道の補助金・交付金などの有効活用にも努めます。

（2）地方債の適正管理

- 地方債借入については、借入額の抑制に努めるとともに、借入にあたっては財源措置のある地方債を優先します。
- 大型施設の整備にあたっては、借入額を最小限にするとともに、後年度負担を考慮し、減債基金への積み立てや償還額の平準化に努めます。

（3）国などへの制度要望

- 各種施設の整備などに対する国や北海道などの各種補助制度について、実情にあった制度となるよう、制度改善について関係機関へ要請します。



2. 財政運営の健全化

(1) 経費の抑制

○経常経費の縮減を図るとともに、投資的経費の平準化・縮減などにより公債費が経常経費に影響を及ぼさない適正な執行に努めます。

(2) 基金の有効活用

○財政調整基金および特定目的基金の活用については、一時的な財政需要に対し弾力的に対応するとともに、安全かつ有利な運用に努めます。

(3) 効果的な財政運営

○事務事業の見直しを徹底するなど、コスト意識を持って効率的・長期的な財政運営の健全化に努めます。

(4) 公会計の推進

○全国統一の会計基準により運用される公会計制度による財務諸表を公開し、他団体との比較をするとともに、住民と財政情報を共有することに努めます。

(5) 財政規律の保持

○職員一人一人が財務知識を習得し、コスト意識を持って職務遂行にあたるなど財政規律の保持に努め、財政運営の適正化を図ります。

3. 特別会計および公営企業の健全運営

○独立した会計を設けた意義・目的を十分認識し、収納率の向上、独立採算を原則に計画的・効率的かつ適正な執行に努めます。

4. 町有財産の管理

○行政財産や普通財産の適正管理と効果的運用に努めます。

※財政力指数～地方公共団体の財政力を示す指標であり、指数が 1.0 に近づくほど自主財源で円滑に行政を遂行できているとされるもの。

※実質公債費比率～自治体の収入に対する負債返済の割合を示し、3 年間の平均値が 18%以上で新たな借入をするために国などの許可が必要となり、25%以上で借入をすることを制限される。



資料編

- 策定経過
- 諮問
- 答申
- 議決
- 条例
- 名簿
- アンケート結果

I
総
論

II
基
本
構
想

III
重
点
プ
ロ
ジ
エ
ク
ト

IV
基
本
計
画

第1章
子
ど
も

第2章
産
業

第3章
健
康

第4章
教
育

第5章
基
盤

第6章
安
全・安
心

第7章
み
ん
な
の
力
で

資
料
編

■ 策定経過

○ 住民参画

年	月	日	内 容
27	10	1	町民アンケート調査（～10月20日まで） ◆対象～満18歳以上の全住民、回答者～3,052名
28	2	3	車座トーク（～7月5日まで） ◆17地域（10町内会・7実践会）で開催、参加者～274名 （駒里、実郷、日出町、東町、柏丘、栄町、若葉町、大町、若富町、旭町、西幸町、穂波、末広町、東幸町、高園、北栄、福野 ※開催順）
	3	23	第13回まちづくり推進会議（策定の基本的な考え方、町民アンケート調査の結果について） ◆参加者～24名
	3	29	総合計画策定に向けた講演会「人口減少時代のまちづくり」 ◆講師～小磯修二氏、参加者～59名
	5	12	まちづくりトーク（～7月7日まで） ◆21団体で開催、参加者～174名 （老人クラブ連合会、PTA連合会、子育てサークルOHANA、社会教育委員会、社会福祉協議会、商工会女性部、JAきらみらい女性部訓子府支部、JAきらみらいフレッシュミズ訓子府支部、体育協会、訓子府高等学校、商工会青年部、JAきたみらい青年部訓子府支部、青年団体連絡協議会、4Hクラブ、くねっぴi倶楽部、民生委員児童委員協議会、介護予防サポーター、商工会、認定こども園育友会、文化連盟、JAきたみらい南地域運営委員会（訓子府地区） ※開催順）
	6	13	中学生アンケート調査（～6月24日まで） ◆対象～訓子府中学校の全生徒、回答者～134名
	6	24	第14回まちづくり推進会議（計画の全体像、基本計画の概要について） ◆参加者～19名
	11	24	第15回まちづくり推進会議（総合計画案について） ◆参加者～21名

○ 議会

年	月	日	内 容
28	3	17	訓子府町総合計画条例の制定について 議決
29	2	6	第6次訓子府町総合計画について 審査特別委員会審議（～2月8日まで）
	3	16	第6次訓子府町総合計画について 議決



○総合計画策定審議会

年	月	日	内 容
27	5	1	策定審議会委員公募（～5月15日まで）
	9	14	第1回策定審議会（委員委嘱、策定審議会への諮問、町民アンケート調査の内容について）
28	7	25	第2回策定審議会（町民アンケート調査結果、基本計画素案について）
	7	25	第1回総務民生部会（基本計画素案について）
	7	25	第1回産業建設部会（基本計画素案について）
	7	25	第1回教育部会（基本計画素案について）
	8	9	第2回教育部会（基本計画素案について）
	8	23	第2回産業建設部会（基本計画素案について）
	8	24	第2回総務民生部会（基本計画素案について）
	9	8	第3回教育部会（基本計画素案、将来像・大綱案について）
	9	12	第3回産業建設部会（基本計画素案、将来像・大綱案について）
	9	16	第3回総務民生部会（基本計画素案、将来像・大綱案について）
	10	19	第3回策定審議会（総合計画案について）
	11	11	町長へ「第6次訓子府町総合計画」の答申

○行政

年	月	日	内 容
27	7	23	第1回策定委員会（総合計画策定について）
	8	25	第2回策定委員会（町民アンケート調査の内容について）
28	6	24	第3回策定委員会（計画の全体像、基本計画の概要について）
	7	15	第1回総務民生部会職員ワーキング（基本計画たたき台について）
	7	15	第1回産業建設部会職員ワーキング（基本計画たたき台について）
	7	15	第1回教育部会職員ワーキング（基本計画たたき台について）
	7	20	第1回総務民生部会（基本計画たたき台について）
	7	20	第1回産業建設部会（基本計画たたき台について）
	7	20	第1回教育部会（基本計画たたき台について）
	8	17	第4回策定委員会（基本計画素案、将来像・大綱案について）
	9	6	第5回策定委員会（基本計画素案、将来像・大綱・まちづくりの将来指標・重点プロジェクト案について）
	10	12	第6回策定委員会（総合計画案について）



■ 諮問

平成27年9月14日

訓子府町総合計画策定審議会

会長 飯 田 洋 司 様

訓子府町長 菊 池 一 春

訓子府町総合計画策定に関する諮問について

平成28年度をもって第5次訓子府町総合計画の計画期間が終了します。本町としては、今後も引き続き基本構想を、町の町政運営の長期計画として基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって推進していくことは、町の将来像の実現にとって不可欠であると考え、平成29年度から平成38年度までを計画期間とする第6次訓子府町総合計画を策定することとしました。

つきましては、新しい時代にふさわしい町の将来像の実現を目指す基本構想及び基本計画について諮問しますので、ご審議のうえ答申くださいますようお願いいたします。

■ 答申

平成28年11月11日

訓子府町長 菊 池 一 春 様

訓子府町総合計画策定審議会

会長 飯 田 洋 司

第6次訓子府町総合計画の答申について

平成27年9月14日付けで諮問のありました「第6次訓子府町総合計画」について審議を行い、別添のとおり決定しましたので答申します。

なお、本計画については、毎年度策定する「実施計画」に十分反映されるよう特段の配慮をお願いいたします。



■ 議決

議案第78号

第6次訓子府町総合計画について

訓子府町総合計画条例（平成28年条例第7号）第10条第1項の規定に基づき、第6次訓子府町総合計画の基本構想を別冊のとおり定めるものとする。

平成28年12月13日提出

訓子府町長 菊池 一 春

記

別冊 第6次訓子府町総合計画基本構想

◆平成28年12月15日 継続審議

第6次訓子府町総合計画審査特別委員会へ付託

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂

◆平成29年 3月16日 原案のとおり可決

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂



I
総
論

II
基
本
構
想

III
重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

IV
基
本
計
画

第1章
子
ど
も

第2章
産
業

第3章
健
康

第4章
教
育

第5章
基
盤

第6章
安
全
・
安
心

第7章
み
ん
な
の
力
で

資
料
編



■ 条例

訓子府町総合計画条例（平成 28 年 3 月 18 日条例第 7 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の構成）

第2条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。

2 基本構想は、町の将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示したものをいう。

3 基本計画は、基本構想を踏まえた町政の基本的な計画であり、施策の基本的な方向及び体系をいう。

（総合計画審議会への諮問）

第3条 町長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、訓子府町総合計画策定審議会に諮問するものとする。

（総合計画審議会の設置）

第4条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、訓子府町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第5条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 国または道の地方行政機関の職員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

（審議会の会長）

第6条 審議会に会長を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

（審議会の委員）

第7条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議終了までとする。ただし、第 5 条第 2 項に規定する職を離れた場合は自然解任とする。



（審議会の会議）

第8条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第9条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

（議会の議決）

第10条 町長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

（総合計画の公表）

第11条 町長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第12条 町長は、行政各部門における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（訓子府町総合計画策定審議会条例の廃止）

2 訓子府町総合計画策定審議会条例（昭和46年10月11日条例第17号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。



■名簿

○訓子府町総合計画策定審議会

会 長 飯 田 洋 司

会長職務代理者 久 島 正 之

部会名	氏 名	所 属	備 考
総務民生部会	佐 藤 正 好	訓子府福祉会静寿園施設長	部会長
	南 出 守 人	町内会連絡協議会会長	
	河 合 正 福	実践会連絡協議会会長	(～H27 林 浩幸)
	余 湖 裕美子	商工会女性部部长	(～H27 柏木 敏恵)
	飯 島 英 雄	老人クラブ連合会会長	
	小 林 一 甫	社会福祉協議会副会長 (～H27 社会福祉協議会会長)	(～H27 佐野 寛)
	森 下 敏 雄	民生委員児童委員協議会会長	
	佐々木 暁 子	訓子府小学校 PTA 副会長	
産業建設部会	久 島 正 之	商工会会長	部会長
	清 井 敏 行	農業委員会会長	
	竹 中 秀 行	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部北見農業試験場場長	
	濱 田 革	オホーツク総合振興局東部森林室室長	(～H27 萩原 祐一)
	藤 森 光 秋	きたみらい農業協同組合南地域運営委員	
	北 野 はるみ	きたみらい農業協同組合 女性部訓子府支部支部長	(～H27 中山 町子)
	南 香 代	きたみらい農業協同組合 フレッシュミズ訓子府支部支部長	(～H27 安西 由紀子)
	猿 子 満 彦	北見地方法人会訓子府支部支部長	
教育部会	仁 木 義 人	商工会青年部部长	部会長
	飯 田 洋 司	教育委員会代表教育委員	
	橋 詰 絢 菜	青年団体連絡協議会代表	
	藤 森 秀 志	きたみらい農業協同組合 青年部訓子府支部支部長	(～H27 高城 耕一)
	高 田 新 一	小中学校長会会長	
	山 本 洋 子	認定こども園育友会理事 (～H27 訓子府幼稚園育友会副会長)	(～H27 山田 千江)
	手 塚 尚 徳	居武士小学校後援会会長	(～H27 下田 直樹)
	永 井 美紀子	訓子府中学校 PTA 副会長	(～H27 山本 幸子)

※総務民生部会 ～ 生活環境、福祉、行財政

※産業建設部会 ～ 産業、建設

※教育部会 ～ 教育、文化、スポーツ・レクリエーション



○訓子府町議会第6次訓子府町総合計画審査特別委員会

役 職	氏 名
委 員 長	河 端 芳 恵
副委員長	西 森 信 夫
理 事	山 田 日出夫
理 事	堤 三樹磨
理 事	須 河 徹
理 事	余 湖 龍 三
委 員	工 藤 弘 喜
委 員	川 村 進
委 員	西 山 由美子

I
総
論

II
基
本
構
想

III
重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

IV
基
本
計
画

第1章
子
ど
も

第2章
産
業

第3章
健
康

第4章
教
育

第5章
基
盤

第6章
安
全・安
心

第7章
み
ん
な
の
力
で

資
料
編



■ アンケート結果

○ 第6次訓子府町総合計画策定のための「町民アンケート調査」結果

～ アンケート調査の概要 ～

1. 調査の目的

この調査は、第6次訓子府町総合計画の策定にあたり、町民のまちの現状に対する評価、今後のまちづくりに関する意向、行政に対する要望等を把握し、できる限り町民の意思を計画に反映させることを目的に実施しました。

2. 調査期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 20 日まで

3. 調査対象者

この調査は、住民基本台帳に登載されている満 18 歳以上（平成 27 年 4 月 1 日現在）の町民の方を対象として実施しました。

調査対象者数 4,478 人

4. 調査方法

町内会、実践会の組織を通じ、配付・回収を行いました。

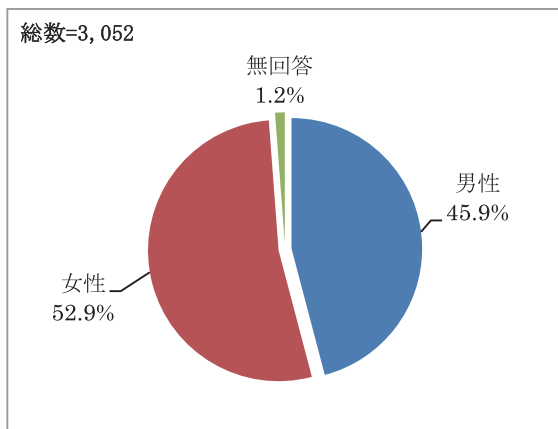
5. 回収結果

	今回調査（H27）	前回調査（H17）
配付票数	4,470 票	5,148 票
回収票数	3,052 票	4,267 票
回 収 率	68.3%	82.9 %



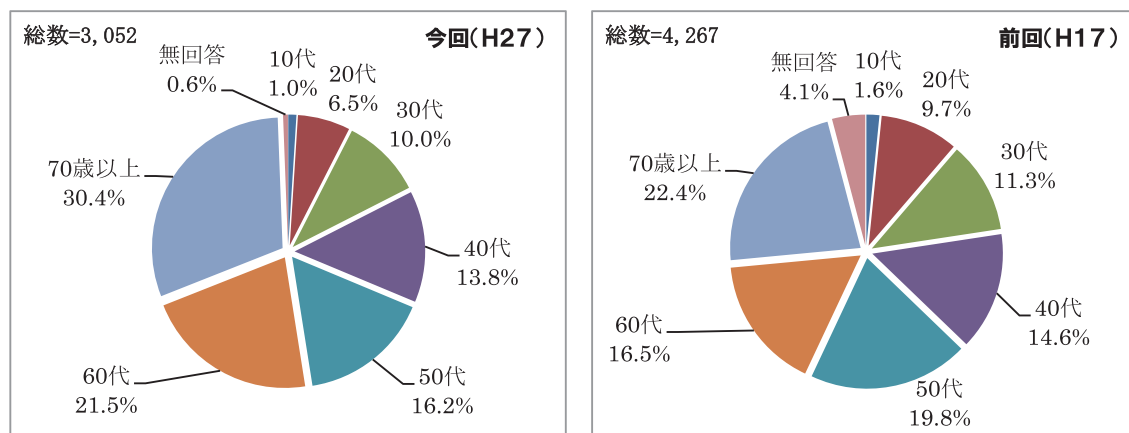
問1 まず、あなたご自身のことについて、お聞きます。

(ア) 性別



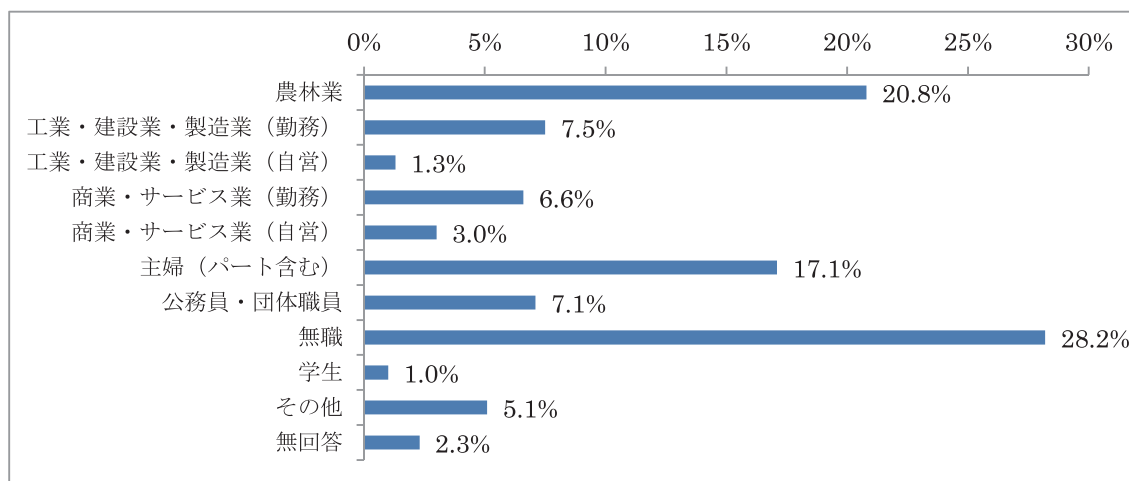
「男性」が 45.9%、「女性」が 52.9%で、女性が多い結果となりました。

(イ) 年齢



前回調査と比較すると、「10代」から「50代」の割合が減少し、「60代」と「70歳以上」の割合が増加しています。特に、「70歳以上」は 22.4%から 30.4%まで増加しています。

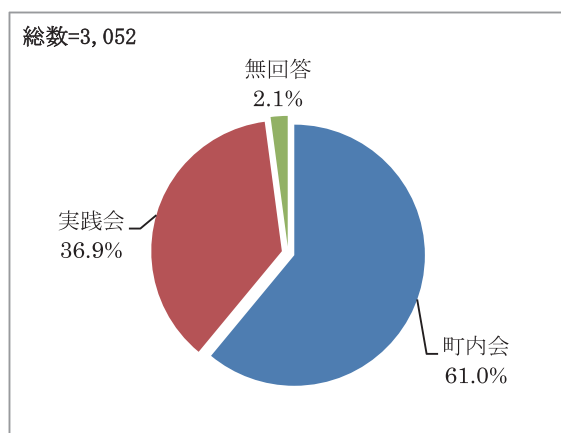
(ウ) 職業



「無職」が 28.2%で最も多く、次いで「農林業」の 20.8%、「主婦（パート含む）」の 17.1%の順となっています。

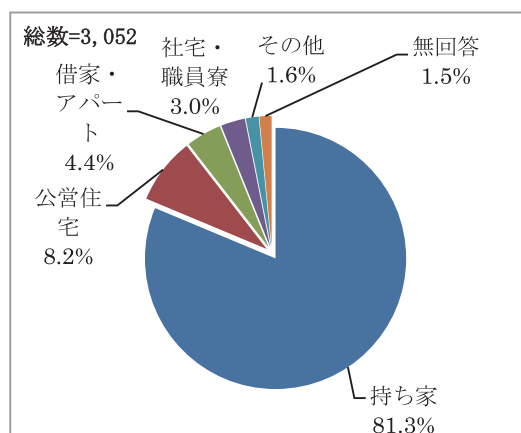


(工) お住まいの地区



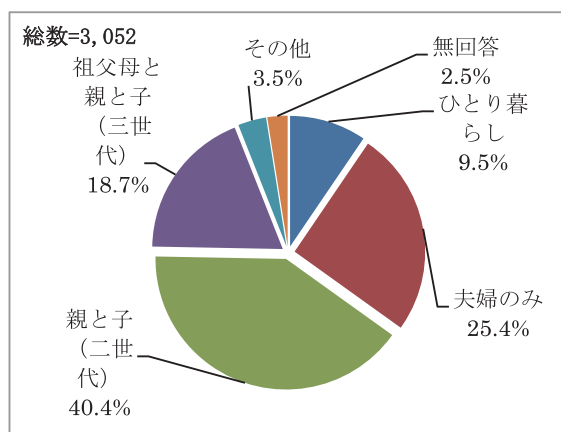
「町内会」が 61.0%、「実践会」が 36.9%で、町内会地区が多い結果となりました。

(オ) 現在のお住まい



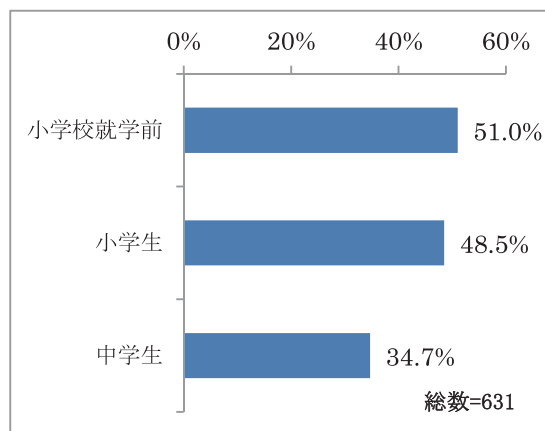
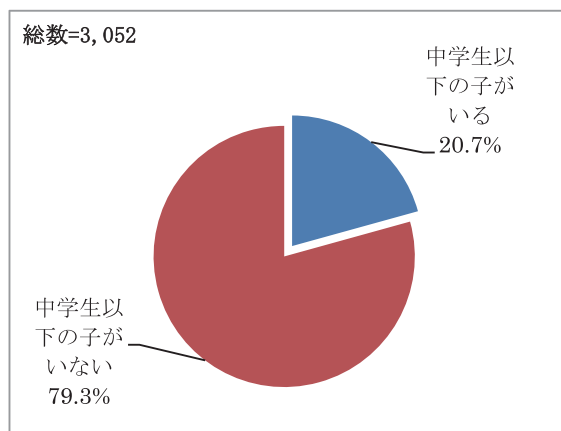
「持ち家」が 81.3%で大半を占めており、次いで「公営住宅」の 8.2%、「借家・アパート」の 4.4%の順となっています。

(力) 家族構成



「親と子(二世代)」が 40.4%で最も多く、次いで「夫婦のみ」の 25.4%、「祖父母と親と子(三世代)」の 18.7%の順となっています。

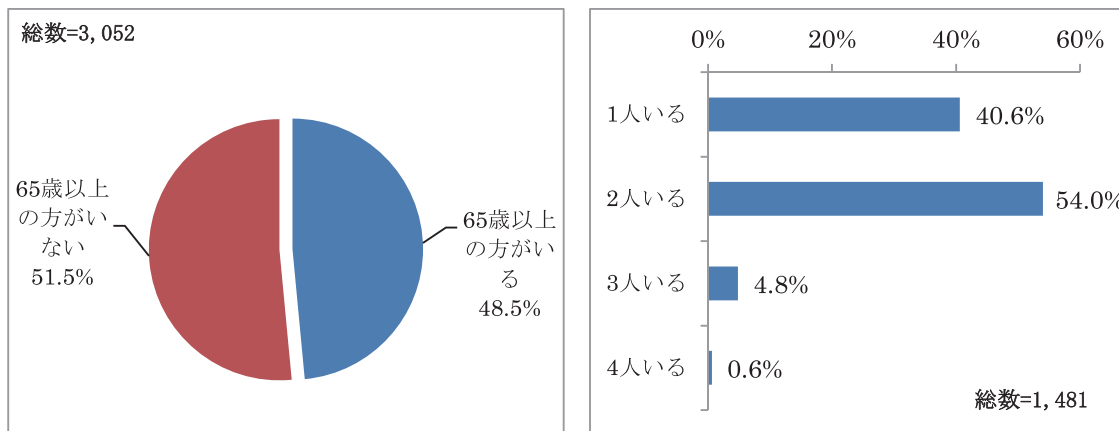
a. 同居するご家族に中学生以下のお子さんがある場合【〇はいくつでも】



「中学生以下の子がいる」と回答した方が 20.7% (631 人) で、そのうち小学校就学前のお子さんがある方が 51.0%、小学生が 48.5%、中学生が 34.7%となっています。

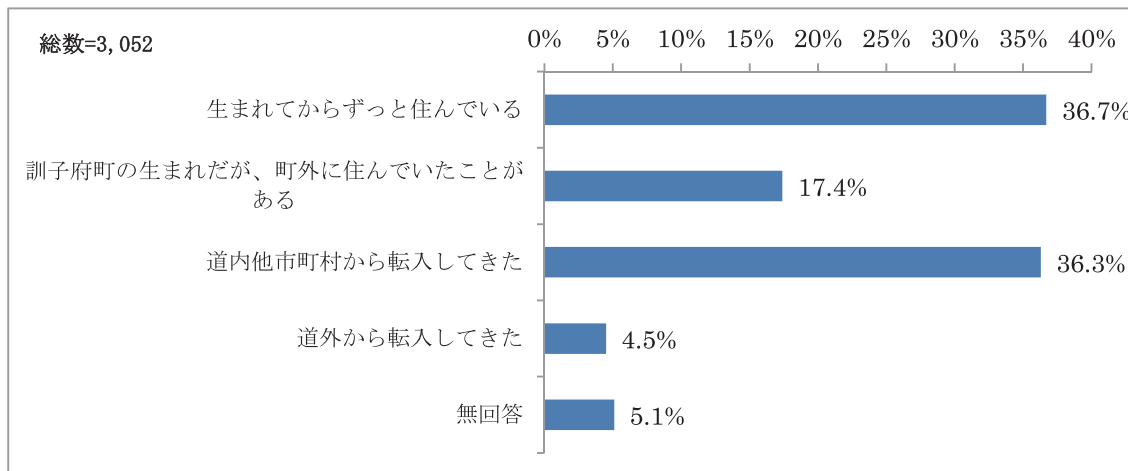


b. 同居するご家族に 65 歳以上の方がいる場合【ご本人を含めた人数を記入】



「65 歳以上の方がいる」と回答した方が 48.5%（1,481 人）で、そのうち 1 人いる方が 40.6%、2 人が 54.0%、3 人が 4.8%、4 人が 0.6%となっています。

問2 あなたは、訓子府町にどのくらい住んでいますか。

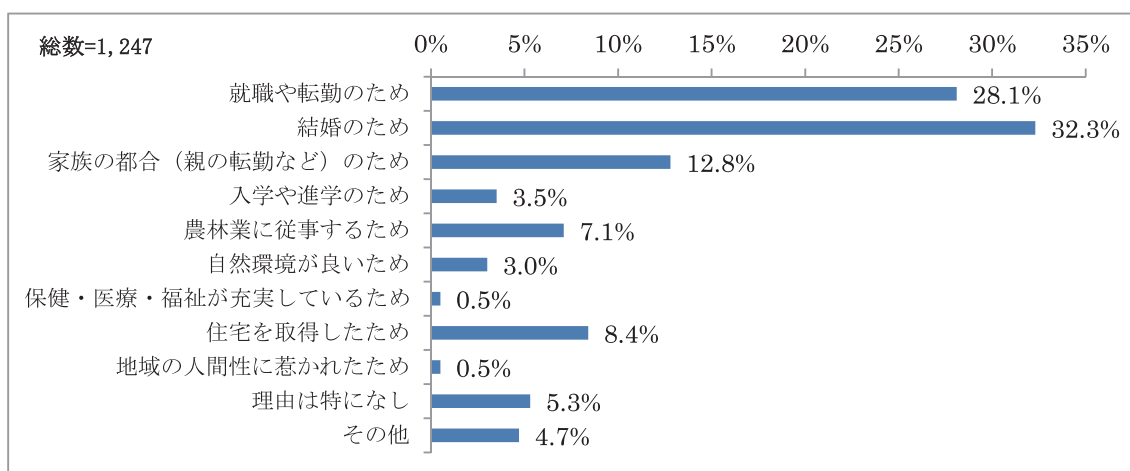


「生まれてからずっと住んでいる」が 36.7%、「訓子府町の生まれだが、町外に住んでいたことがある」が 17.4%で、合わせて 54.1%の方が訓子府町生まれという結果となっています。

地区別 実践会地区では 65.0%の方が訓子府町生まれという結果であるのに対し、町内会地区では 48.1%にとどまっています。



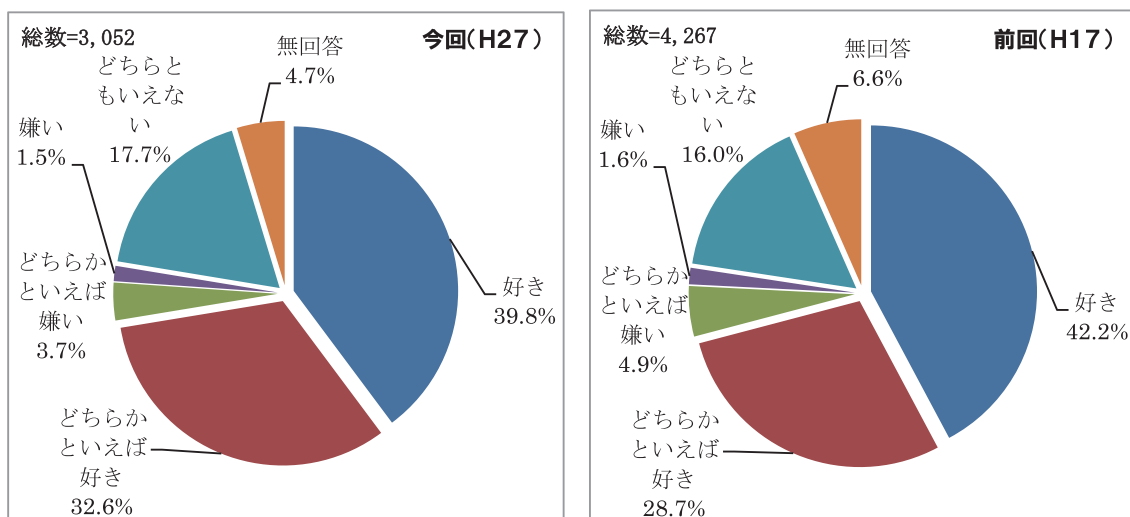
問3 問2で「2」から「4」のいずれかを選んだ方で平成元年以降に転入してきた方にお聞きします。
訓子府町に移り住んだ主な理由は何ですか。【〇は2つまで】



「結婚のため」が32.3%、「就職や転勤のため」が28.1%で、合わせて60.4%を占めています。

男女別 男性の最も多かった回答が「就職や転勤のため」（43.3%）で、女性の最も多かった回答が「結婚のため」（49.2%）となっています。

問4 あなたは、訓子府町が好きですか。



「好き」が39.8%、「どちらかといえば好き」が32.6%で、合わせて72.4%の方が訓子府町が好きと回答しており、前回調査と比較すると1.5%増加しました。

年齢別 「好き」もしくは「どちらかといえば好き」と回答した割合が最も多かったのが10代の方（80.0%）で、次いで70歳以上の方（75.9%）、60代の方（73.8%）の順となっています。一方、その割合が最も低かったのが40代の方（65.6%）で、次いで50代の方（70.9%）、30代の方（71.4%）の順となっています。

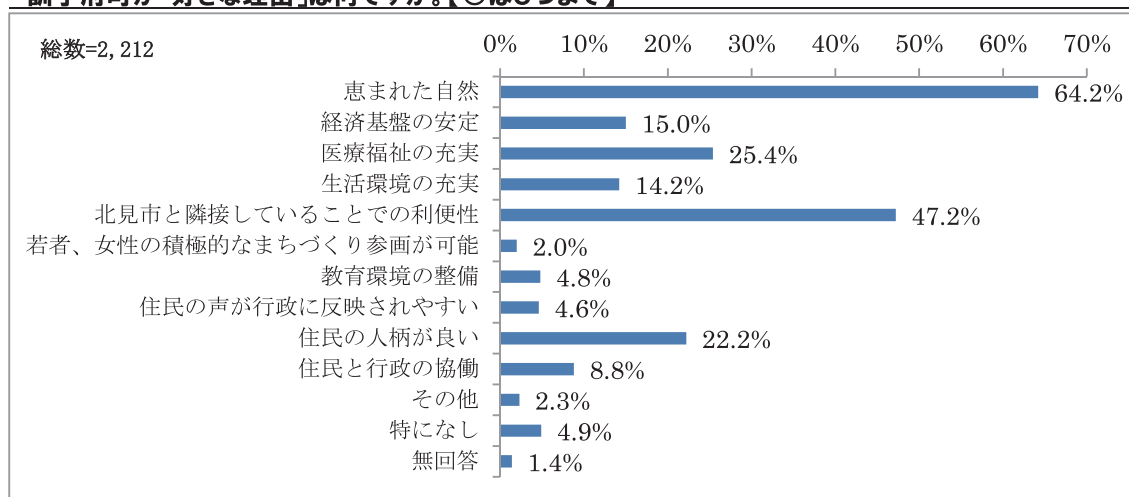
職業別 「好き」もしくは「どちらかといえば好き」と回答した割合が最も多かったのが農林業の方（79.4%）で、反対に最も少なかったのが工業・建設業・製造業（自営）の方（62.5%）で、次いで学生の方（64.5%）、工業・建設業・製造業（勤務）の方（66.0%）の順となっています。

地区別 実践会地区では76.2%の方が「好き」もしくは「どちらかといえば好き」と回答しているのに対し、町内会地区では70.9%にとどまっています。



問5 問4で「1」もしくは「2」を選んだ方にお聞きます。

訓子府町が「好きな理由」は何ですか。【〇は3つまで】



「恵まれた自然」が64.2%と最も多く、次いで「北見市と隣接していることでの利便性」の47.2%、「医療福祉の充実」の25.4%の順となっています。

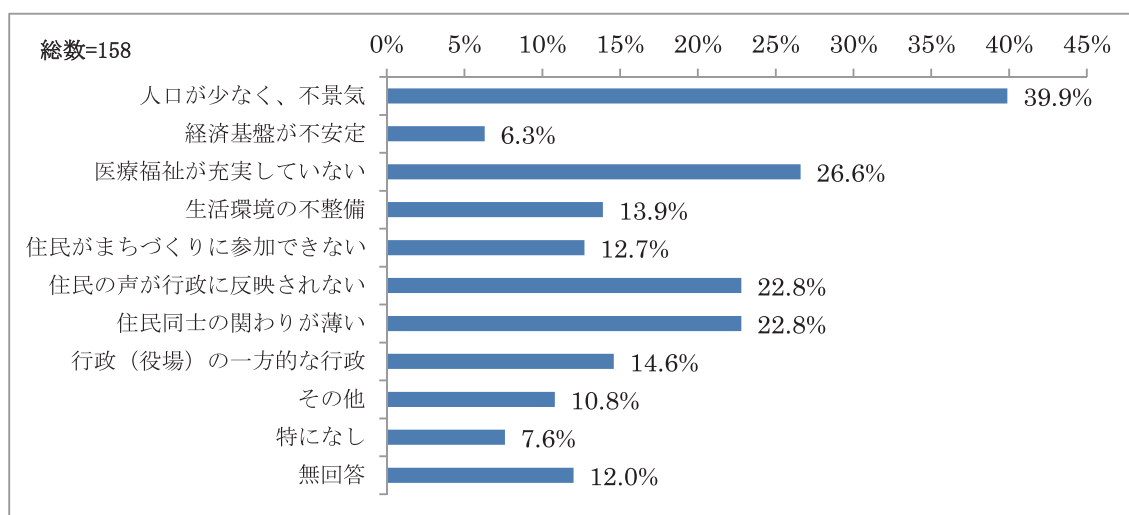
また、前回調査（H17）で3番目に多かった「経済基盤の安定」（29.7%）が5番目に下がり、6番目であった「医療福祉の充実」（14.1%）が3番目に上がりました。

男女別 男女で特に差が大きかったのが「医療福祉の充実」で男性の34.3%に対して、女性は17.9%にとどまっています。

職業別 「経済基盤の安定」と回答した方は全体では15.0%でしたが、農林業の方で回答した割合が非常に多く、48.3%となっています。

問6 問4で「3」もしくは「4」を選んだ方にお聞きます。

訓子府町が「嫌いな理由」は何ですか。【〇は3つまで】



「人口が少なく、不景気」が39.9%と最も多く、次いで「医療福祉が充実していない」の26.6%、「住民の声が行政に反映されない」及び「住民同士の関わりが薄い」の22.8%の順となっています。

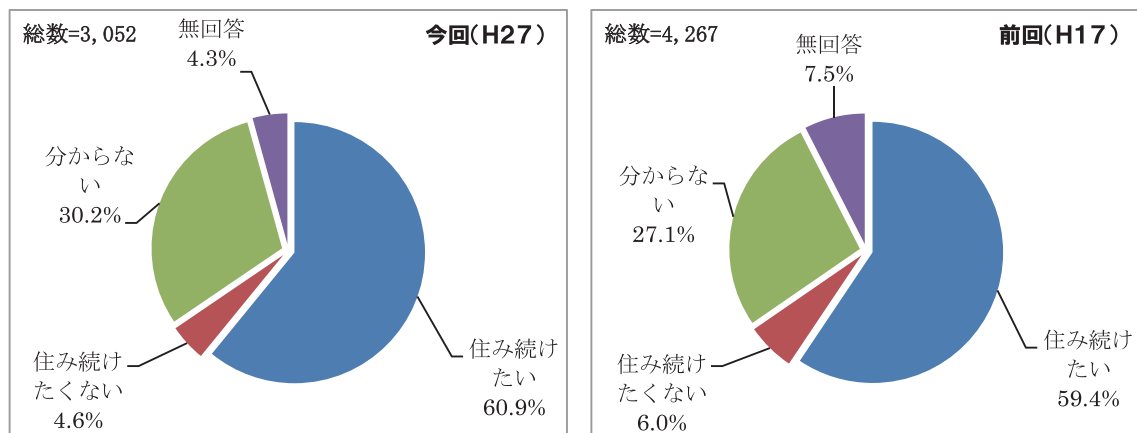
また、前回調査（H17）と比較すると、「住民同士の関わりが薄い」と回答した割合が13.6%から22.8%へ増加し、「行政（役場）の一方的な行政」と回答した割合が24.4%から14.6%へ減少しました。

男女別 男女で特に差が大きかったのが「医療福祉が充実していない」で女性の31.7%に対して、男性は21.3%にとどまっています。

年齢別 「医療福祉が充実していない」と回答した方は全体では26.6%でしたが、70歳以上の方で回答した割合が非常に多く、48.3%となっています。



問7 あなたは、今後も訓子府町に住み続けたいと思いますか。

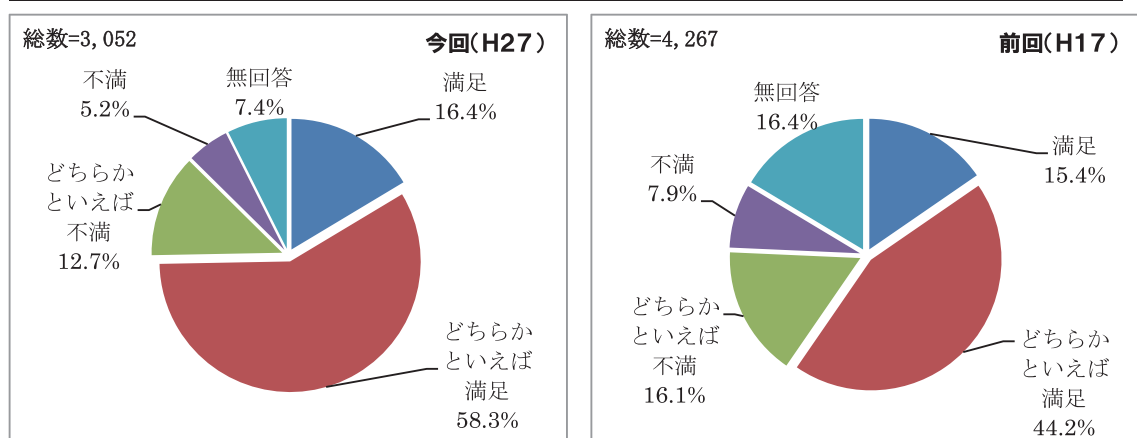


前回調査と比較すると「住み続けたい」が60.9%で1.5%増加し、「住み続けたくない」が4.6%で1.4%減少しました。

職業別 「住み続けたい」と回答した割合が最も多かったのが農林業の方（72.7%）で、反対に最も少なかったのが学生の方（25.8%）、次いで商業・サービス業（勤務）の方（43.5%）となっています。

地区別 「住み続けたい」と回答した割合が実践会地区で66.2%に対し、町内会地区では58.6%となっています。

問8 あなたは、訓子府町の「行政サービス」に満足していますか。

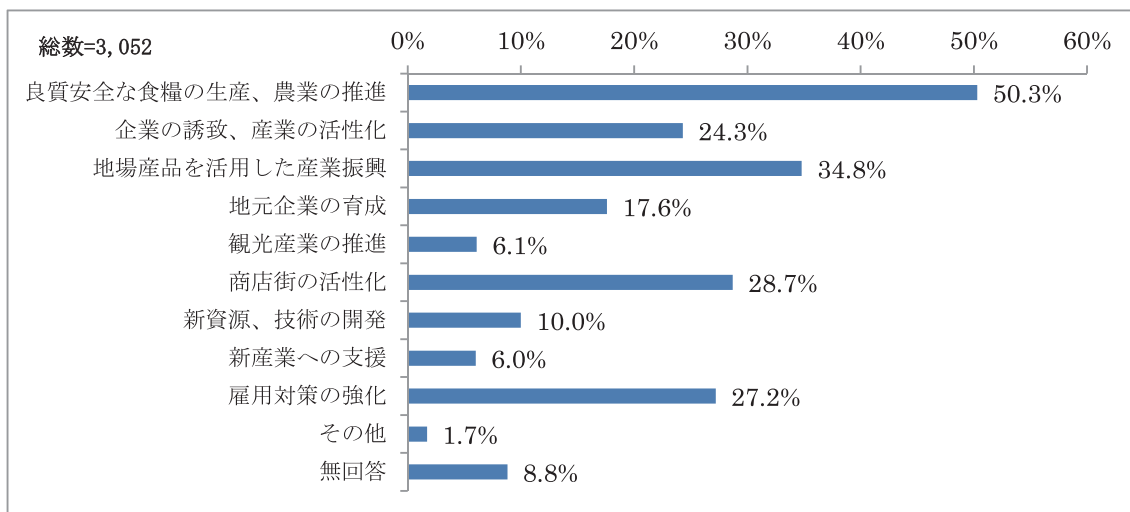


「満足」が16.4%、「どちらかといえば満足」が58.3%で、合わせて74.7%の方が満足と回答しており、前回調査と比較すると15.1%増加しました。

年齢別 「満足」もしくは「どちらかといえば満足」と回答した割合が最も多かったのが70歳以上の方（78.1%）で、次いで10代の方（76.7%）、60代の方（75.2%）の順となっています。



問9 訓子府町の「産業を活性化」するために重要と感ずること、積極的に進めてほしいと思うことは何ですか。【〇は3つまで】

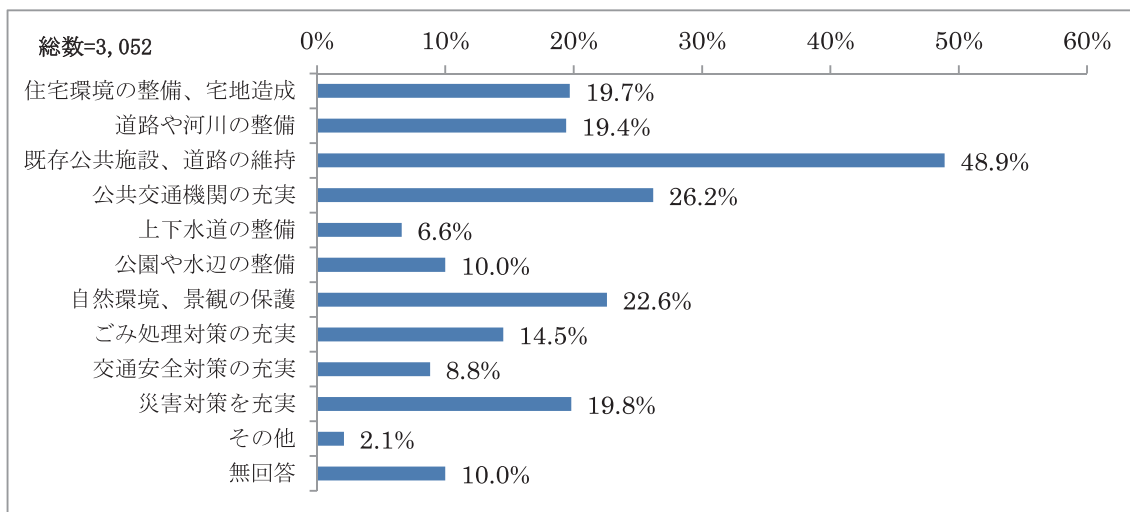


「良質安全な食糧の生産、農業の推進」が50.3%と最も多く、次いで「地場産品を活用した産業振興」の34.8%、「商店街の活性化」の28.7%の順となっています。

年齢別 「雇用対策の強化」と回答した方は全体では27.2%でしたが、特に20代の方で回答した割合が多く、36.4%となっています。

地区別 「良質安全な食糧の生産、農業の推進」と回答した割合が実践会地区で61.0%に対し、町内会地区では44.8%にとどまっています。一方、「商店街の活性化」と回答した割合が町内会地区で33.0%に対し、実践会地区では21.9%にとどまっています。

問10 訓子府町の「生活環境を快適」にするために重要と感ずること、積極的に進めてほしいと思うことは何ですか。【〇は3つまで】

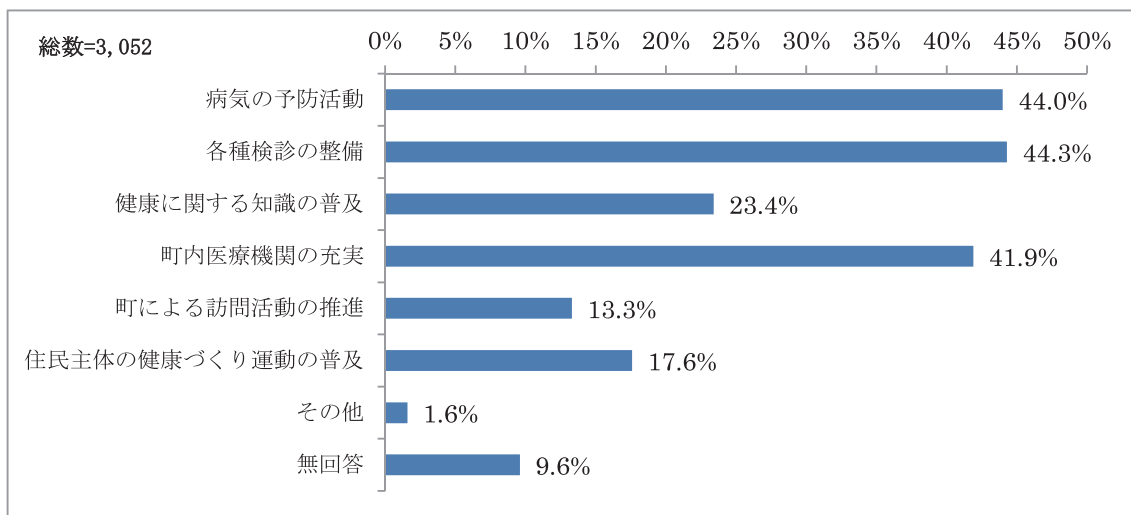


「既存公共施設、道路の維持」が48.9%と最も多く、前回調査（H17）の40.6%より8.3%増加しました。次いで「公共交通機関の充実」の26.2%、「自然環境、景観の保護」の22.6%の順となっています。

地区別 「道路や河川の整備」と回答した割合が実践会地区で30.1%に対し、町内会地区では13.2%にとどまっています。



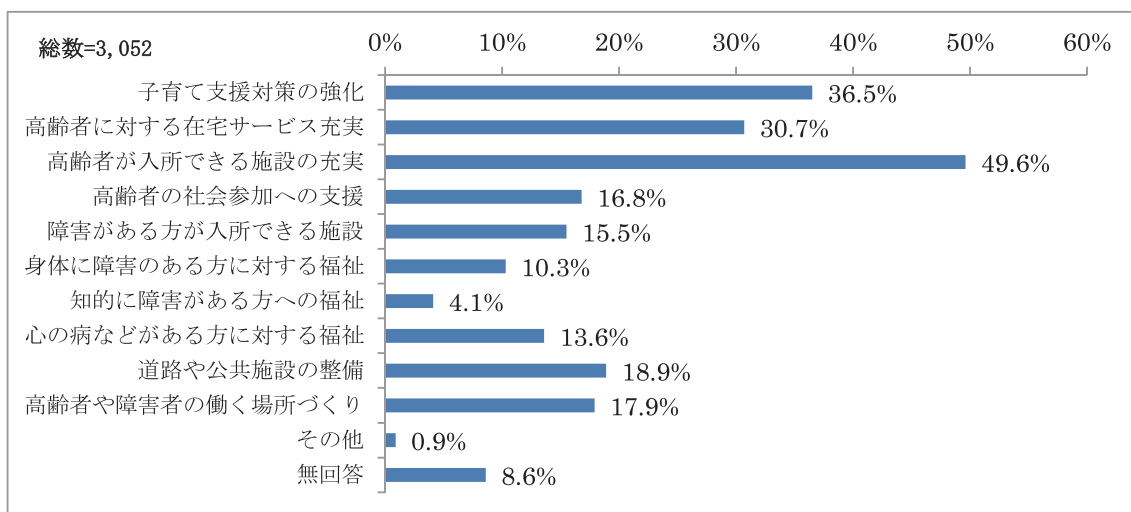
問 11 訓子府町民が「健康に暮らせるまち」にするために重要と感ずること、積極的に進めてほしいと思うことは何ですか。【〇は3つまで】



「各種検診の整備」が 44.3%と最も多く、次いで「病気の予防活動」の 44.0%、「町内医療機関の充実」の 41.9%の順となっています。

年齢別 「各種検診の整備」と回答した割合が最も多かったのが 30 代の方 (62.3%) で、次いで 40 代の方 (55.7%)、20 代の方 (54.5%) の順となっています。反対に最も少なかったのは 70 歳以上の方 (31.5%) となっています。

問 12 訓子府町を「福祉の行き届いたまち」にするために重要と感ずること、積極的に進めてほしいと思うことは何ですか。【〇は3つまで】



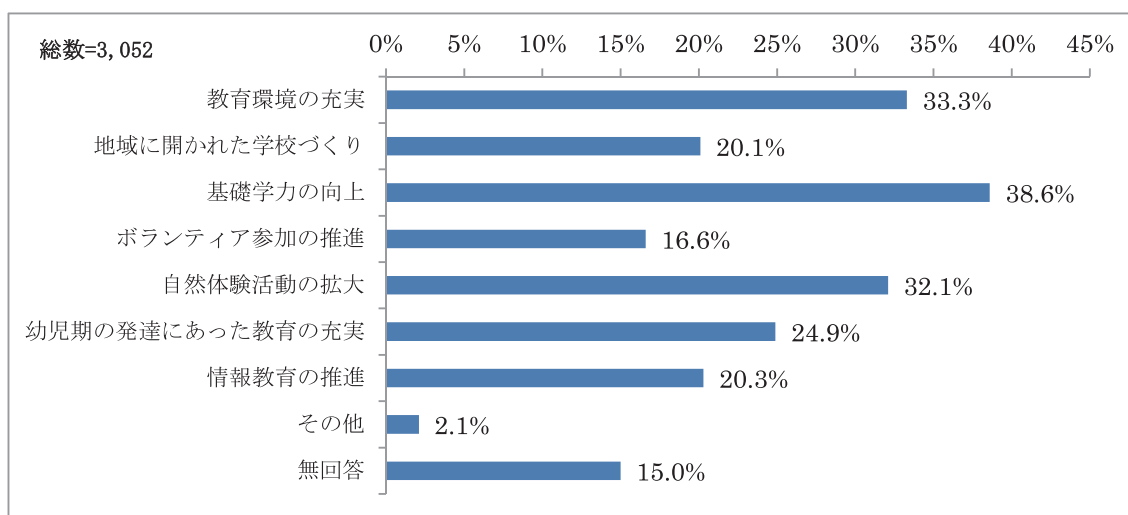
「高齢者が入所できる施設の充実」が 49.6%と最も多く、次いで「子育て支援対策の強化」の 36.5%、「高齢者に対する在宅サービス充実」の 30.7%の順となっています。

男女別 「子育て支援対策の強化」と回答した割合が男性で 41.9%に対し、女性では 32.2%にとどまっています。

年齢別 「高齢者が入所できる施設の充実」については、特に 50 代・60 代・70 歳以上の方で 50%以上の高い割合となっています。



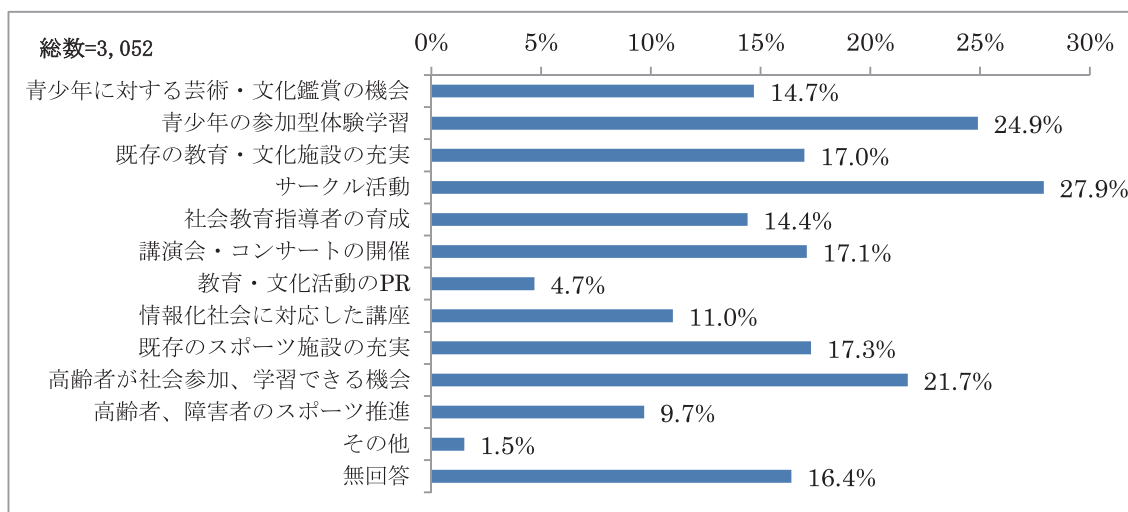
問 13 訓子府町の「子どもを健やかに育むため」に重要と感ずること、積極的に進めてほしいと思うことは何ですか。【〇は3つまで】



「基礎学力の向上」が 38.6%と最も多く、次いで「教育環境の充実」の 33.3%、「自然体験活動の拡大」の 32.1%の順となっています。

年齢別 30代の方では「教育環境の充実」(50.5%)が最も多く、40代の方では「基礎学力の向上」(46.0%)が最も多くなっています。また、「幼児期の発達にあった教育の充実」と回答した割合が最も多かったのが20代の方(36.4%)で、次いで30代の方(34.4%)の順となっています。

問 14 訓子府町の生涯学習(趣味活動・芸術・文化・スポーツなど)を推進するために重要と感ずること、積極的に進めてほしいと思うことは何ですか。【〇は3つまで】

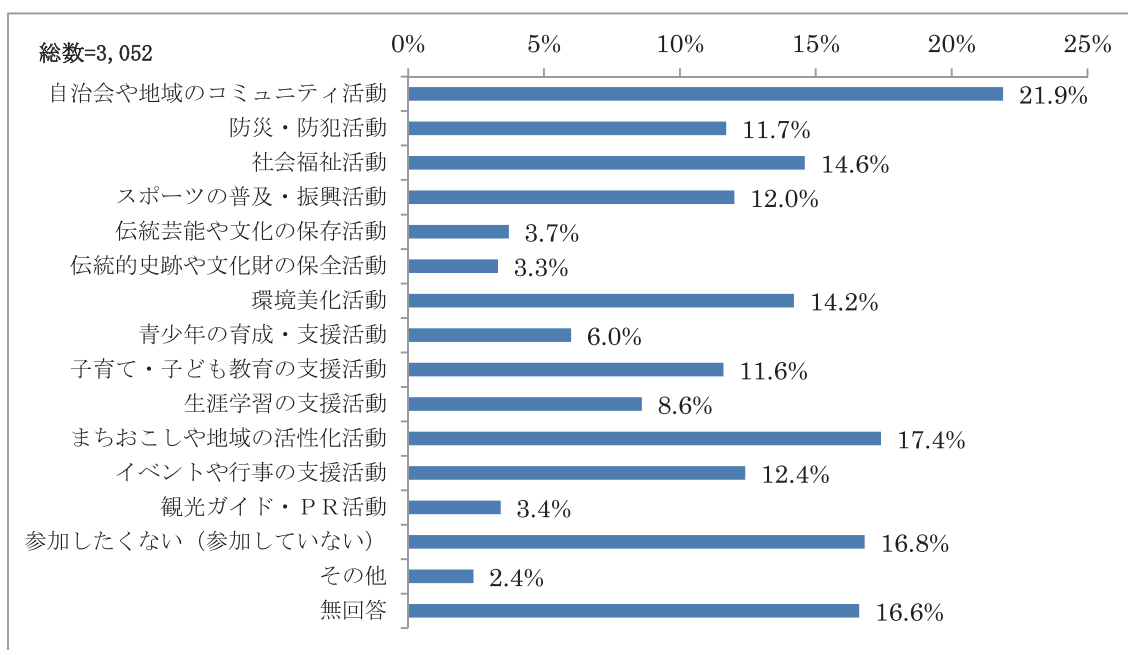


「サークル活動」が 27.9%と最も多く、次いで「青少年の参加型体験学習」の 24.9%、「高齢者が社会参加、学習できる機会」の 21.7%の順となっています。

年齢別 「高齢者が社会参加、学習できる機会」と回答した割合が最も多かったのが60代の方(29.9%)で、次いで70歳以上の方(29.4%)、50代の方(19.4%)の順となっています。また、「既存のスポーツ施設の充実」と回答した割合が最も多かったのが10代の方(33.3%)で、次いで30代の方(32.8%)、20代の方(31.3%)の順となっています。



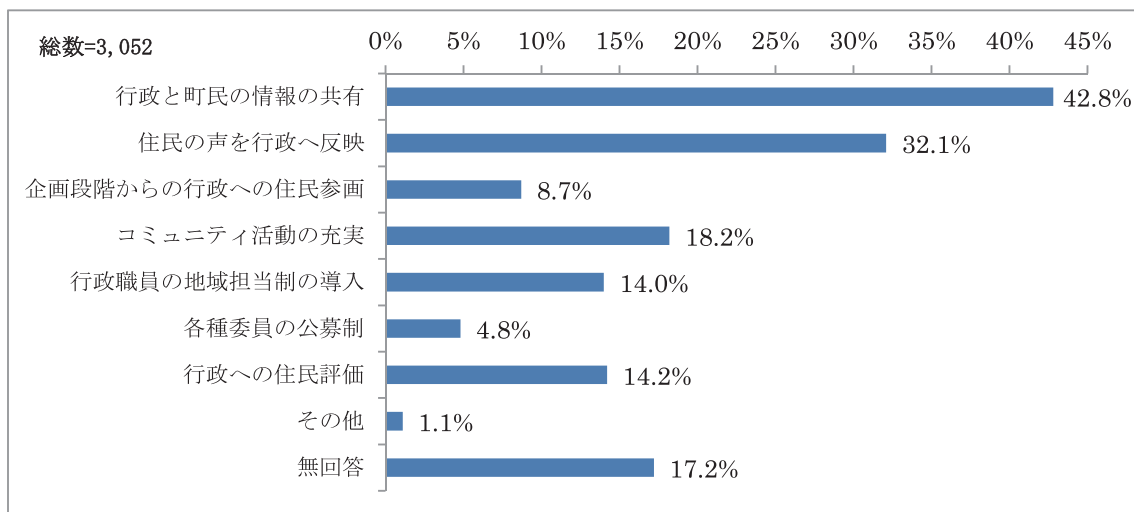
問 15 あなたは、現在及び将来、町内や地域でどのような活動に参加したい、協力したいとお考えですか。【当てはまるものをすべて選んで○を付けてください】



「自治会や地域のコミュニティ活動」が21.9%と最も多く、次いで「まちおこしや地域の活性化活動」の17.4%、「参加したくない（参加していない）」の16.8%の順となっています。

年齢別・職業別 「参加したくない（参加していない）」と回答した方の割合が特に多かった分類は、年齢別では20代の方で20.7%、職業別では学生の方で29.0%となっています。

問 16 「住民参加のまちづくり」のために必要だと思うことはどんなことですか。【○は2つまで】

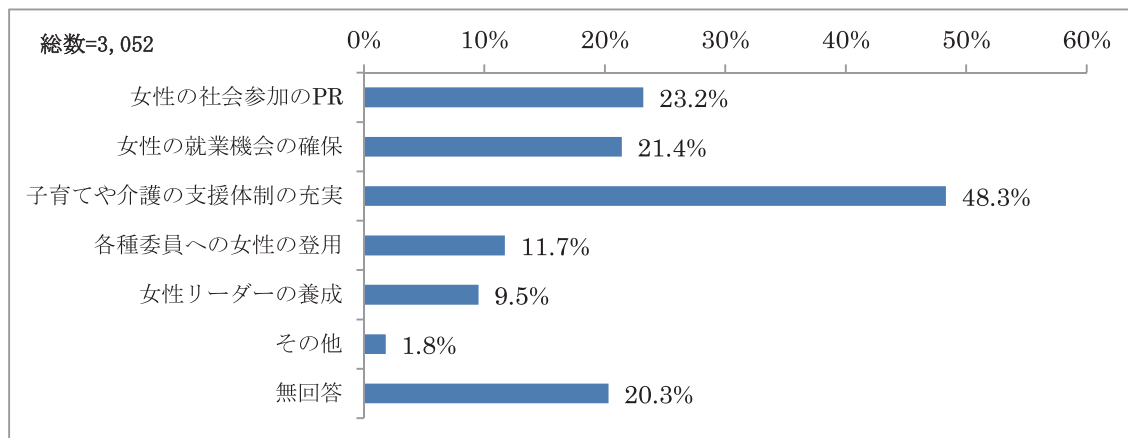


「行政と町民の情報の共有」が42.8%と最も多く、次いで「住民の声を行政へ反映」の32.1%、「コミュニティ活動の充実」の18.2%の順となっています。

また、前回調査（H17）と比較すると、「住民の声を行政へ反映」と回答した割合が40.1%から32.1%へ、「企画段階からの行政への住民参画」と回答した割合が10.7%から8.7%へ減少しています。



問 17 「男女共同参画」の推進ために必要だと思うことはどんなことですか。【〇は2つまで】

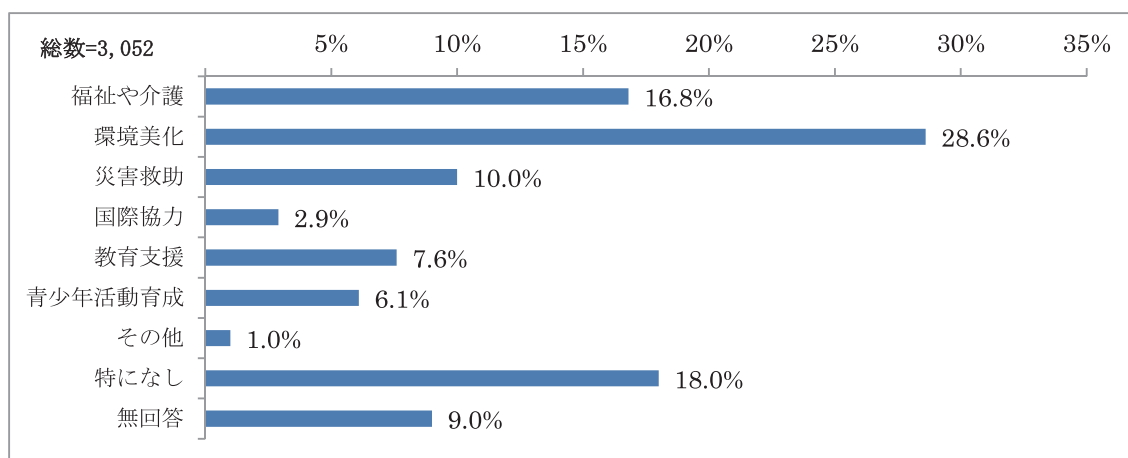


「子育てや介護の支援体制の充実」が48.3%と最も多く、次いで「女性の社会参加のPR」の23.2%、「女性の就業機会の確保」の21.4%の順となっています。

男女別 「女性の社会参加のPR」と回答した割合が男性で28.1%に対し、女性では19.1%にとどまっています。なお、「女性の就業機会の確保」や「子育てや介護の支援体制の充実」と回答した割合は、男性よりも女性が多い結果となっています。

年齢別 「子育てや介護の支援体制の充実」については、最も多い割合だったのが30代の方(69.2%)で、次いで20代の方(60.6%)の順となっています。

問 18 あなたが「ボランティア」活動を行うとしたらどんなことをしたいですか。【〇は1つだけ】

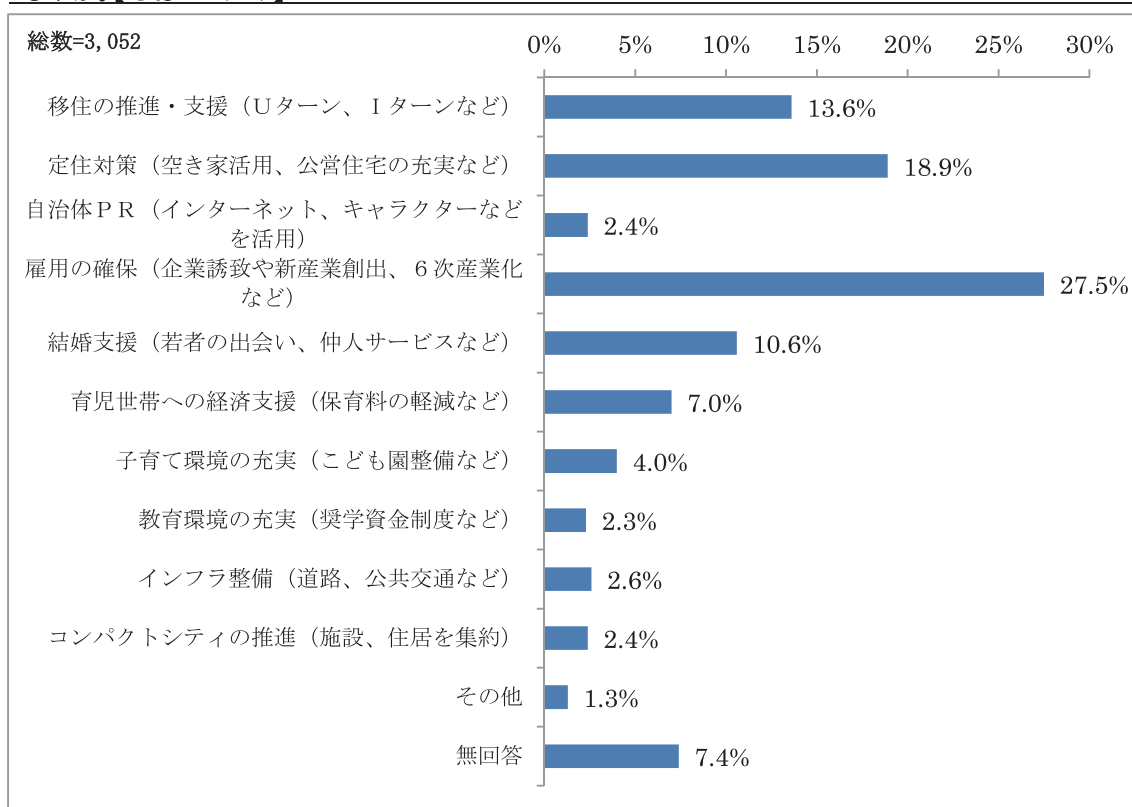


「環境美化」が28.6%と最も多く、次いで「特になし」の18.0%、「福祉や介護」の16.8%の順となっています。

また、前回調査(H17)と比較すると、2番目に多かった「福祉や介護」(22.8%)が3番目に下がり、4番目であった「特になし」(8.8%)が2番目に上がりました。



問 19 人口減少対策として、訓子府町が取り組むべきことについて、最も重視すべきことは何だと思いますか。【〇は1つだけ】



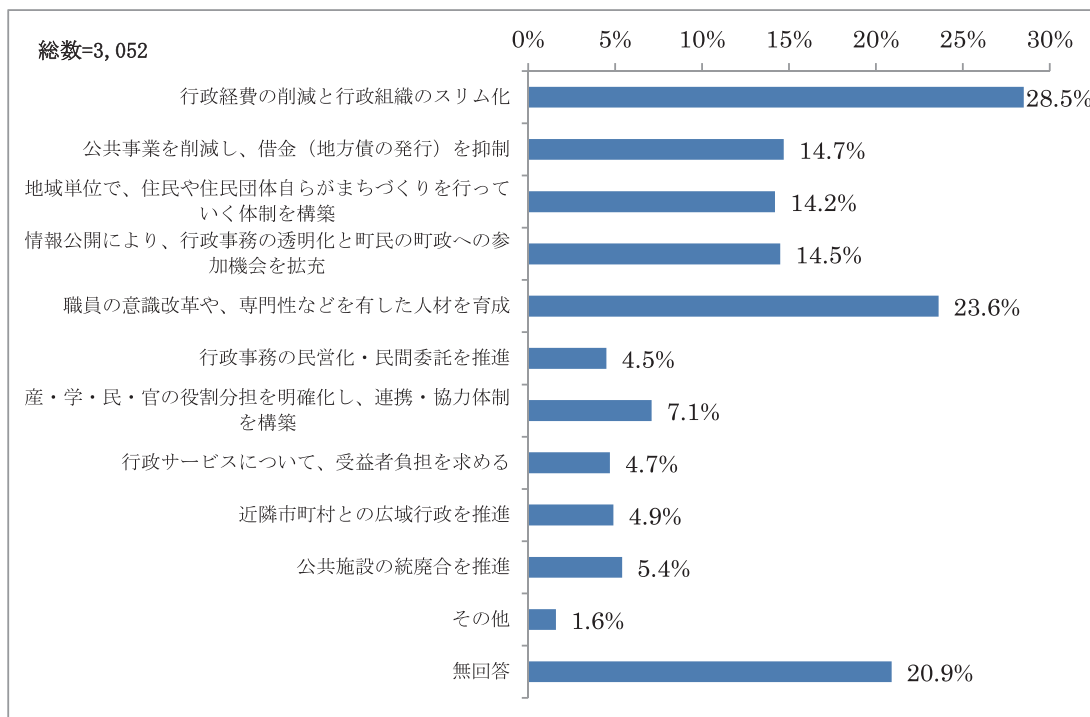
「雇用の確保」が27.5%と最も多く、次いで「定住対策」の18.9%、「移住の推進・支援」の13.6%の順となっています。

男女別 男女で特に差が大きかったのが「雇用の確保」で、男性の32.9%に対し、女性は23.1%にとどまっています。

職業別 「結婚支援」と回答した割合が最も多かったのが農林業の方（14.2%）となっています。



問 21 訓子府町が安定した行財政運営を進めていくためには、何が重要とお考えですか。【〇は2つまで】



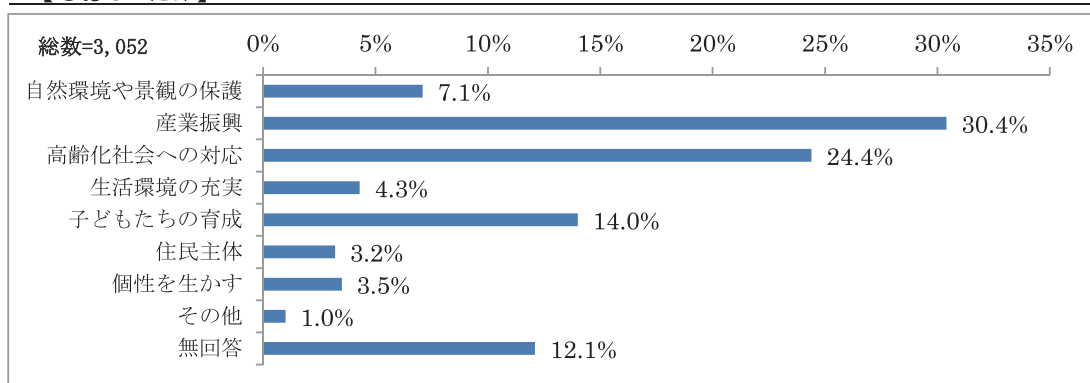
「行政経費の削減と行政組織のスリム化」が 28.5%と最も多く、次いで「職員の意識改革や、専門性などを有した人材を育成」の 23.6%、「公共事業を削減し、借金（地方債の発行）を抑制」の 14.7%の順となっています。

年齢別 「職員の意識改革や、専門性などを有した人材を育成」と回答した割合が最も多かったのが 30 代の方（32.1%）で、次いで 50 代の方（28.3%）の順となっています。

職業別 「公共事業を削減し、借金（地方債の発行）を抑制」と回答した割合が最も多かったのが公務員・団体職員の方（20.8%）となっています。

問 22 今後、訓子府町は、どの分野に最も力を注いでまちづくりを推進すべきとお考えですか。

【〇は1つだけ】



「産業振興」が 30.4%と最も多く、次いで「高齢化社会への対応」の 24.4%、「子どもたちの育成」の 14.0%の順となっています。

男女別 「産業振興」と回答した割合が男性で 36.3%に対し、女性では 25.4%にとどまっています。反対に「高齢化社会への対応」と回答した割合が女性 27.9%に対し、男性では 20.6%にとどまっています。

年齢別 「子どもたちの育成」と回答した割合が最も多かったのが 30 代の方（29.8%）で、次いで 20 代の方（23.7%）、10 代の方（23.3%）の順となっています。

職業別 「産業振興」と回答した割合が最も多かったのが農林業の方（49.5%）で、次いで商業・サービス業（自営）の方（41.8%）の順となっています。



問23 訓子府町で実施している事業で不要と思うものと、逆に新たに実施または充実すべきと思うものがありましたら記入してください。【自由記入】

< 1 不要と思う事業 >

◆16名からの意見～各種道路・新規施設整備事業（うち図書館関係2名）

◆10名からの意見～こども園建設

◆6名からの意見～居武士小学校

◆4名からの意見

お祭り（さむさむ祭り2名、芝桜祭り1名、敬老祭1名）、団体・組織への支援・補助金

◆3名からの意見

地域担当職員制度、利用者の少ないもの（具体的な提案はなし）

◆2名からの意見

中学生までの医療費助成、交通安全協会の町への配置、日曜日の消防サイレン

◆1名からの意見

まちづくり推進委員会、津野町との交流、町民アンケート、店舗出店等の支援事業、レクリエーション公園の芝ざくら、臨時職員の正規採用、戦没者追悼式

< 2 新たに実施または充実すべき事業 >

◆26名からの意見～老人福祉（うち老人ホーム建設8名）

◆13名からの意見～雇用対策

◆10名からの意見～観光・まちのPR、障がい者介護

◆9名からの意見～子育て支援

◆6名からの意見～農業関係

◆4名からの意見

住宅支援（空き家の利活用、家賃補助等）、道の駅設置

◆3名からの意見

医療関係（病院の改装・誘致）

◆2名からの意見

防犯対策、防災対策、居場所づくり、温泉の設備充実（食堂、露天風呂）、情報通信網の充実

◆1名からの意見

収穫祭、介護士への生活支援金支給、第三セクターでの不動産業及び就労支援、共同墓地建立、歩道の除雪（啓発含む）、街灯LED化、消防署新築、移動図書、道路の美化、現状維持、6次産業の起業者補助、地域担当職員の活動充実、キャラクター活用、安定した町財政の運営、商店街活性化、自然エネルギーの開発、運動施設の充実



第6次訓子府町総合計画

(平成29年度～平成38年度)

発行年月 平成29年3月

編集・発行 訓子府町企画財政課

〒099-1498 北海道常呂郡訓子府町東町398番地

TEL 0157-47-2115 FAX 0157-47-2600

印刷・製本 有限会社 八島印刷